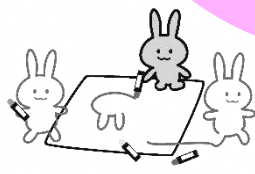
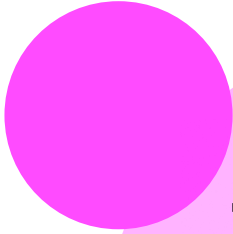


第二期草津市

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
草津市

ごあいさつ



草津市では、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津を目指して、今年度までを計画期間とする「草津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化の進展や共働き家庭の増加による保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、社会経済情勢の変化を背景に、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。また、貧困状態にある家庭の状況が子どもの学力や進学に影響し、成人後の就労等にも影響することで、貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

このような背景のもと、本市における子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」を基本理念とし、この基本理念の下で育む子どもの姿として「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども“草津っ子”」を掲げた「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、重点事項として、就学前教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進や地域子育て支援事業の充実等、子育て環境の整備確保に取り組み、さらに、子どもの貧困対策の充実、児童虐待防止対策の充実、障害のある子どもへの支援等の充実を図ります。

誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らせる「健幸都市」づくりを進める本市では、どこよりも安心して子どもを産み、子育てできるまちの実現を目指し、事業計画の着実な実行に取り組んでまいりますので、市民の皆様の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、御尽力いただきました「草津市子ども・子育て会議」の皆様、市民ニーズ調査やパブリックコメントなどにおいて、広く御意見をいただきました市民の皆様に、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月

草津市長 橋川 渉

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 計画の基本的な事項.....	4
4 計画策定経過.....	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	8
1 人口の動向.....	8
2 家族の状況.....	13
3 認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等の状況.....	18
4 子ども・子育て支援の状況.....	22
5 ニーズ調査の結果.....	25
6 子どもの貧困対策のための支援者調査の結果.....	41
7 第1期計画の評価と課題.....	47
8 課題と方向性.....	52
第3章 計画の基本的な考え方.....	56
1 基本理念.....	56
2 草津市の目指す子どもの姿「草津っ子」.....	57
3 計画推進にあたっての視点.....	58
4 基本目標.....	59
5 施策の体系.....	60
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	61
目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり.....	61
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり.....	68
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり.....	82
目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり.....	89
目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり.....	95

第5章 重点的な取組（子ども・子育て支援法 法定必須記載事項）	100
1 基本事項	100
2 就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進	101
3 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	102
4 就学前の教育・保育	103
5 地域子ども・子育て支援事業	105
第6章 重点的な取組（子ども・子育て支援法 法定必須記載事項以外）	120
1 子どもの貧困対策の充実（ひとり親家庭の自立支援の推進を含む）	120
2 児童虐待防止対策の充実	127
3 障害のある子どもへの支援の充実	131
4 「草津っ子」育み事業	134
第7章 計画の推進に向けて	138
1 それぞれの役割と責務	138
2 推進体制	139
3 計画の検証方法と中間年度での見直し	140
資料編	141
1 草津市子ども・子育て会議委員名簿	141
2 草津市子ども・子育て会議における検討経過	142

※担当課は、令和2年3月時点の課名としています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率は 3 年連続で低下しており、平成 30 年で 1.42 となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。また、貧困状態にある家庭の状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

国においては、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成 27 年 4 月から始まりました。新制度の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが必要とされました。また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成 26 年 1 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年 9 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務とされました。

「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や草津市（以下「本市」という。）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である「草津市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 子育て環境の変化

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、我が国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策が始まりました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望するときに結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成等により、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

(2) 支援が必要な子どもへの対応

平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められており、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、子どもや子育て世帯の社会的な孤立から派生する子どもに対する虐待やいじめ等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親が国際結婚の子ども等、外国につながる子どもが全国的に増加していることを受け、外国につながる子どもの育ちを支え、円滑に教育・保育を利用できるよう配慮することが求められています。

子どもの貧困については、厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、我が国の 7 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。

こうした背景から、令和元年 9 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務とされました。

※相対的な貧困…

その国の平均的な所得水準の半分未満の状況にあること。最低限の衣食住を満たせない「絶対的貧困」とは異なり、外見からはわかりにくく、支援の手を差し伸べにくいのが特徴。(イメージ図 80 ページ)

(3) 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、働きやすい職場づくりを進めることが安心して妊娠・出産・子育てができる環境につながります。

国の働き方改革実現会議では、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が策定され、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備等を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が推進される一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに解消されていくことが望まれます。

(4) 待機児童解消と保育人材の確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」が公表されました。このプランでは、令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和 4 年度における女性（25～44 歳）の就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

本市の女性の就業率は年々上昇しており、今後も増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士等の業務負担軽減やキャリアアップ支援等、保育士等が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育できる環境づくりが求められています。

※就業率…

15 歳以上人口に占める就業者の割合であり、次の式で定義される。

就業率（%）＝就業者/15 歳以上人口×100

3 計画の基本的な事項

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」を内包した、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第8条)】

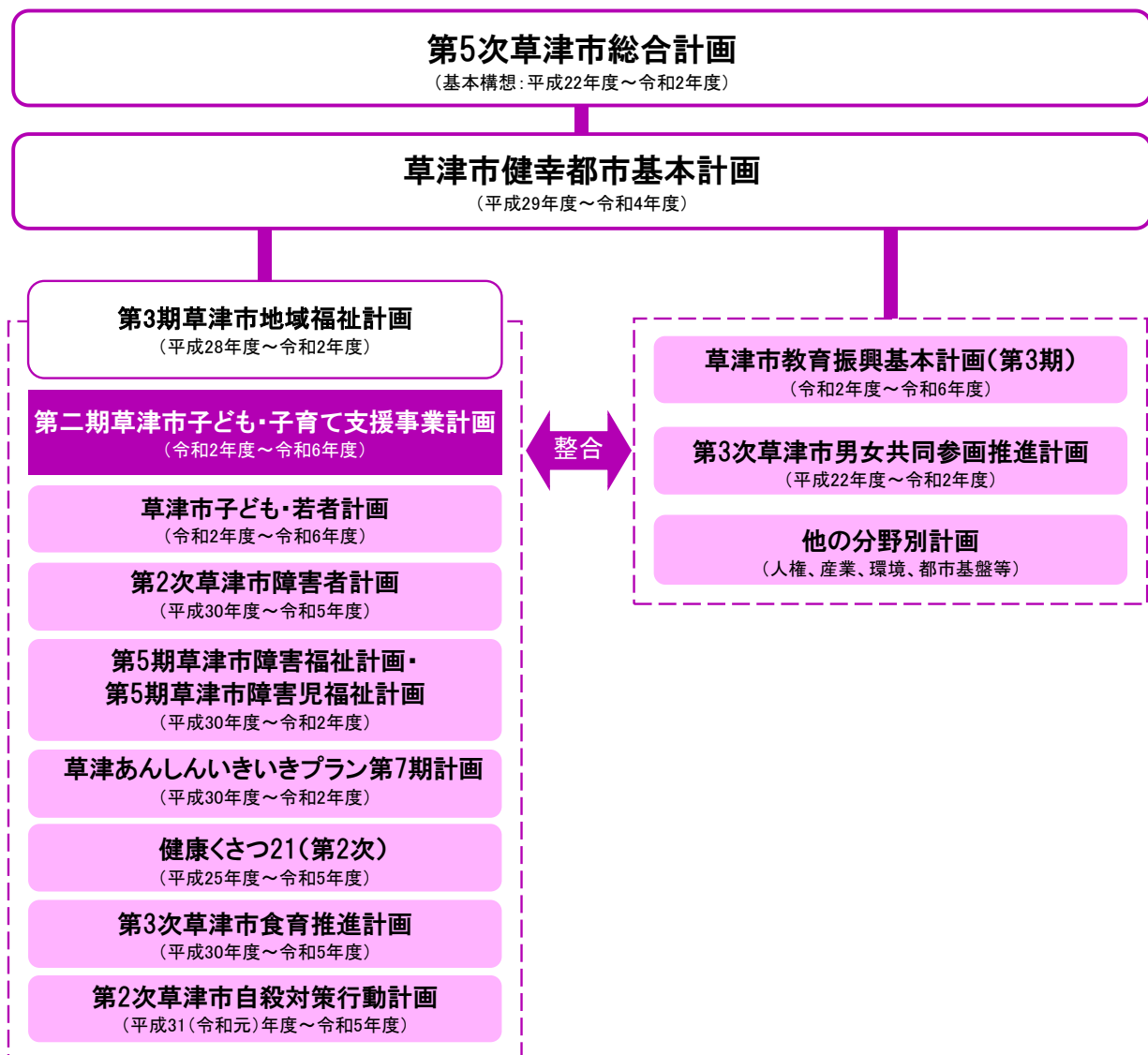
市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律(第9条第2項)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次草津市総合計画」を最上位計画、「草津市健幸都市基本計画」、「第3期草津市地域福祉計画」を上位計画とし、「草津市子ども・若者計画」や「草津市教育振興基本計画（第3期）」、その他の福祉計画等の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。



(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

【子ども・子育て支援法(第6条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

平成 27年度	・・・	平成31 (令和元)年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
草津市子ども・子育て支援事業計画			第二期草津市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				



4 計画策定経過

(1) 草津市子ども・子育て支援に関する調査

①草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

②団体調査

ニーズ調査では把握しきれない現場の声をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体・個人等へのアンケート調査を実施しました。

(2) 草津市子どもの貧困対策のための支援者調査

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

(3) 草津市子ども・子育て会議

学識経験者、福祉・医療・保健・教育等の関係者および子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するための計画案の審議を行いました。

(4) パブリックコメント

令和元年12月から令和2年1月にかけて計画案について、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を反映しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の動向

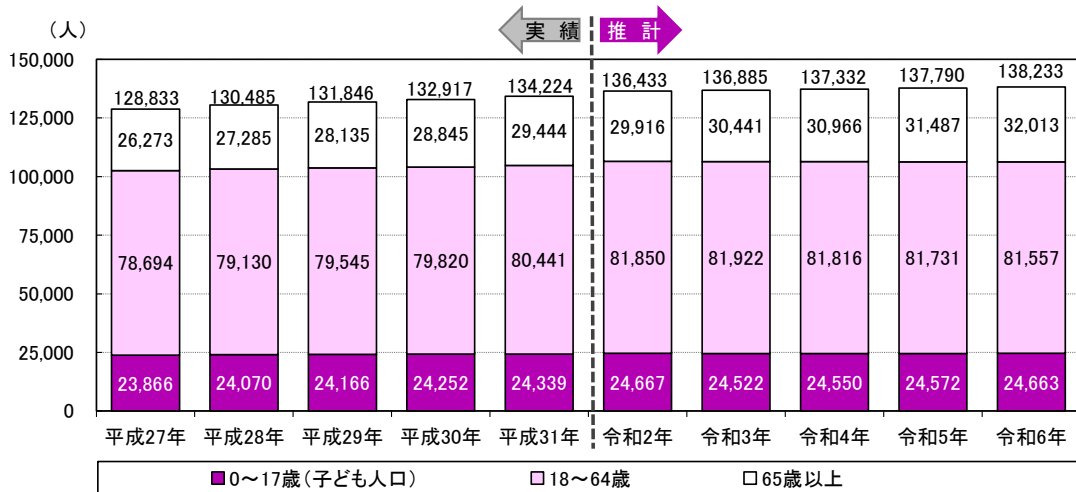
- ◆本市の総人口は、住宅開発等の進展による人口流入を受けて、増加傾向にあります。
- ◆年齢3区分別の構成割合は、0～17歳の子ども人口割合が横ばいで推移しますが、65歳以上人口割合が年々上昇し、高齢化が進行すると予測されます。
- ◆本市の就学前児童数は、平成28年をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されます。小学生児童数は、増加傾向にありますが、令和2年以降は増加と減少を繰り返し、横ばいで推移すると予測されます。

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の総人口は毎年増加しており、平成31年は134,224人となっています。今後も増加傾向は継続し、令和6年には138,233人に達すると予測されます。

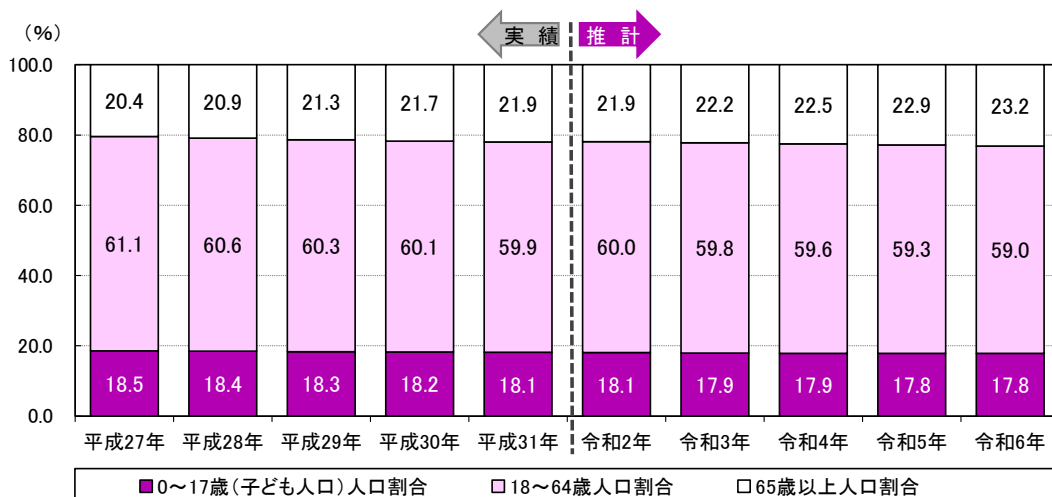
年齢3区分別の構成割合は、子ども人口割合は横ばいで推移し、65歳以上人口割合は、年々上昇すると予測されます。

■ 総人口の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

■年齢3区分別の構成割合の推移



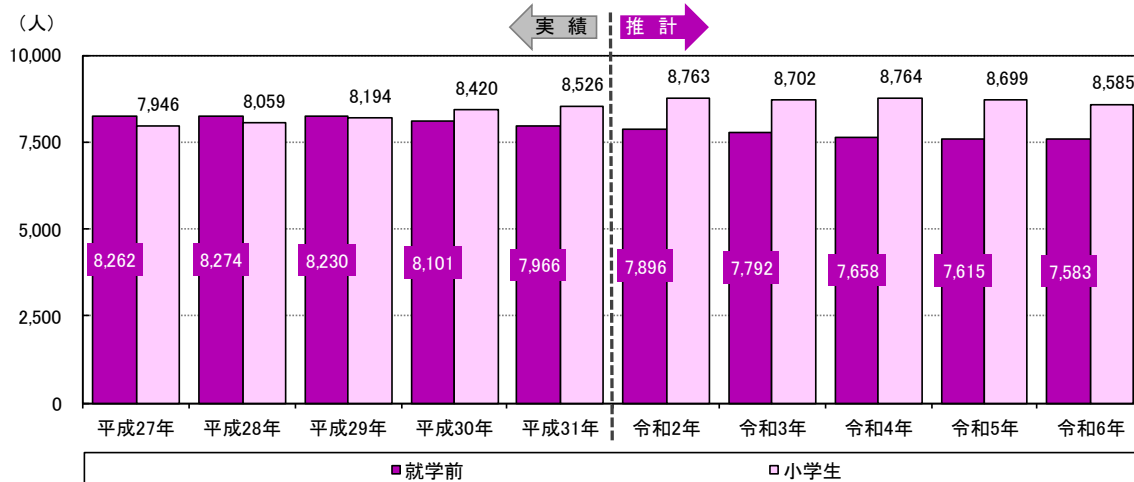
資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）
 ※小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 就学前と小学生の人口の推移と推計

0歳～5歳までの就学前の児童数は、子育て世帯の転入の影響を受け増加していましたが、平成28年をピークに減少に転じ、今後も減少で推移すると予測されます。

小学生の児童数は、増加しており、平成31年は8,526人となっています。今後は、開発などの影響により増減しながら推移し、令和6年で8,585人と予測されます。

■児童数（就学前と小学生）の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

■年齢別児童数（就学前と小学生）の推移

(人)

年次 年齢	実績					推計				
	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	3年	4年	5年	6年
0歳	1,236	1,290	1,213	1,203	1,193	1,166	1,183	1,167	1,175	1,172
1歳	1,390	1,291	1,343	1,289	1,253	1,275	1,223	1,245	1,228	1,237
2歳	1,431	1,406	1,325	1,360	1,298	1,299	1,294	1,249	1,272	1,254
3歳	1,449	1,452	1,441	1,347	1,404	1,346	1,320	1,323	1,278	1,300
4歳	1,390	1,440	1,457	1,447	1,350	1,430	1,342	1,323	1,328	1,283
5歳	1,366	1,395	1,451	1,455	1,468	1,380	1,430	1,351	1,334	1,337
就学前計	8,262	8,274	8,230	8,101	7,966	7,896	7,792	7,658	7,615	7,583
1年生	1,379	1,366	1,430	1,458	1,480	1,503	1,384	1,443	1,364	1,347
2年生	1,368	1,378	1,370	1,431	1,460	1,502	1,495	1,388	1,447	1,369
3年生	1,364	1,379	1,380	1,375	1,433	1,488	1,496	1,500	1,396	1,455
4年生	1,225	1,373	1,388	1,391	1,378	1,455	1,479	1,497	1,502	1,399
5年生	1,320	1,242	1,376	1,391	1,388	1,405	1,451	1,484	1,504	1,509
6年生	1,290	1,321	1,250	1,374	1,387	1,410	1,397	1,452	1,486	1,506
小学生計	7,946	8,059	8,194	8,420	8,526	8,763	8,702	8,764	8,699	8,585
合計	16,208	16,333	16,424	16,521	16,492	16,659	16,494	16,422	16,314	16,168

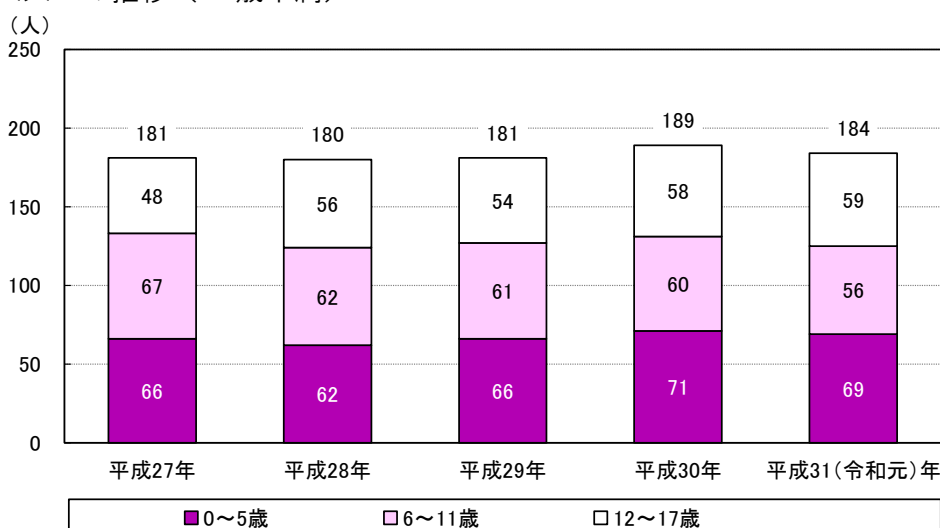
資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

(3) 外国人人口

18歳未満の外国人人口は、平成27年以降180人台で推移しています。

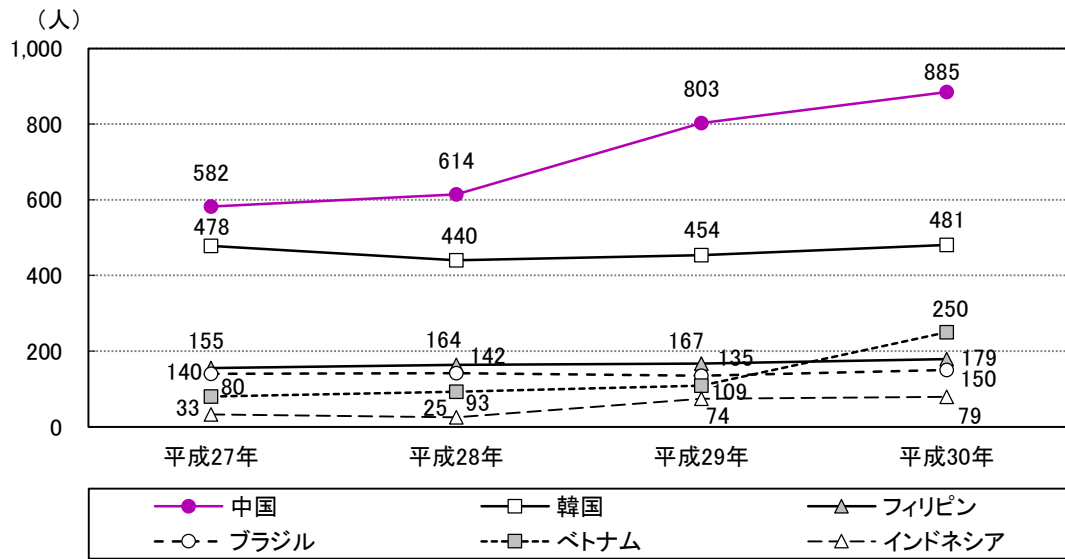
国籍別人口では、平成27年以降「中国」が最も高く、次いで「韓国」が第2位で推移しており、平成30年はそれぞれ885人、481人となっています。また、第5位で推移していた「ベトナム」が平成30年は250人で第3位となっており、第4位が「フィリピン」で179人、第5位が「ブラジル」で150人、第6位が「インドネシア」で79人となっています。

■外国人人口の推移（18歳未満）



資料：学区別年齢別人口（各年5月31日現在）

■ 国籍別人口の推移（上位6か国）



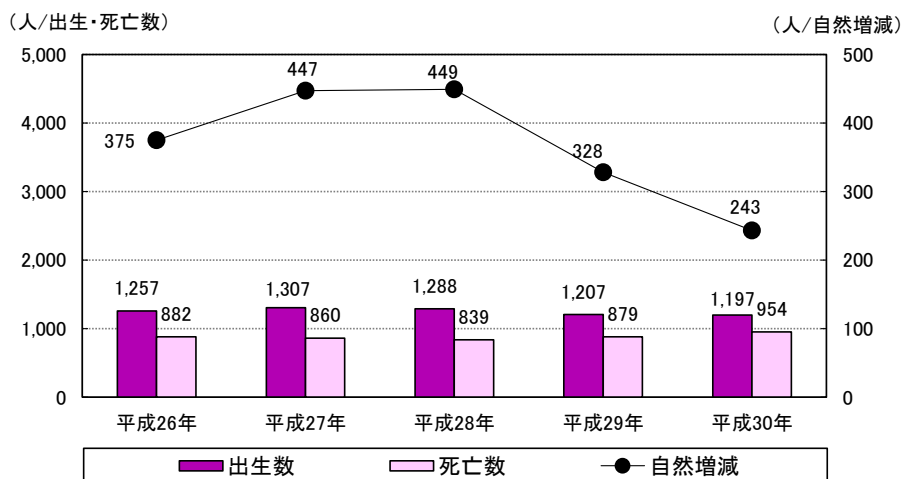
資料：市民課（各年12月31日現在の住民基本台帳人口）
 ※平成30年時点で上位6か国を抜粋

(4) 自然動態

出生数は、平成27年をピークに減少に転じ、死亡数は平成28年以降増加傾向となっています。本市の自然動態は出生数が死亡数を上回る自然増の傾向にありますが、平成28年以降、出生数と死亡数の差は縮小しています。

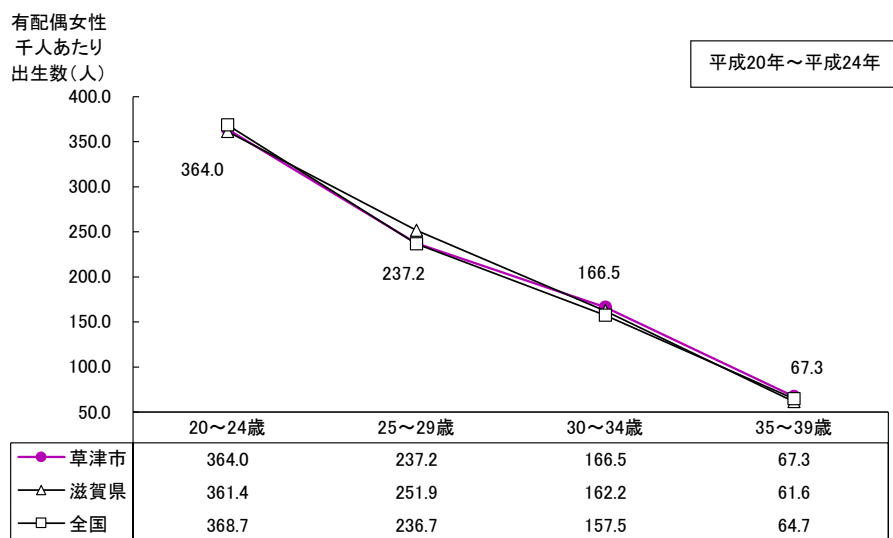
20～39歳の有配偶出生率を滋賀県、全国と比較すると、25～29歳を除く年代で滋賀県よりも高くなっています。30～39歳では滋賀県、全国よりも高くなっています。

■ 出生数と死亡数



資料：市民課（各年10月1日～9月30日の1年間）

■ (参考) 有配偶出生率の比較



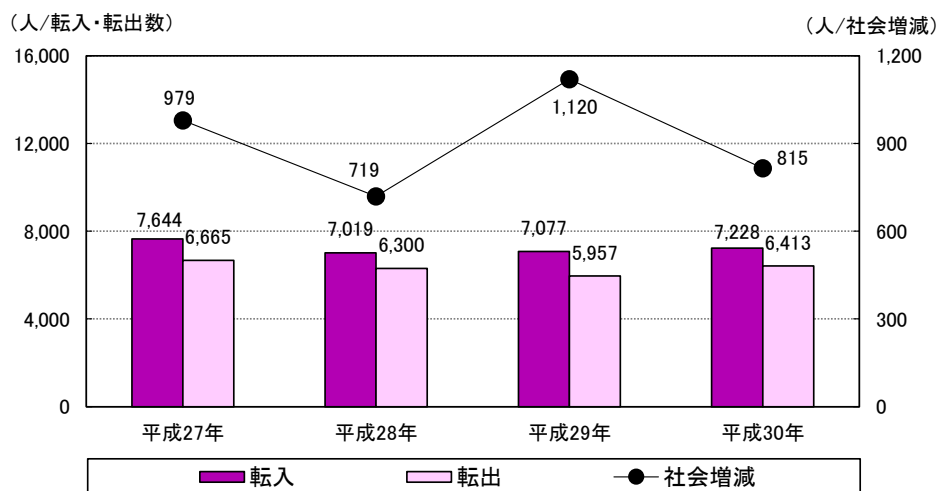
資料：人口動態統計特殊報告

※有配偶出生率…
配偶者のいる女性 1,000 人当たりの嫡出生数。

(5) 社会動態

転入数は、平成 28 年に 7,019 人まで減少するもののその後増加に転じ、平成 30 年は 7,228 人となっています。転出数は年々減少していましたが、平成 30 年で増加に転じています。本市は転入数が転出数を上回る社会増の傾向にあります。増加数は年によってばらつきがあります。

■ 転入数と転出数



資料：市民課（各年 10 月 1 日～9 月 30 日の 1 年間）

2 家族の状況

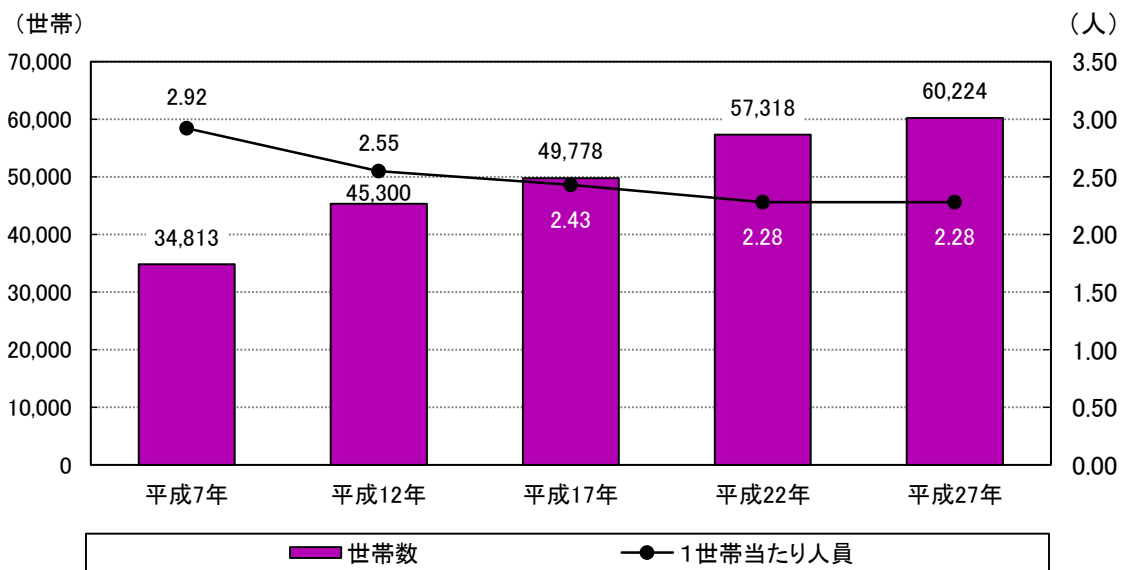
- ◆市全体の世帯数や子どものいる世帯数は増加していますが、子どものいる1世帯当たり人員は減少し、核家族化が進行しています。
- ◆ひとり親世帯は、平成28年以降減少傾向にあるものの1,000世帯台で推移しています。ひとり親世帯の自立や子どもへの支援等総合的な支援が求められます。
- ◆子育て世代の女性の労働力率は上昇傾向にあり、18歳未満の子どものいる共働き世帯も増加しています。今後も働く女性が増加することで、さらなる保育ニーズの高まりが予測されます。

(1) 世帯の状況

①世帯数と1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成7年から平成27年の20年間で1.73倍となっており、人口の伸びよりも大きくなっています。平成6年に開設した立命館大学の学生等単身世帯の増加により、1世帯当たり人員は、平成7年の2.92人から平成27年の2.28人へと、世帯規模の縮小が進んでいます。

■世帯数の推移



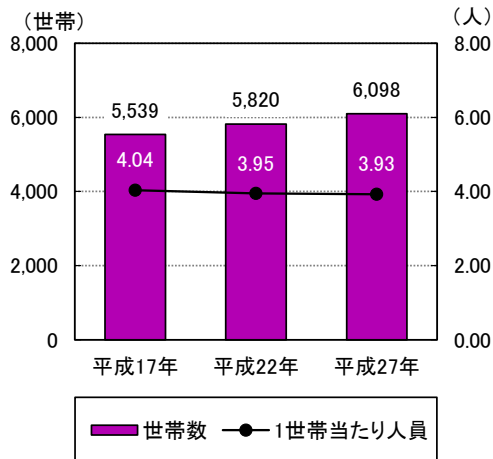
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②子どものいる世帯数の推移

子どものいる一般世帯数は、6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに増加しています。

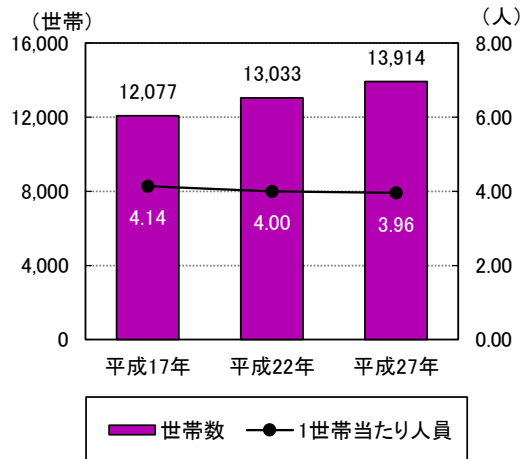
また、子どものいる一般世帯の1世帯当たり人員は6歳未満のいる世帯、18歳未満のいる世帯ともに減少傾向にあり、子育て家庭においても世帯規模の縮小が進んでいます。

■6歳未満の子どものいる世帯数



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■18歳未満の子どものいる世帯数



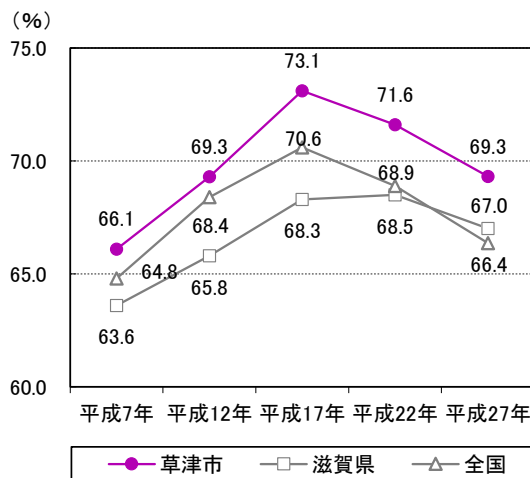
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③未婚率の推移

20～34歳における未婚率の推移をみると、男性については平成7年以降滋賀県や全国を上回る水準となっていますが、平成17年をピークに減少しています。

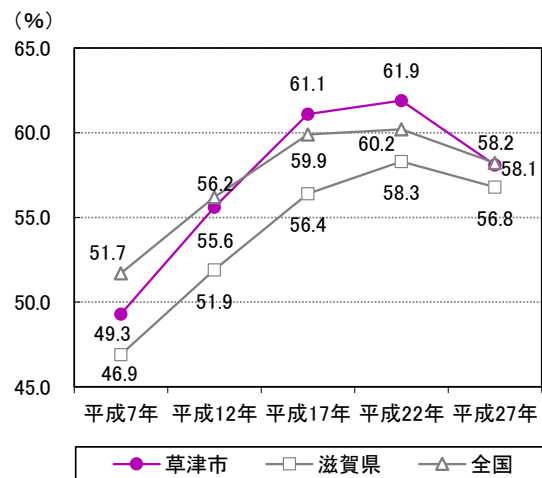
女性については、平成17年まで滋賀県や全国を上回る勢いで増加していましたが、平成22年には全国水準と同様にわずかな増加にとどまっています。平成27年には減少に転じており、全国と同程度の水準となっています。

■男性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率（20～34歳平均）の推移



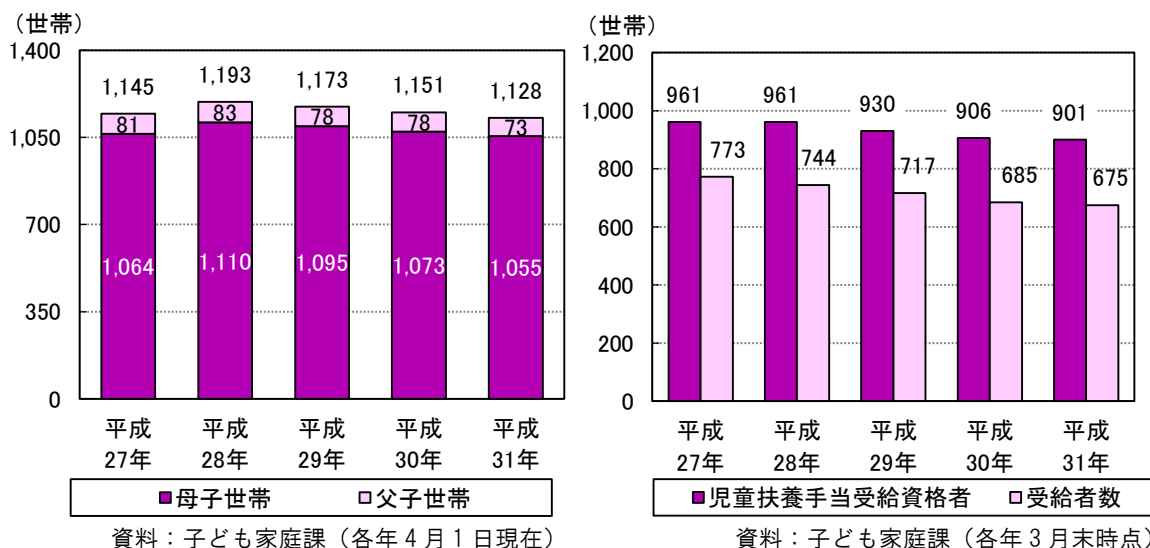
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、平成28年をピークに減少に転じています。

また、基準以下の所得のひとり親世帯へ支給される児童扶養手当については、平成27年以降受給資格者数、受給者数ともに減少傾向となっています。

■20歳未満の子どもがいるひとり親世帯数 ■児童扶養手当

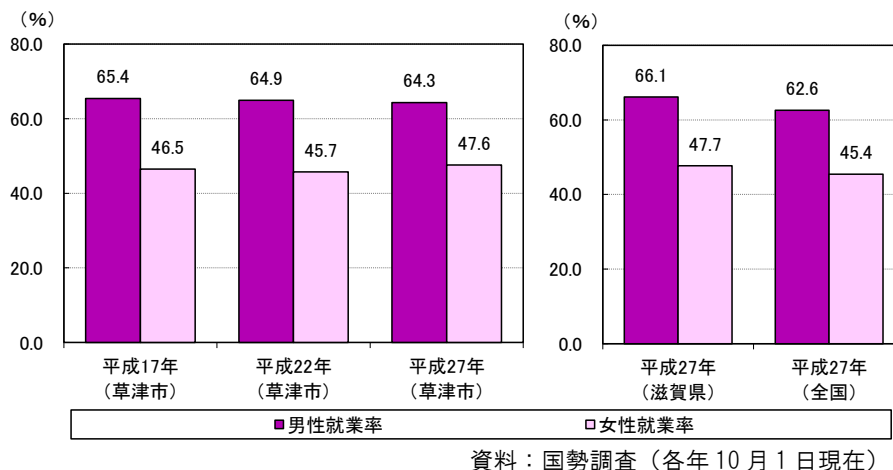


(3) 就労の状況

①男女の就業率の推移

就業率は、男性、女性ともにほぼ横ばいで推移しており、平成27年には男性は64.3%、女性は47.6%となっています。平成27年は、男性・女性ともに全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは若干低くなっています。

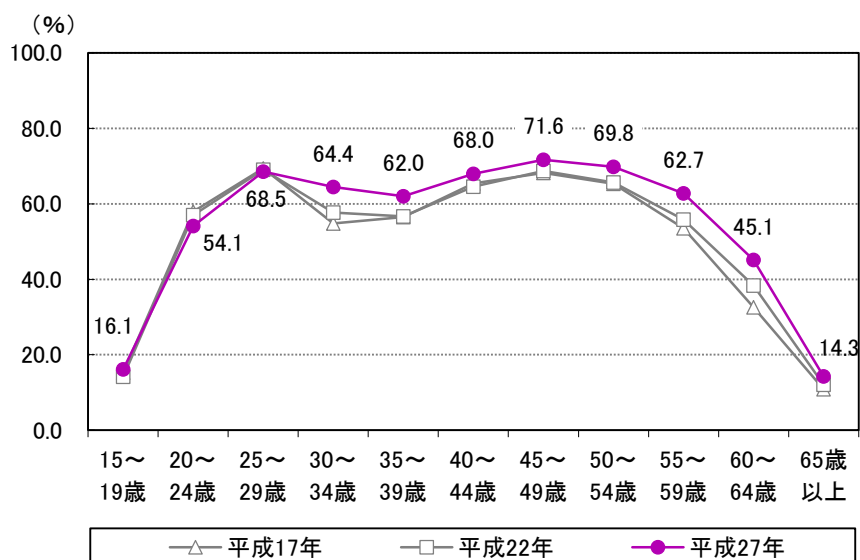
■男女別 就業率の推移



②女性の年齢別就業率

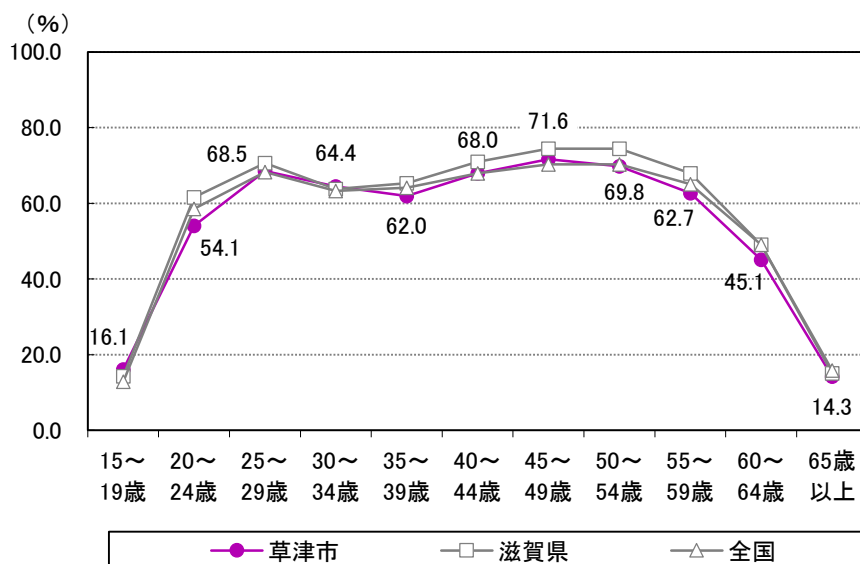
女性の年齢別就業率は、平成17年、平成22年に比べ平成27年では20歳代を除くすべての年齢層で増加しています。また、滋賀県や全国と比べると、15～19歳、30～34歳は滋賀県や全国を上回る水準、25～29歳、40～44歳、45～49歳では滋賀県を下回るものの全国と同程度の水準ですが、20～24歳、35～39歳、50歳以上では滋賀県や全国を下回る水準となっています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率（草津市・経年比較）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の年齢5歳階級別 就業率（平成27年草津市・滋賀県・全国の比較）

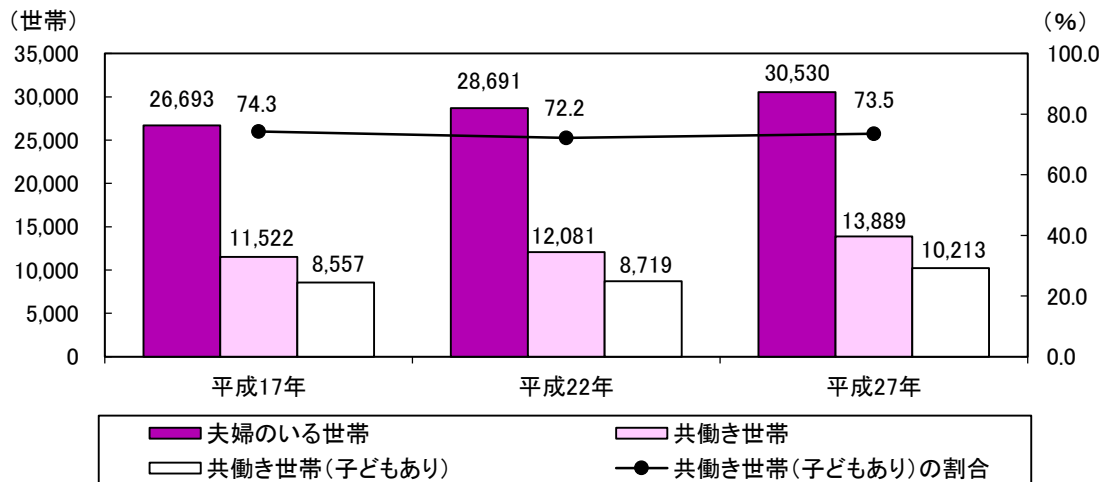


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

③共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、平成27年には30,530世帯となっています。そのうち、共働き世帯や、共働き世帯のうち子どもありの世帯も増加し、平成27年にはそれぞれ13,889世帯、10,213世帯となっています。しかし、共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

■共働き世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）



3 認定こども園、幼稚園および保育所(園)、小学校等の状況

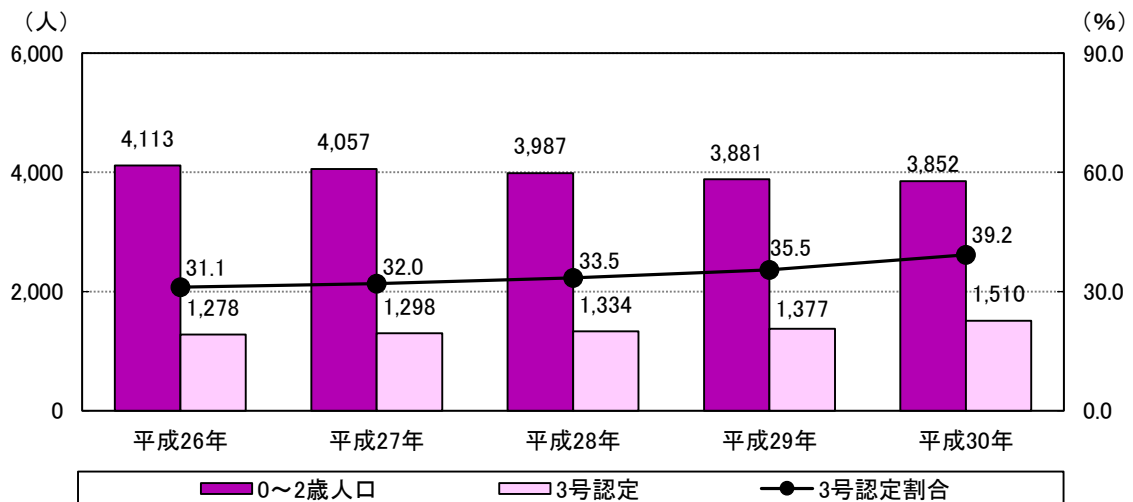
- ◆本市では保育ニーズの増加に対応するため、保育所定員の見直しや私立保育園の新設により定員枠を拡大するとともに、認定こども園の整備を進めてきました。また、0～2歳に占める3号認定の割合は年々上昇しており、今後も低年齢児の保育ニーズの増加が予測されます。
- ◆就学援助については、要保護が減少し、準要保護が増加しており、生活保護による扶助は受けていないものの、就学が困難な状況にある児童生徒が増えていると考えられます。

(1) 教育・保育給付認定の状況

①0～2歳の認定状況の推移

0～2歳人口は減少していますが、3号(保育)認定は増加していることから、3号(保育)認定割合は年々上昇しています。

■0～2歳の認定状況

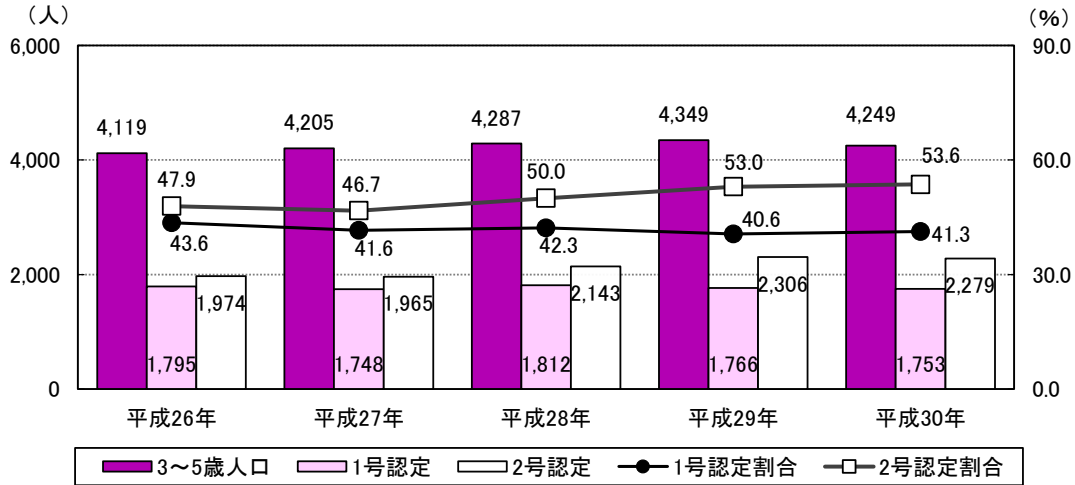


資料：幼児課（各年4月1日現在）

②3～5歳の認定状況の推移

3～5歳人口は、平成29年まで増加し、平成30年で減少しています。1号(教育)認定割合は、認定こども園における3歳児の受入れが進んだことから横ばいで推移しています。2号(保育)認定割合は平成27年以降上昇しています。

■3～5歳の認定状況



資料：幼児課（各年4月1日現在）

(2) 認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数

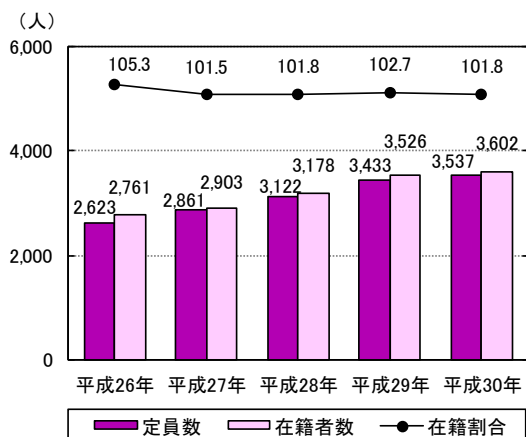
①認定こども園、幼稚園および保育所（園）の定員と在籍者数の推移

認定こども園（保育認定）・保育所（園）の在籍者数は増加しています。保育ニーズの増加に対応するため、職員配置や保育室の面積の範囲内で弾力運用による受入れを行っており、在籍割合は毎年100%を超えています。

認定こども園（教育認定）・幼稚園の在籍者数は、認定こども園における3歳児の受入れが進んだことから横ばいとなっています。在籍割合は毎年80%台で推移しています。

■認定こども園（保育認定）・保育所（園）

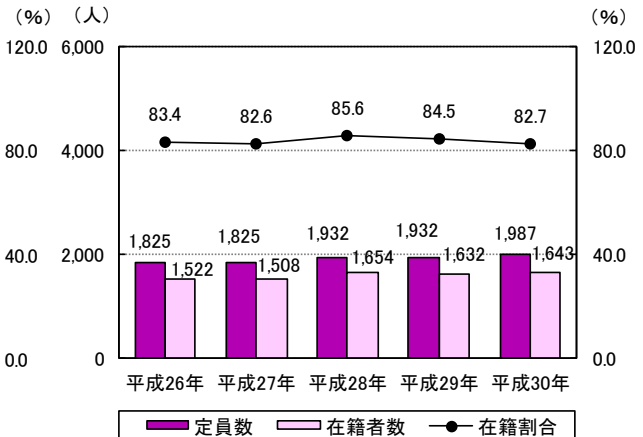
の在籍者数の推移



資料：幼児課（各年4月1日現在）

■認定こども園（教育認定）・幼稚園

の在籍者数の推移



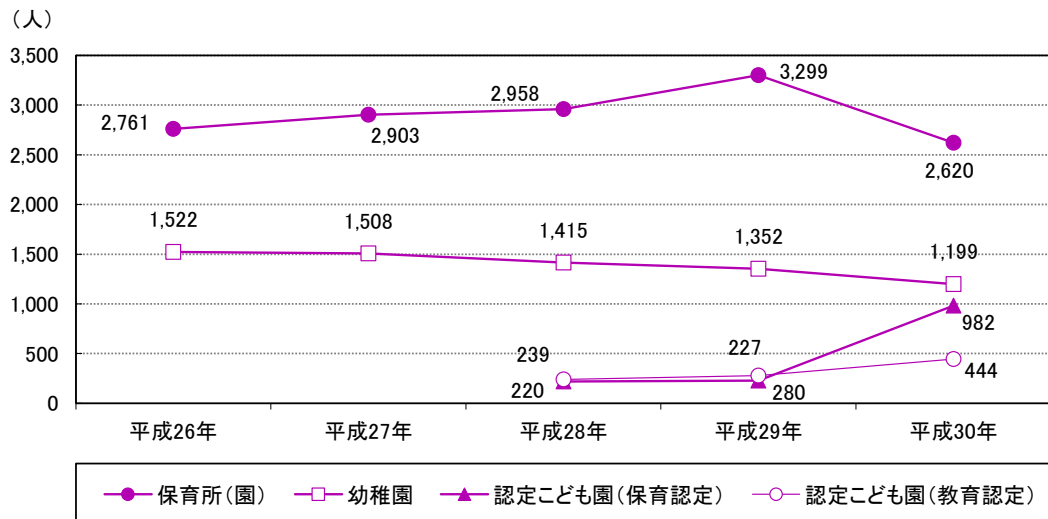
資料：幼児課（各年4月1日現在）

②認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数の比較

認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数を比較すると、保育所（園）は年々増加し、平成29年で3,299人となっていました。平成30年で2,620人となっています。認定こども園（保育認定）は年々増加し、平成30年で982人となっています。

幼稚園は年々減少し、平成30年で1,199人となっています。認定こども園（教育認定）は年々増加し、平成30年で444人となっています。

■認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数の推移



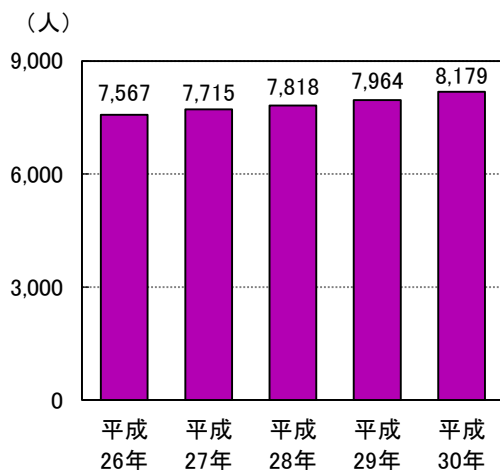
資料：幼児課（各年4月1日現在）

(3) 小中学校の状況

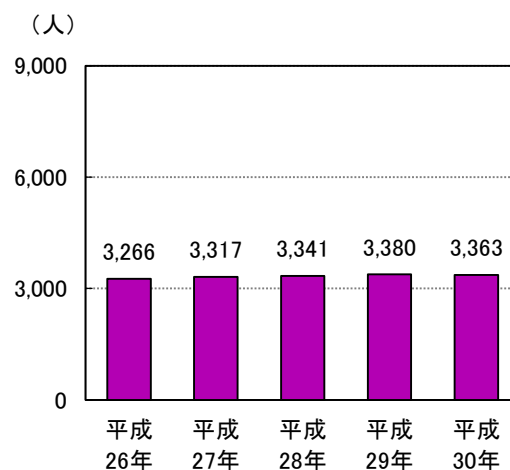
市内には、公立小学校が14校あります。児童数は増加傾向にあり、平成30年には8,179人となっています。

市内の中学校については、公立が6校、私立が1校あります。公立中学校の生徒数は、増加傾向にあり、平成30年には3,363人となっています。

■小学校児童数（公立）



■中学校生徒数（公立）



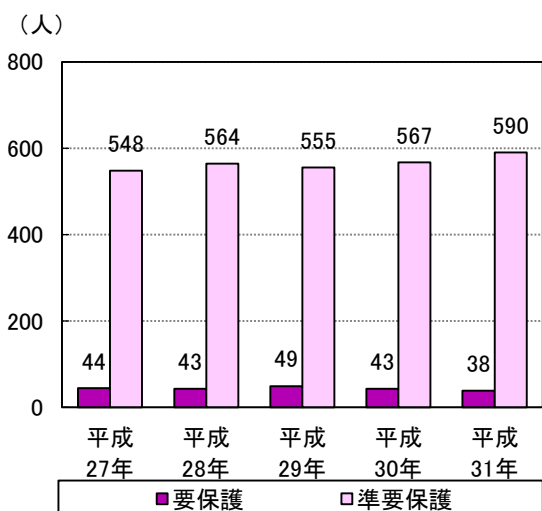
資料：学校教育課 学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 就学援助の状況

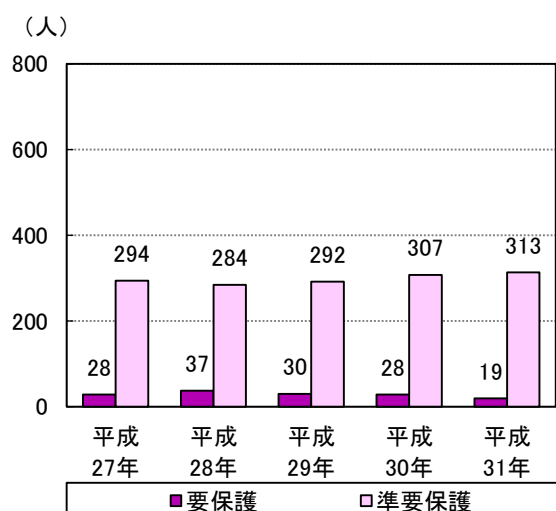
小学校の就学援助認定者数は、平成 29 年以降、要保護については減少し、準要保護については増加しています。

中学校の就学援助認定者数は、平成 28 年以降、要保護については減少し、準要保護については増加しています。

■ 小学校の就学援助認定者数



■ 中学校の就学援助認定者数



資料：学校教育課（各年 3 月末現在）

※就学援助認定者の「要保護」と「準要保護」…

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

a. 要保護者…生活保護法第 6 条第 2 項に規定する者。

b. 準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。認定基準は各市町村が規定する。



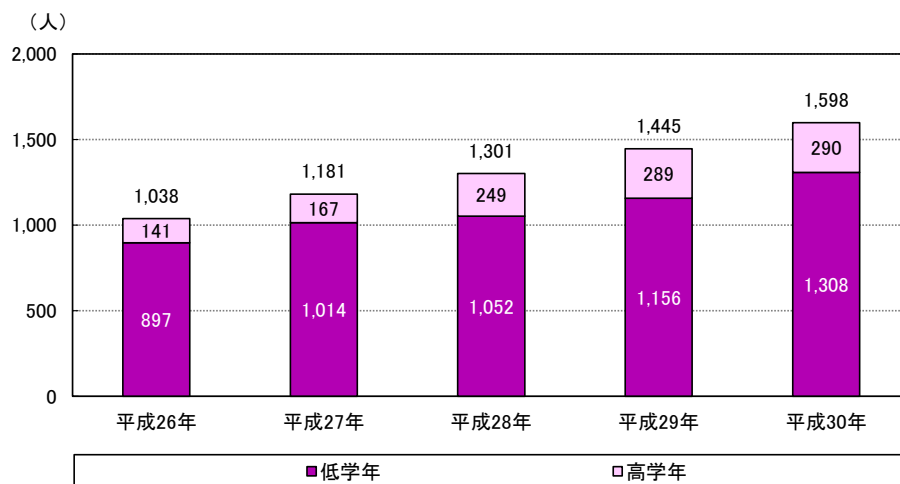
4 子ども・子育て支援の状況

- ◆児童育成クラブは、共働き世帯の増加に伴うニーズの増加に対応するため、民設クラブの設置を進めてきました。今後も、女性の就業率の増加等により、さらなるニーズの増加が予測されます。
- ◆児童虐待については、社会的関心の高まりや相談員の人員増加により、相談件数が増加しています。相談内容は年々複雑化しており、長期に及ぶ支援を必要とするケースも増加していることから、相談員の専門性の向上等の体制強化と虐待の未然防止のための取組が必要です。
- ◆湖の子園の在籍者数は減少していますが、民間の児童発達支援事業所の利用者数も含めると、児童発達支援の利用者数は増加傾向となっています。また、特別児童扶養手当の受給者は増加傾向にあり、発達支援の充実が求められます。

(1) 児童育成クラブの在籍状況

児童育成クラブは、公設が小学校区に1つずつ計14箇所あり、民設は市全体で15箇所整備されています。入会児童数は低学年、高学年ともに年々増加しており、特に高学年の入会児童数は5年間で約2倍になっています。

■ 児童育成クラブ入会児童数



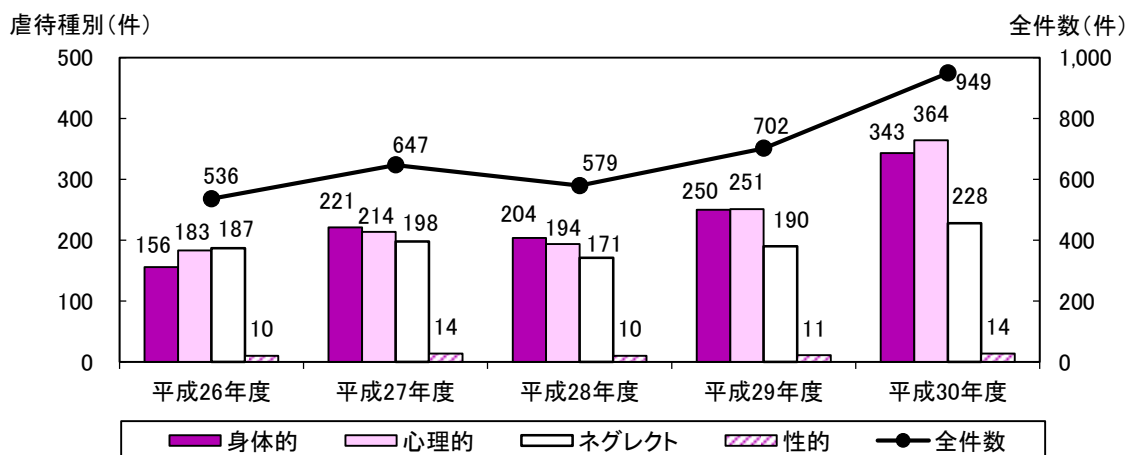
資料：子ども・若者政策課（各年5月1日現在）

(2) 児童虐待相談の状況

児童虐待の相談件数は、平成26年度から平成28年度にかけて増減していますが、社会的な関心の高まりから増加傾向にあり、平成30年度では、949件となっています。

虐待種別については、平成30年度では、心理的虐待が364件と最も多く、次いで身体的虐待が343件となっています。

■児童虐待相談件数



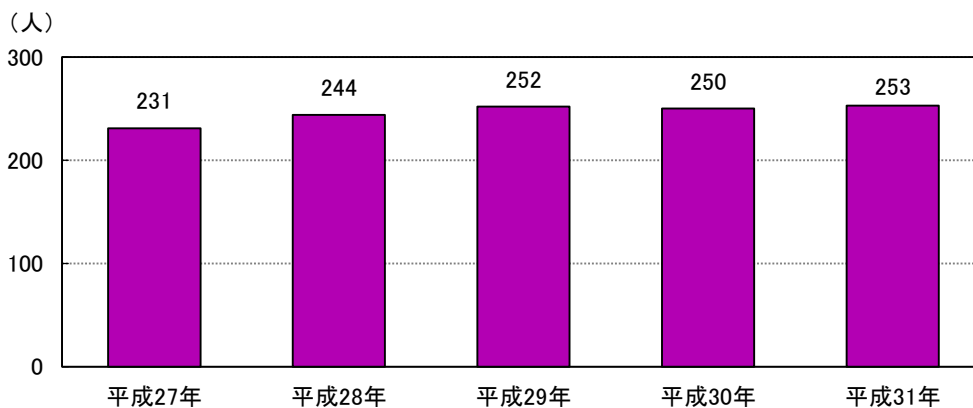
資料：家庭児童相談室（各年3月末）

(3) 障害のある子どもへの支援の状況

①特別児童扶養手当受給者の状況

本市では20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、平成27年以降増加傾向にあり、平成31年は253人となっています。

■特別児童扶養手当申請者数

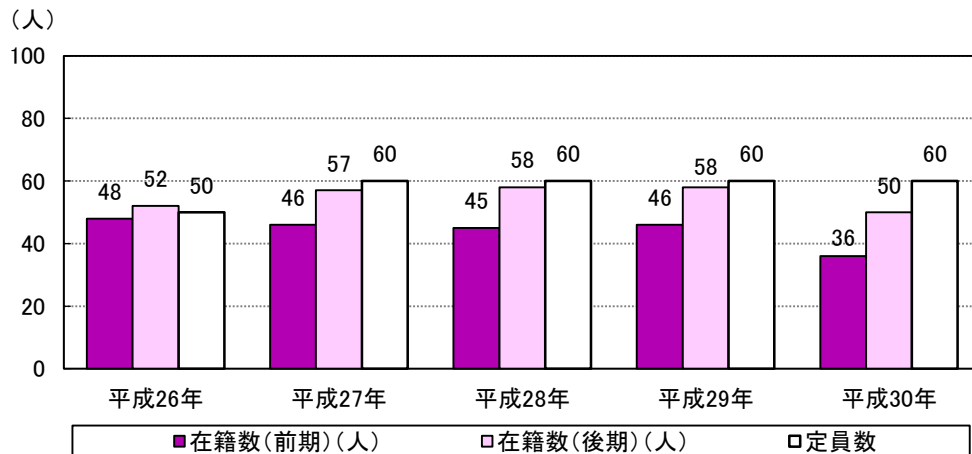


資料：子ども家庭課（各年3月末現在）

②児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のある子どもおよびその疑いのある子どもに対する早期の適切な療育を実施することで、二次障害を予防し、発達を促すための支援および保護者等の援助を行っています。利用者数についてみると、平成30年に在籍数は減少しましたが、より支援の必要な子どもの通園回数を増やしています。また、民間の児童発達支援所の新規開設や利用者のニーズの多様化により、児童発達支援事業の利用者数は増加しています。

■児童発達支援事業（湖の子園）の利用者数



資料：発達支援センター（各年10月1日現在）

※湖の子園…

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設。

※二次障害…

本人について誤った理解に基づいて関わる結果、本来の障害に加えて、精神的に不安定な状態となり、さらに生活に支障をきたす状態となること。

③発達支援センターの相談等の状況

発達支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難等の心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリング等を実施しています。

相談件数は、平成26年度以降新規相談が毎年度1割前後となっていました。平成30年度は3割を占めています。平成30年度の相談内容の内訳をみると、「家族相談」が1,000件を超えて多くっており、次いで「発達検査」、「学校連携」となっています。

■発達支援センターの相談等件数

	相談内容内訳(延べ件数)									
	相談件数計(延べ件数)	うち新規	家族相談	本人面談	医療相談	発達検査	幼保連携	学校連携	医療連携	関係機関他
平成26年度	3,414	312	1,423	205	55	634	642	208	95	152
27年度	3,619	394	1,386	246	138	689	686	319	29	126
28年度	3,383	351	1,219	253	56	536	841	312	23	143
29年度	2,992	299	1,236	223	46	554	662	200	9	62
30年度	3,061	1,186	1,619	278	47	622	12	320	20	143

資料：発達支援センター（各年3月31日現在）

5 ニーズ調査の結果

- ◆緊急時もしくは用事の際、子どもを預けられる親族等が「誰もいない」という方が就学前児童、小学生ともに1割半ばとなっており、親族からの子育て支援を受けにくい子育て世帯がいる様子がうかがえます。
- ◆共働き世帯は就学前児童で半数程度、小学生で7割程度となっています。仕事と子育ての両立支援として、就学前児童、小学生ともに「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」へのニーズが高くなっています。
- ◆同年代の子どもを持つ親同士の付き合いについて、多くの方は相談相手となる友人がいると回答していますが、就学前児童では「同年代の子どもの親との付き合いはあまりない」の割合が、前回調査から上昇しています。
- ◆草津市は子育てしやすい市だと思う方の割合は就学前児童、小学生ともに7割以上となっており、前回調査から上昇しています。
- ◆充実してほしい事業については、就学前児童では「認定こども園、幼稚園および保育所（園）等にかかる費用の軽減」、小学生では「公園や歩道の整備」が最も高くなっています。また、就学前児童、小学生ともに「子どもの遊び場」が2番目に高くなっています。

(1) 調査の目的

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施したものです。

(2) 調査概要

- 調査期間 平成30年12月4日（火）～平成30年12月18日（火）
※平成31年1月中旬到着分までを集計

■調査対象者数および回収結果

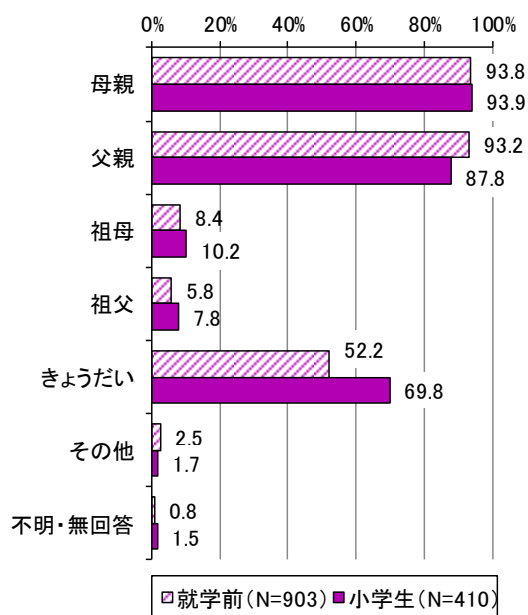
	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童のいる世帯	2,000件	903件	45.2%
小学生のいる世帯	1,000件	410件	41.0%

※グラフ上では、就学前児童のいる世帯を「就学前」、小学生のいる世帯を「小学生」と表記しています。

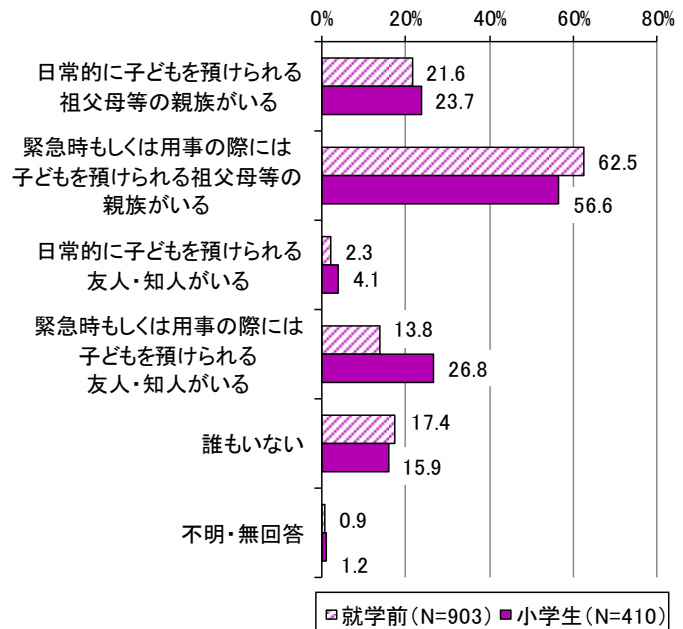
(3) 家庭の状況について

- 子どもと家族の同居の状況を見ると、就学前児童、小学生ともに「母親」、「父親」が9割程度、「祖母」、「祖父」と同居している人は約1割以下となっています。
- 日頃、子どもを預けられる人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる祖父母等の親族がいる」が最も高く、就学前児童では62.5%、小学生では56.6%となっています。一方で、「誰もいない」は就学前児童、小学生ともに1割半ばとなっており、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。
- 子育て（教育）を主に行っている人についてみると、就学前児童、小学生ともに「主に母親」が半数以上、「父母ともに」が4割台となっています。

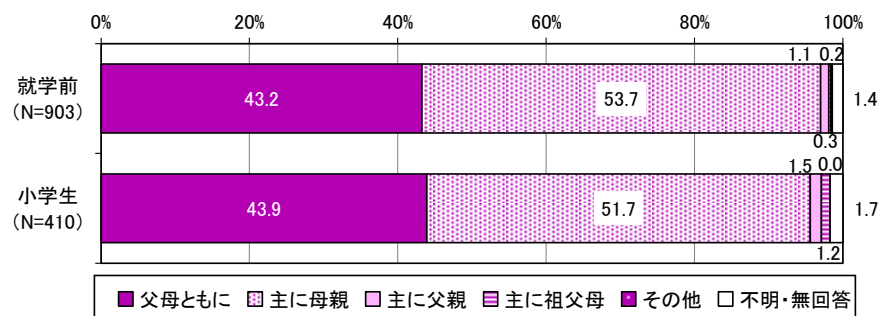
■子どもと家族の同居の状況〈複数回答〉



■日頃、子どもを預けられる人の有無〈複数回答〉



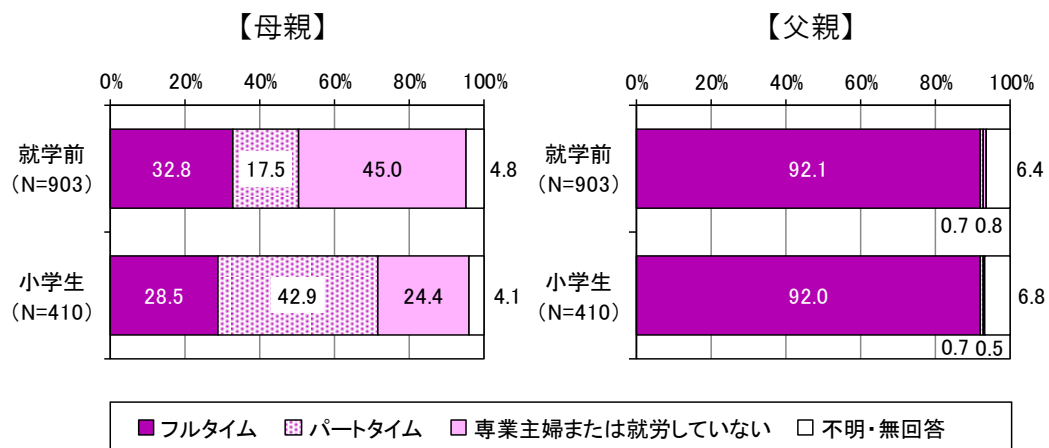
■子育て（教育）を主に行っている人〈単数回答〉



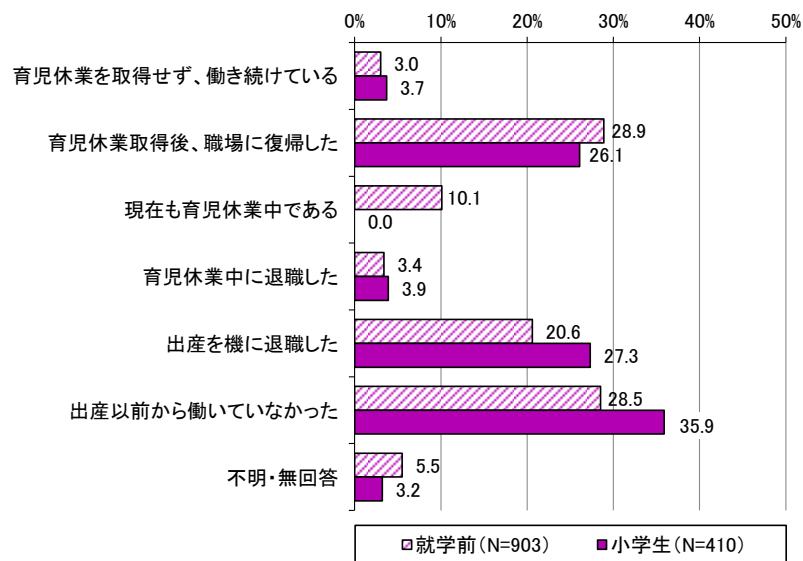
(4) 保護者の就労状況と子育てと仕事の両立について

- 保護者の就労状況を見ると、母親については、就学前児童で『就労している（「フルタイム」と「パートタイム」の計）』が50.3%、「専業主婦または就労していない」が45.0%となっています。小学生では『就労している』が71.4%と高く、「専業主婦または就労していない」が24.4%となっています。
父親については、「フルタイム」の割合が就学前児童、小学生ともに9割程度となっています。
- 母親の育児休業の取得状況についてみると、就学前児童で「育児休業取得後、職場に復帰した」が28.9%、「出産以前から働いていなかった」が28.5%となっています。小学生では「出産以前から働いていなかった」が35.9%と最も高く、次いで「出産を機に退職した」が27.3%、「育児休業取得後、職場に復帰した」が26.1%となっています。
- 仕事と子育てを両立する上で必要なことについてみると、就学前児童、小学生ともに、「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」が上位2位となっています。

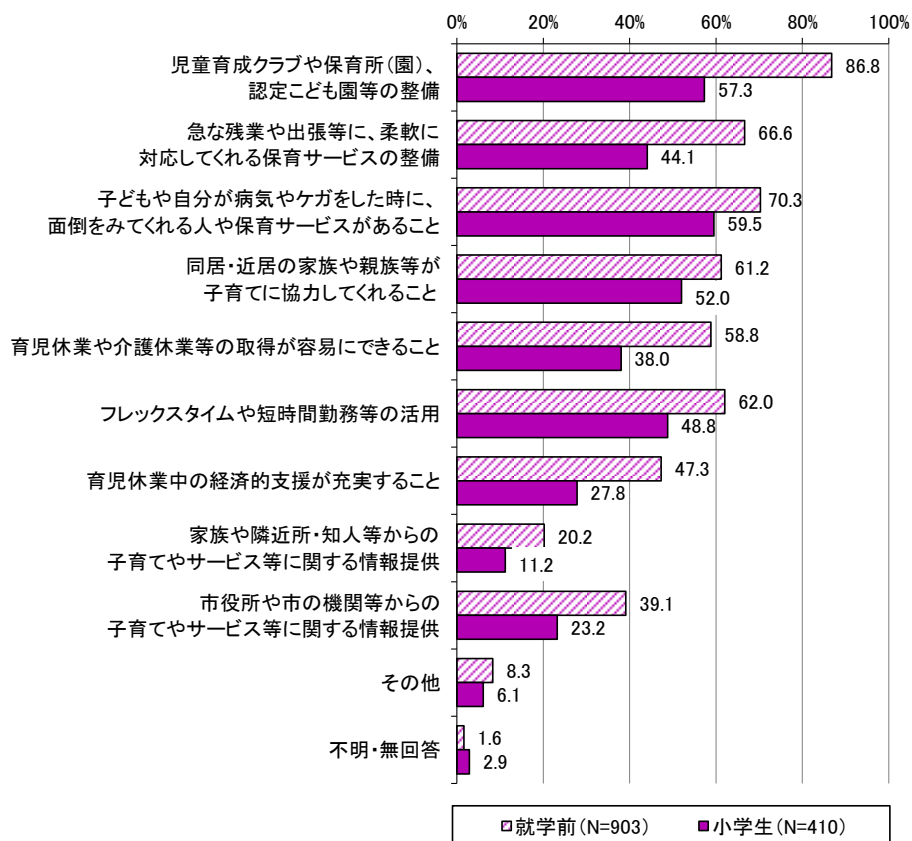
■保護者の現在の就労状況〈単数回答〉



■母親の育児休業の取得状況〈複数回答〉



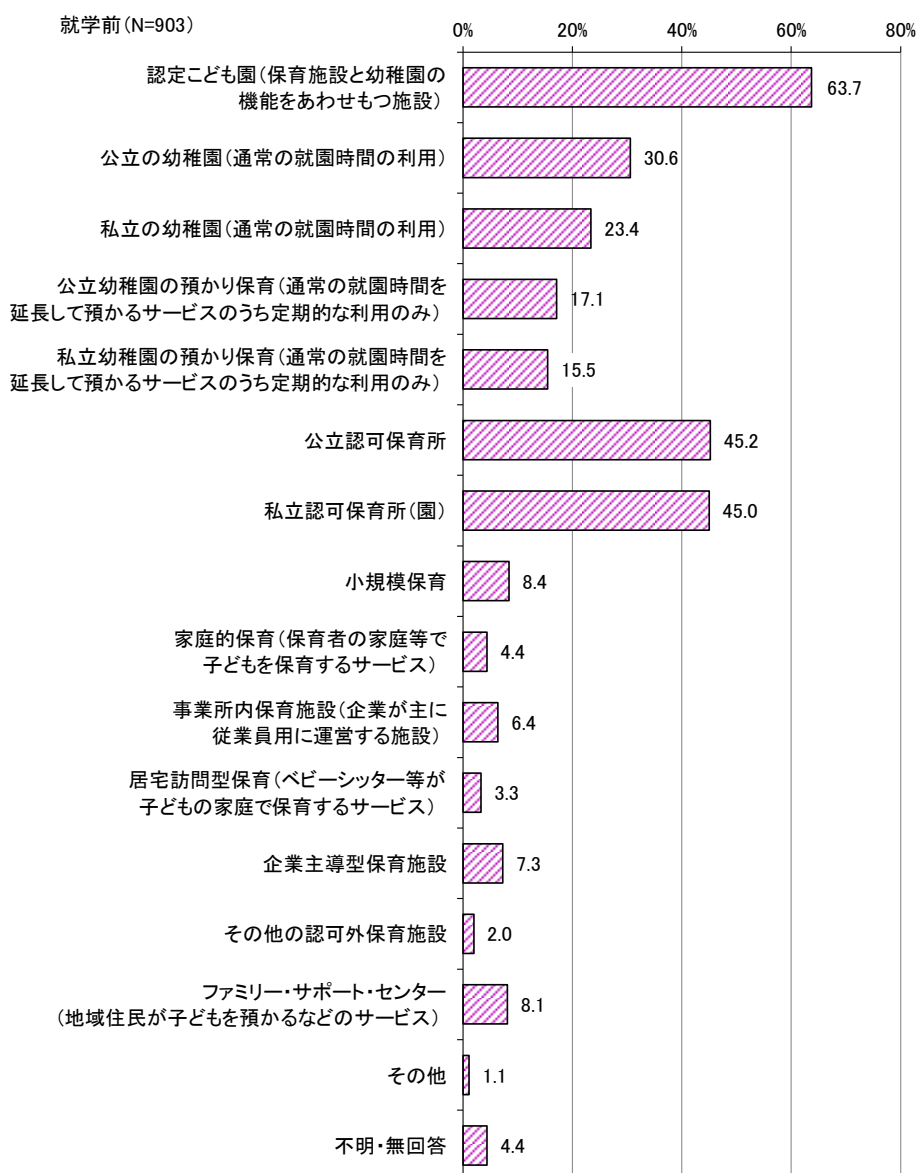
■仕事と子育てを両立する上で必要なこと〈複数回答〉



(5) 平日の定期的な認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の利用希望について（就学前児童のみ）

● 幼児教育・保育の無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無に関わらず、今後利用したい事業では、「認定こども園」が63.7%、「公立認可保育所」、「私立認可保育所（園）」が4割半ばとなっています。

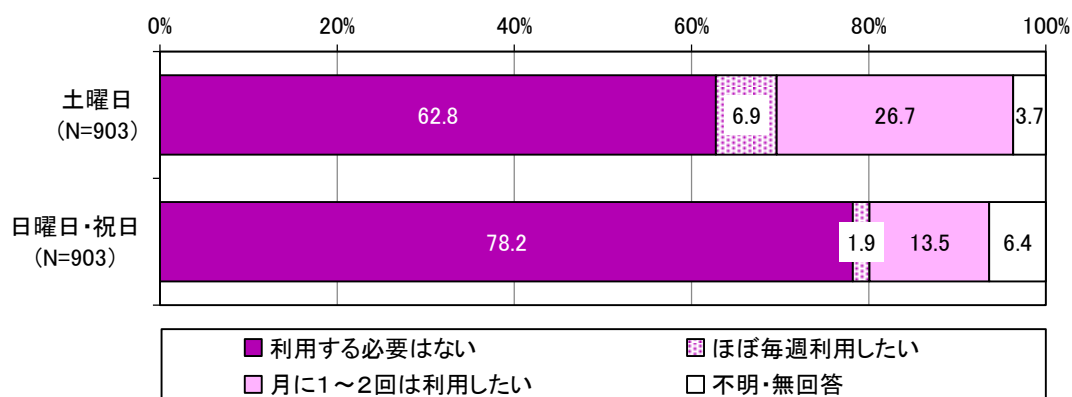
■ 幼児教育・保育の無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無に関わらず、今後利用したい事業〈複数回答〉



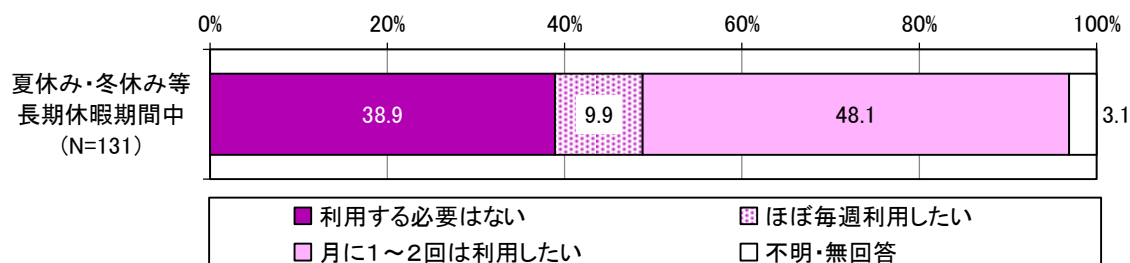
(6) 土曜日・休日や長期休暇期間中の定期的な認定こども園、幼稚園および保育所（園）等利用希望について（就学前児童のみ）

●土曜・休日や長期休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望について、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の計）が土曜日で33.6%、日曜日・祝日で15.4%となっています。幼稚園を利用している人の場合、夏休み・冬休み等長期休暇期間中で『利用したい』が58.0%と半数を超えています。

■土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉



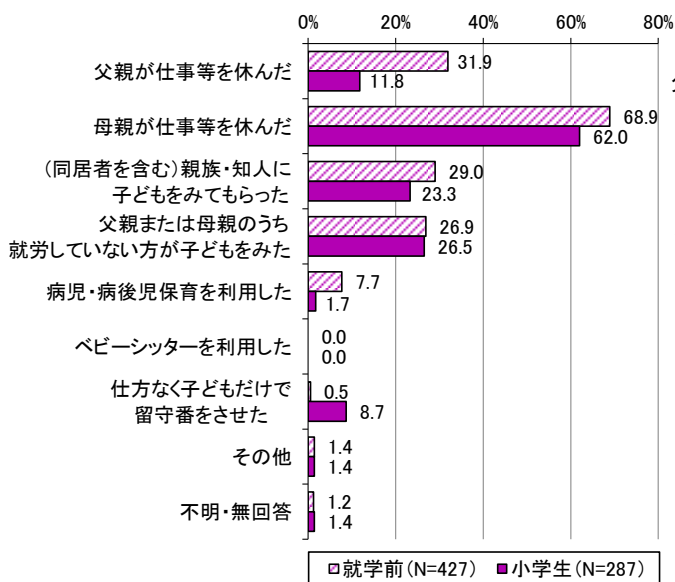
■幼稚園を利用している人の夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉



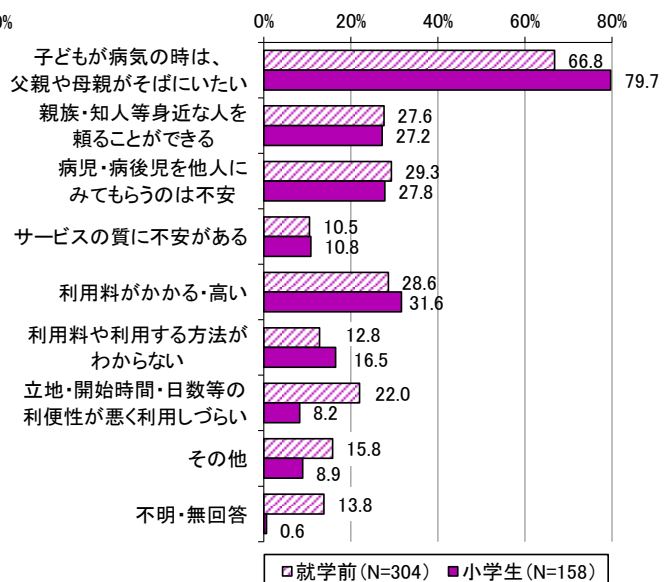
(7) 病気の際の対応について

- この1年間に、病気やケガのため教育・保育サービスが利用できない、または学校を休んだ場合の主な対応方法として、「母親が仕事等を休んだ」が就学前児童、小学生ともに6割以上と高くなっています。「病児・病後児保育を利用した」は就学前で7.7%、小学生で1.7%と低い結果となっています。また、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が就学前児童で0.5%（2件）、小学生で8.7%（低学年7件、高学年17件）となっています。
- サービス等を利用したいと思わない理由については、「子どもが病気の際は父親や母親がそばにいたい」が就学前児童、小学生ともに6割以上と最も高くなっています。また、「利用料がかかる・高い」が就学前児童、小学生で3割前後、「立地・開始時間・日数等の利便性が悪く、利用しづらい」が就学前で22.0%となっています。

■ 休んだ場合の主な対応方法〈複数回答〉



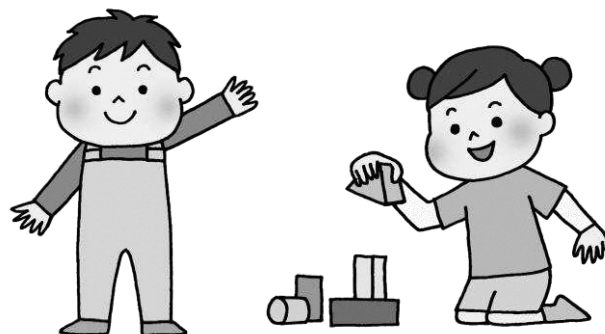
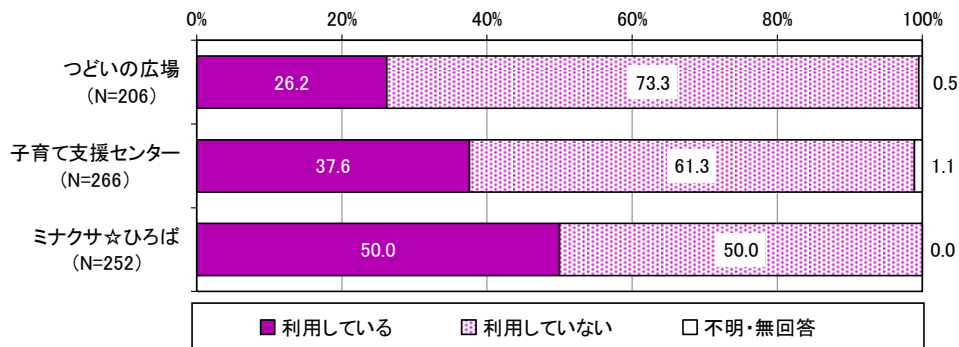
■ サービス等を利用したいと思わない理由〈複数回答〉



(8) 地域の子育て支援事業の利用状況等について（就学前児童のみ）

- 平日、幼稚園や保育所（園）等の定期的な教育・保育サービスを利用していない人の各種事業の利用状況についてみると、つどいの広場では 26.2%、子育て支援センターでは 37.6%、南草津駅前ミナクサ☆ひろばでは 50.0%の人が利用しています。

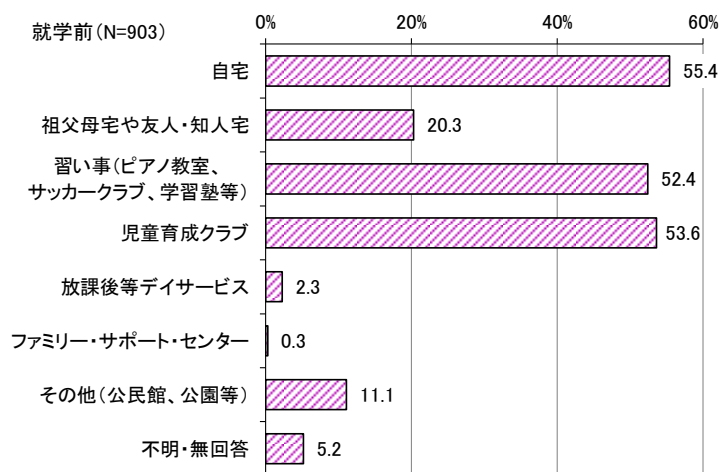
■ 定期的な教育・保育サービスを利用していない人の地域の子育て支援事業の利用状況 〈単数回答〉



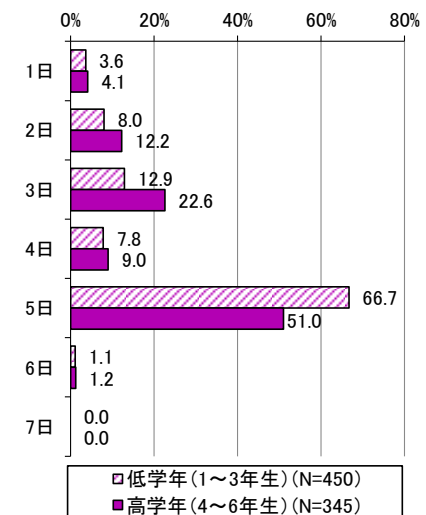
(9) 放課後の過ごし方について

- 就学前児童が小学校入学後に希望する放課後の過ごし方では、「自宅」、「習い事」、「児童育成クラブ」がそれぞれ 50%程度と高くなっています。「児童育成クラブ」を利用したいという人の希望日数については、低学年の間も高学年の間も、週に「5日」を希望する人が半数以上となっています。
- 小学生の児童育成クラブの利用希望は、29.3%となっています。利用を希望する学年についてみると、希望者の6割程度は1～4年生まで、3割後半は5年生または6年生までを希望しています。

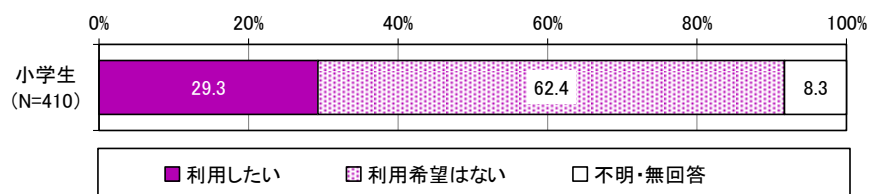
■就学前児童が小学校入学後に希望する放課後の過ごし方〈複数回答〉



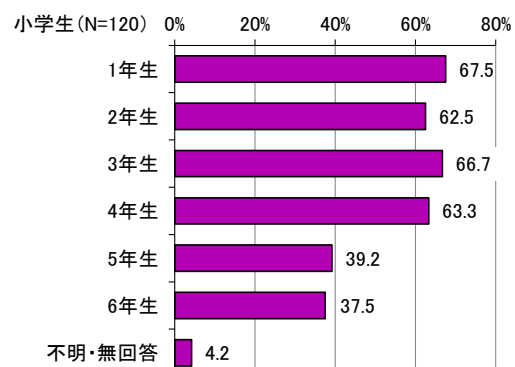
■児童育成クラブの週当たり利用希望日数〈数量回答〉



■小学生の平日の児童育成クラブの利用希望〈単数回答〉



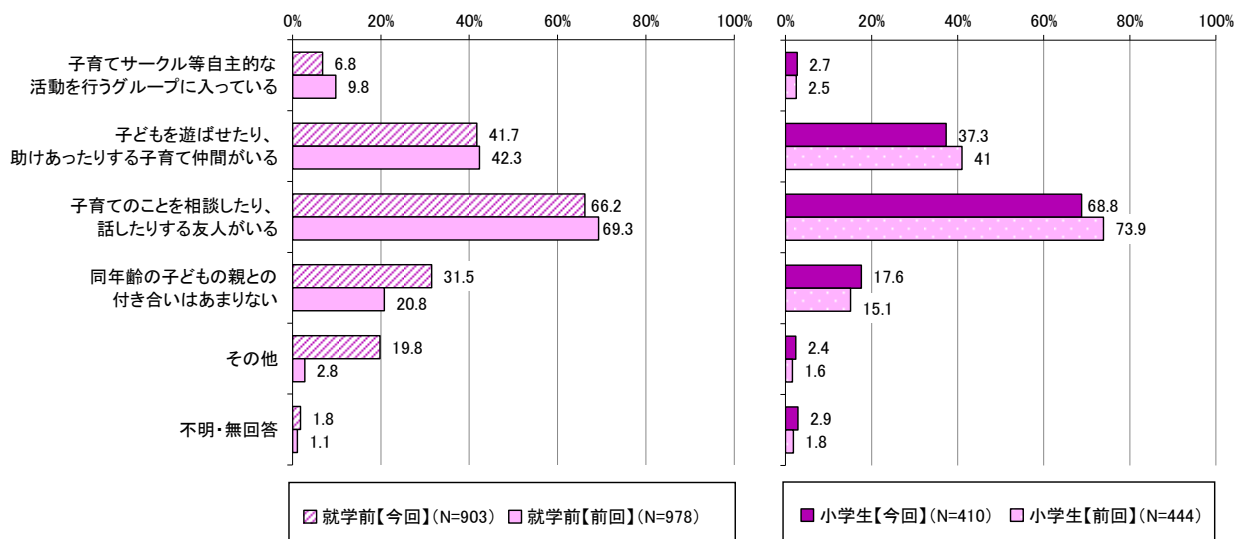
■小学生の平日の児童育成クラブの利用を希望する学年〈複数回答〉



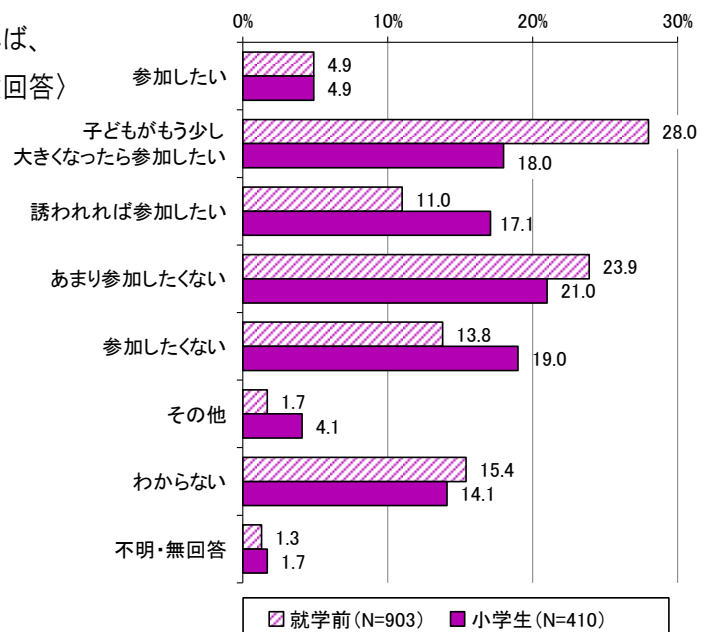
(10) 親同士のつながりについて

- 同年代の子どもを持つ親同士の付き合いについては、「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が就学前児童、小学生ともに6割台と最も高くなっています。一方、「同年代の子どもの親との付き合いはあまりない」は就学前児童で31.5%となっており、前回調査から10.7ポイント上昇しています。
- 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいかについては、「参加したい」は就学前児童、小学生ともに4.9%にとどまっていますが、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が就学前児童で28.0%、小学生で18.0%、「誘われれば参加したい」が就学前児童、小学生ともに1割台と、地域の子育て支援の担い手となる可能性のある人が一定数います。

■ 同年代の子どもを持つ親同士の付き合い〈複数回答〉



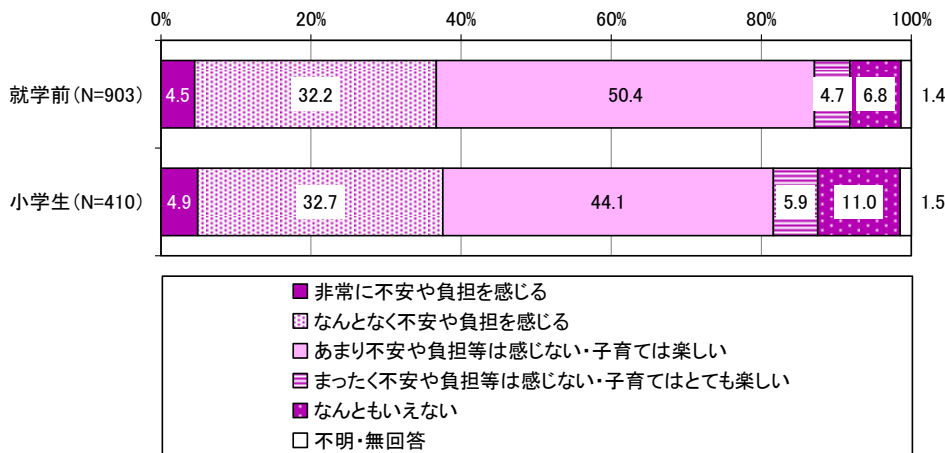
■ 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいか〈単数回答〉



(II) 子育ての不安や悩みについて

- 子育てを楽しんでいるか、不安や負担を感じるかについては、『子育ては楽しいと感じる』（「あまり不安や負担等は感じない・子育ては楽しい」と「まったく不安や負担等は感じない・子育ては楽しい」の計）が就学前児童、小学生ともに半数程度、『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の計）が就学前児童、小学生ともに3割程度となっています。
- 子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることについて年齢別にみると、就学前児童の、『0歳児』～『2歳児』では、「子どもの食事や栄養に関すること」、『3歳児』では、「子どもを叱りすぎているような気がする」、『4歳児』、『5歳児』については、「子どもの病気や発育・発達に関すること」がそれぞれ最も高くなっており、子どもの年齢に応じて、保護者の悩みも変化していくことがわかります。

■子育てを楽しんでいるか、不安や負担を感じるか〈単数回答〉



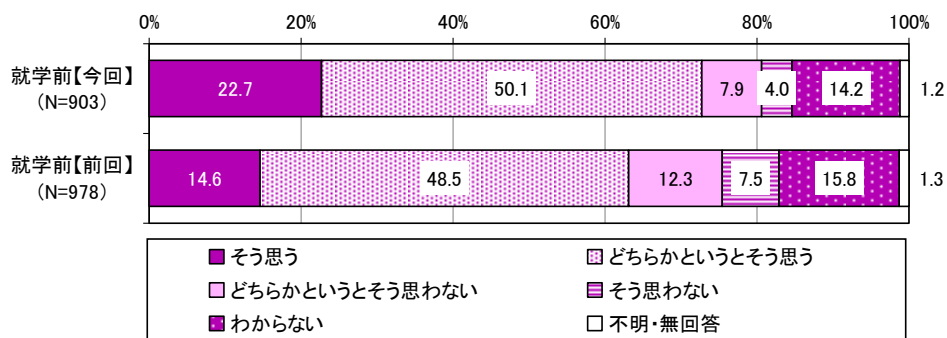
■子育てに関して、日頃悩んでいることや気になること（上位5位）〈単数回答〉

上段:度数 下段:%		問22 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことですか								
	合計	子どもの病気や発育・発達に関すること	子どもの食事や栄養に関すること	子どもとの接し方・育児に自信が持てない	子どもと接する時間が少ない	子どもの友だち付き合いに関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できない	配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	子どもを叱りすぎているような気がする	
問1 (学年基準) 子どもの年齢	全体	903 100.0	355 39.3	347 38.4	216 23.9	167 18.5	209 23.1	283 31.3	136 15.1	257 28.5
	0歳児	202 100.0	93 46.0	104 51.5	58 28.7	21 10.4	25 12.4	62 30.7	31 15.3	29 14.4
	1歳児	140 100.0	49 35.0	73 52.1	32 22.9	30 21.4	27 19.3	49 35.0	24 17.1	39 27.9
	2歳児	143 100.0	58 40.6	63 44.1	40 28.0	31 21.7	29 20.3	45 31.5	20 14.0	42 29.4
	3歳児(年少)	143 100.0	51 35.7	34 23.8	37 25.9	29 20.3	36 25.2	50 35.0	24 16.8	55 38.5
	4歳児(年中)	123 100.0	44 35.8	40 32.5	24 19.5	27 22.0	41 33.3	39 31.7	16 13.0	42 34.1
	5歳児(年長)	140 100.0	53 37.9	25 17.9	24 17.1	26 18.6	49 35.0	34 24.3	20 14.3	47 33.6
	不明・無回答	12 100.0	7 58.3	8 66.7	1 8.3	3 25.0	2 16.7	4 33.3	1 8.3	3 25.0

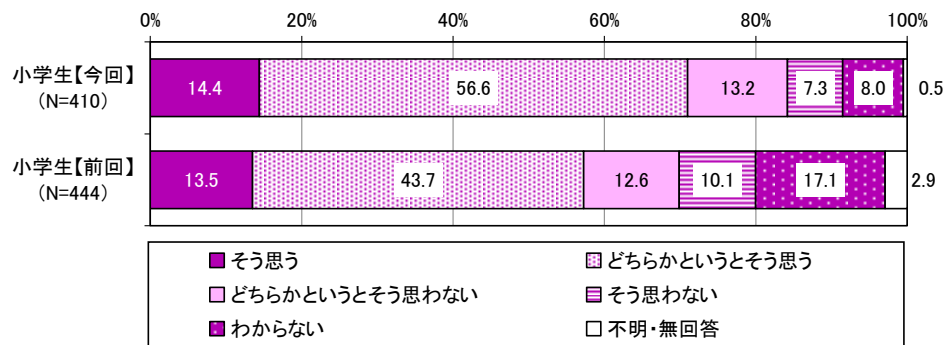
(12) 市での子育てについて

●草津市は子育てをしやすい市だと思うかについてみると、子育てしやすい市だと『思う』（「思う」と「どちらかというと思う」の計）は、就学前児童、小学生ともに7割以上となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で9.7ポイント、小学生児童で13.8ポイント増加しています。一方、子育てしやすい市だと『思わない』（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の計）も就学前児童で11.9%、小学生で20.5%となっており、子育て環境の充実に向けて、継続的に取り組んでいくことが求められます。

■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（就学前）〈単数回答〉



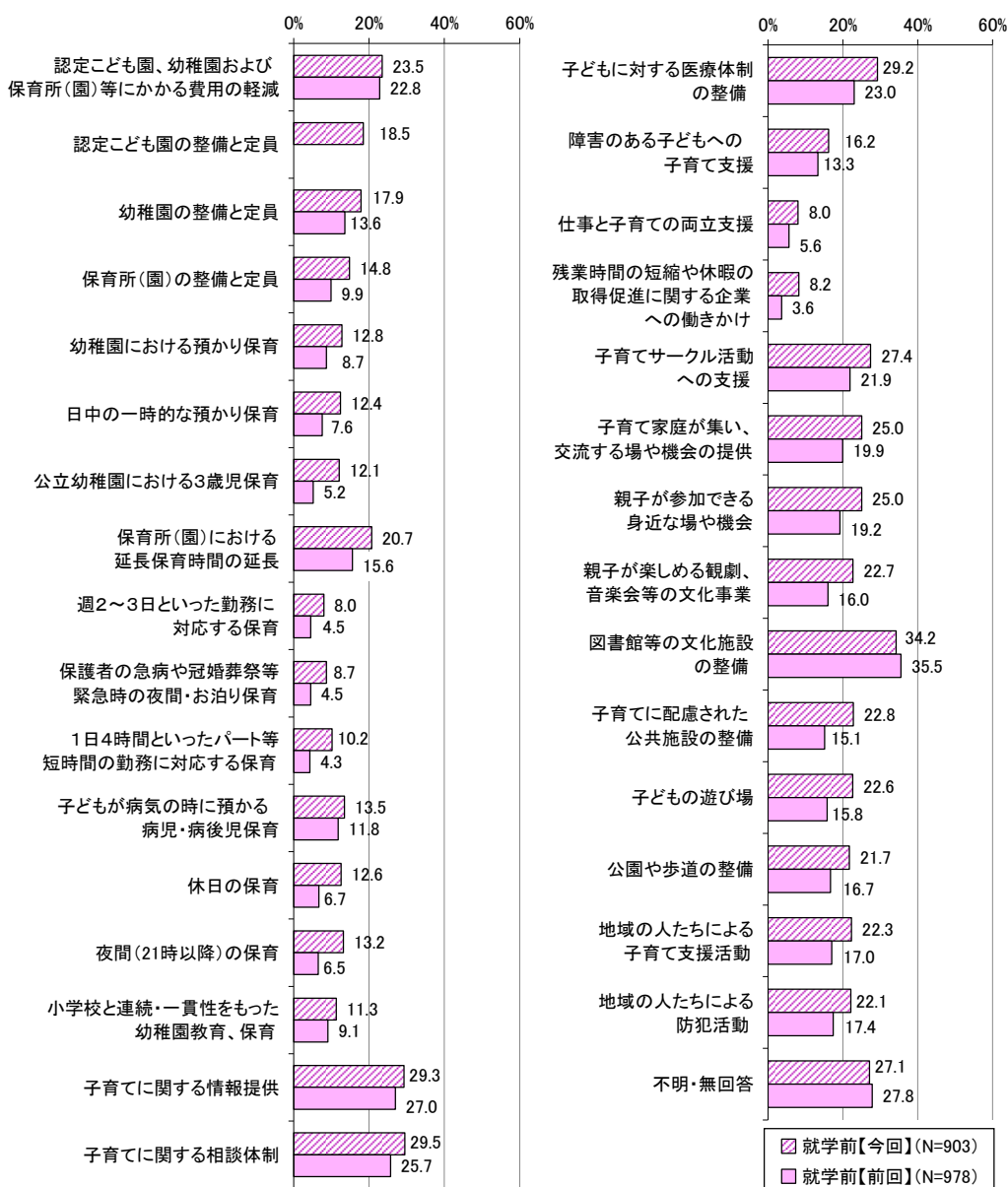
■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（小学生）〈単数回答〉



(13) 市の子育てに関する取組について

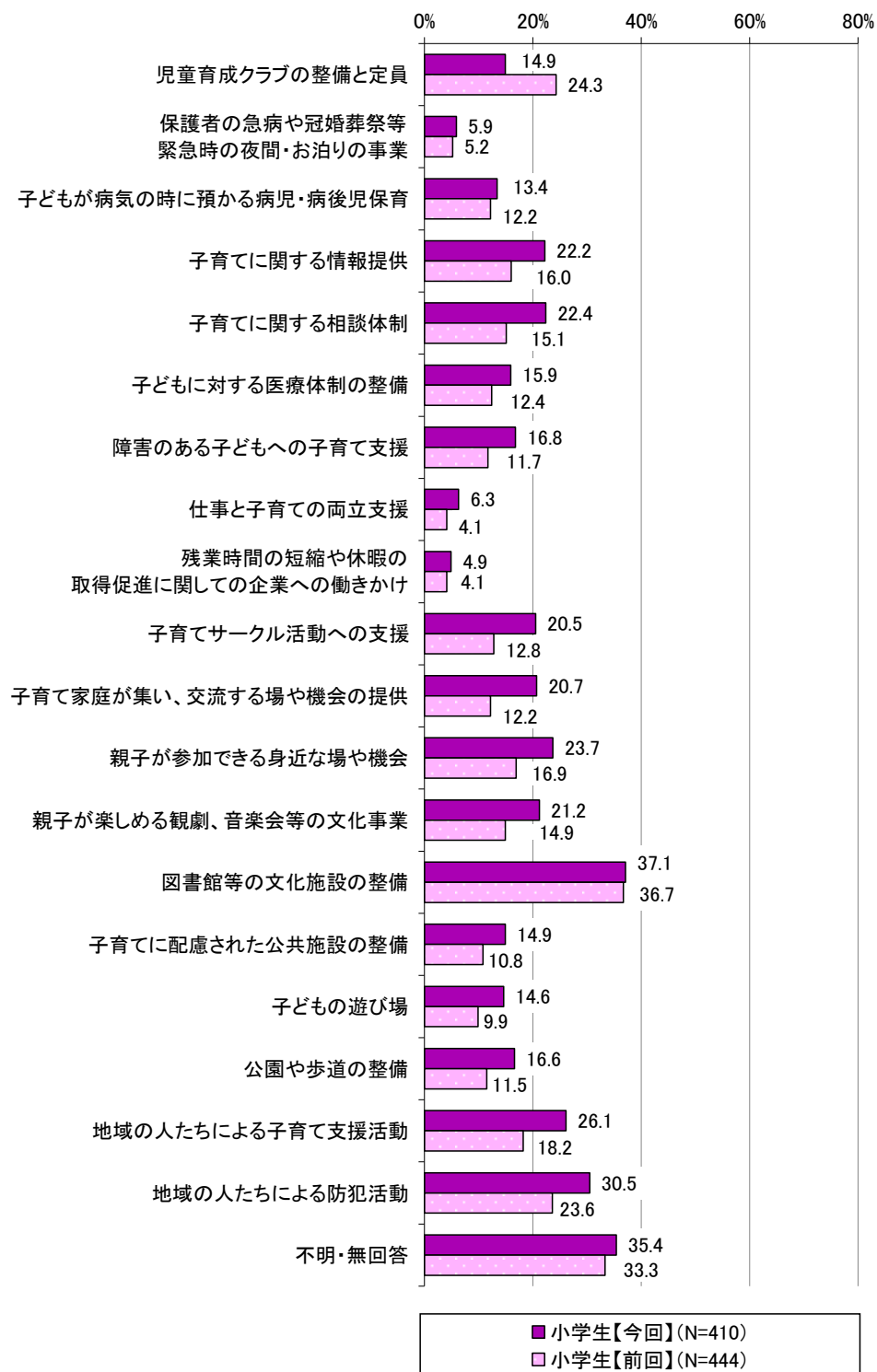
- 草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業については、就学前児童、小学生ともに、「図書館等の文化施設の整備」が3割台と最も高く、次いで就学前児童では「子育てに関する相談体制」、「子育てに関する情報提供」、小学生では「地域の人たちによる防犯活動」となっています。また、多くの事業で前回調査から割合が上昇しています。
- 草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業については、就学前児童では、「認定こども園、幼稚園および保育所（園）等にかかる費用の軽減」、「子どもの遊び場」が半数程度と高くなっています。前回調査と比較すると、「公立幼稚園における3歳児保育」が16.3ポイント減少しており、幼保一体化を進めてきた影響であると考えられます。

■草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業（就学前）〈複数回答〉

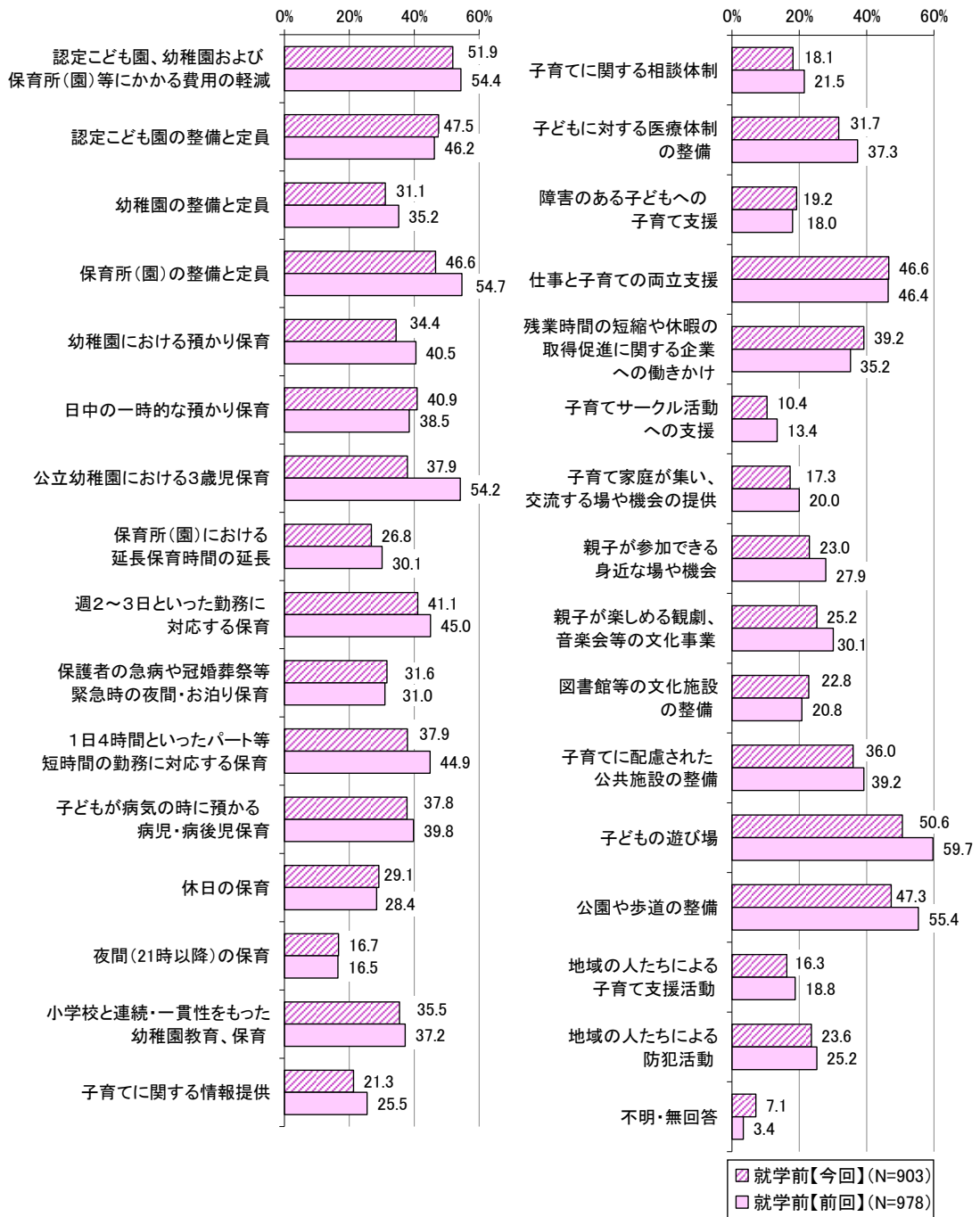


※「認定こども園の整備と定員」は【今回】のみの選択肢

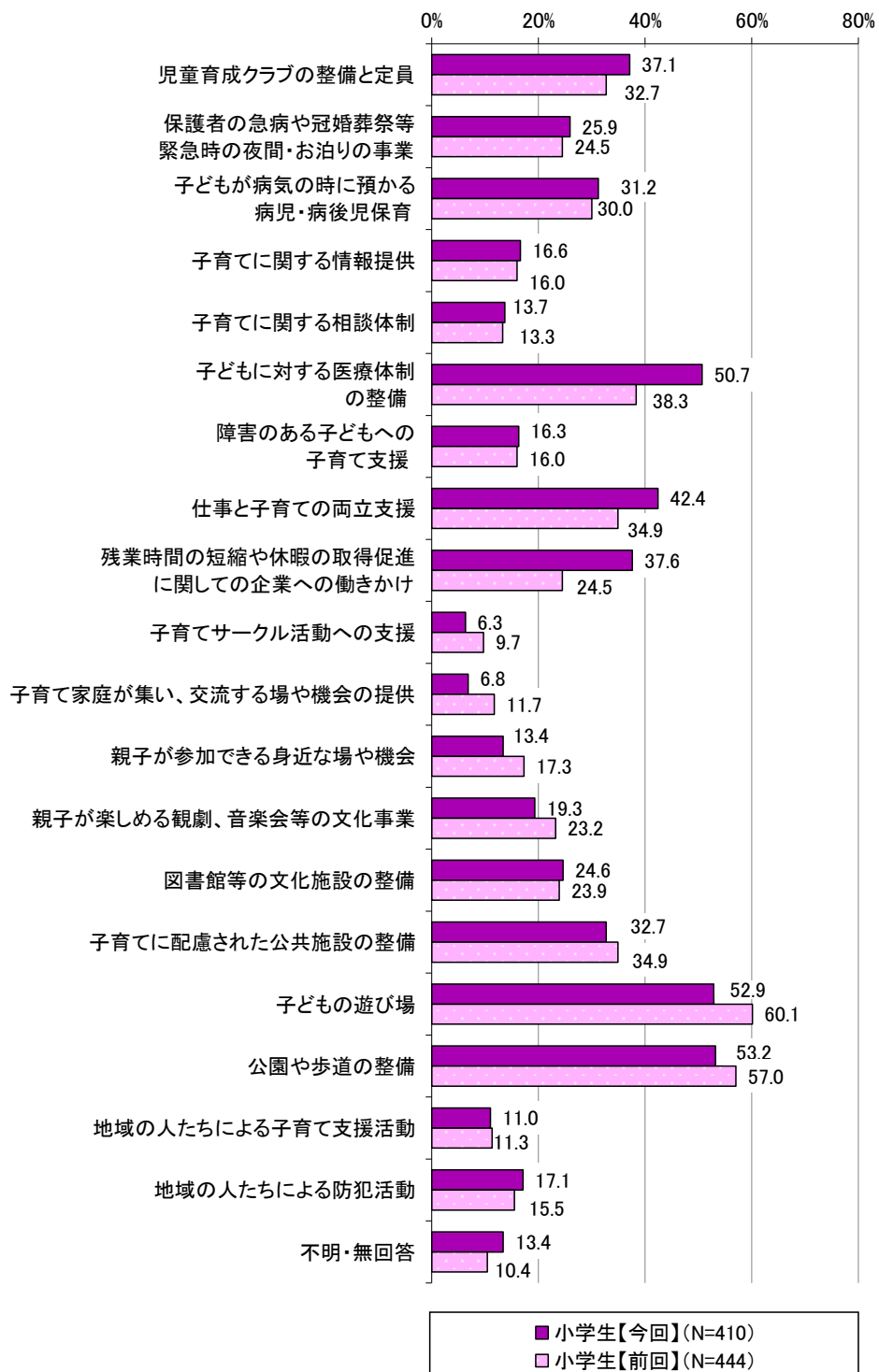
■草津市の子育てに関する取組で、評価できる事業（小学生）〈複数回答〉



■草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業（就学前）〈複数回答〉



■草津市の子育てに関する取組で、充実してほしい事業（小学生）〈複数回答〉



6 子どもの貧困対策のための支援者調査の結果

- ◆貧困状況にある子どもについては「健全な生活習慣・食習慣」や「こころの状態の安定性・心身の健康」の欠如がみられるという割合が高く、子どもの心身の健康や自己肯定感への影響が懸念されます。
- ◆もっと必要だと思う貧困状況に置かれた子どもや保護者への支援については、「保護者の就労支援」や「生活支援」が高く、経済的な自立を見据えた就労支援と生活への支援の必要性を強く認識していることがうかがえます。
- ◆今後必要な支援に取り組むために、連携が必要な機関・団体については、「市 家庭児童相談室」が約6割と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」、「市 ひとり親家庭担当課」、「県 中央子ども家庭相談センター」、「民生委員・児童委員」が2割台となっており、市関係課と多様な支援団体との連携体制の構築が求められています。

※自己肯定感…

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情等を意味する。

(1) 調査の目的

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

■調査期間 平成31年3月27日（水）～平成31年4月12日（金）

■調査対象者数および回収結果

調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
210	115	54.8%

■支援者の所属する機関・団体

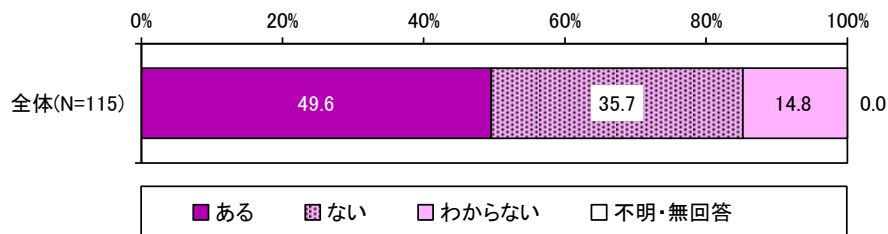
機関・団体名	件数
認定こども園、幼稚園および保育所（園）	20
家庭的保育施設、小規模保育施設および認可外保育施設	6
小中学校、高校	19
児童育成クラブ	3
子ども食堂	2
民生委員児童委員	23

機関・団体名	件数
ひとり親家庭福祉推進員	13
放課後等デイサービス	8
スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー	6
行政、関連機関等の相談窓口	10
NPOや市民活動団体	3
無記名	2
計	115

(3) 貧困状況にある家庭の状況について

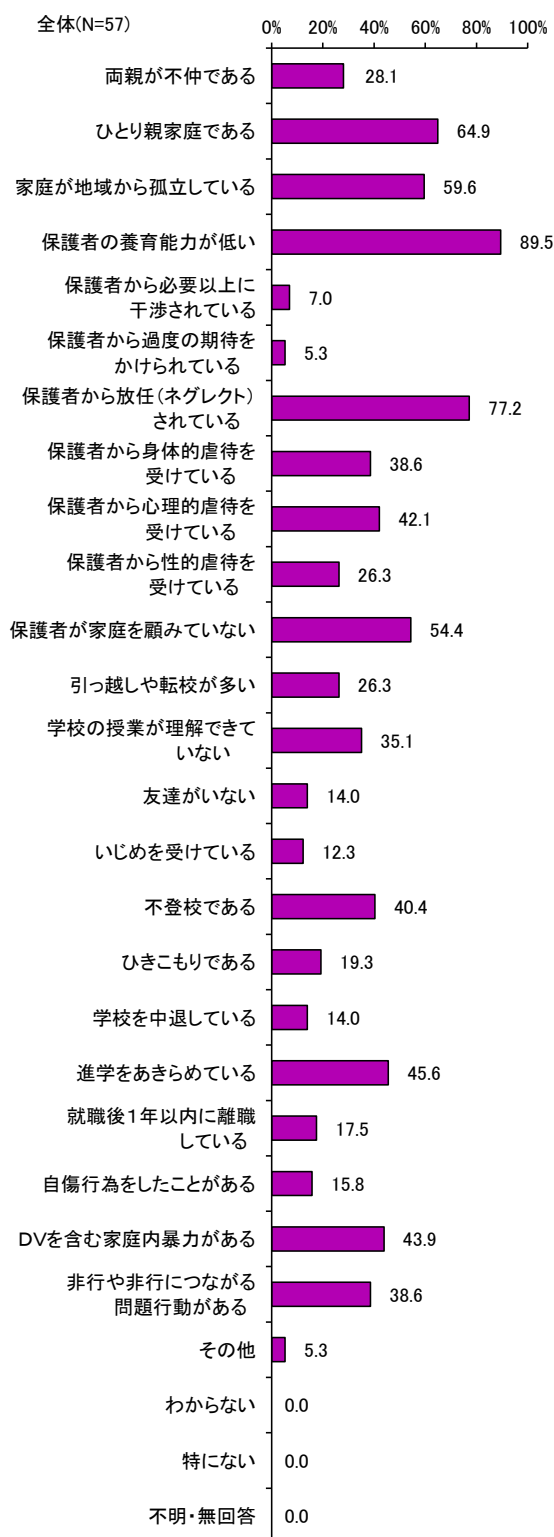
- 貧困状況にあると思う家庭の子どもや保護者の支援に携わることについては、「ある」が49.6%、「ない」が35.7%となっています。
- 貧困状況にあると思う子どもの状況については、「保護者の養育能力が低い」が89.5%と最も高く、次いで「保護者から放任（ネグレクト）されている」が77.2%となっています。
- 貧困状況にある子どもに見られる欠如していると思う項目については、「健全な生活習慣・食習慣」が96.5%と最も高く、次いで「こころの状態の安定性・心身の健康」が87.7%となっています。

■ 貧困状況にあると思う家庭の子どもや保護者の支援に携わることの有無〈単数回答〉

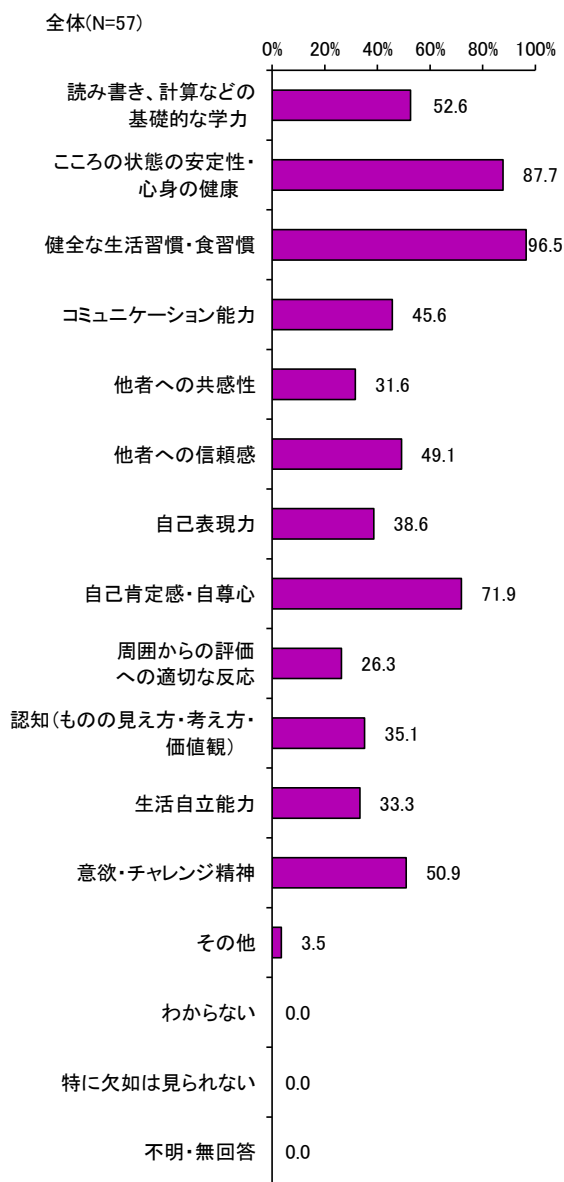


※以下では、「日頃の業務の中で、貧困状況にある家庭の子どもや保護者に接することがありますか」において『ある』と回答した人の集計結果を掲載。

■ 貧困状況にあると思う子どもの具体的な状況〈複数回答〉



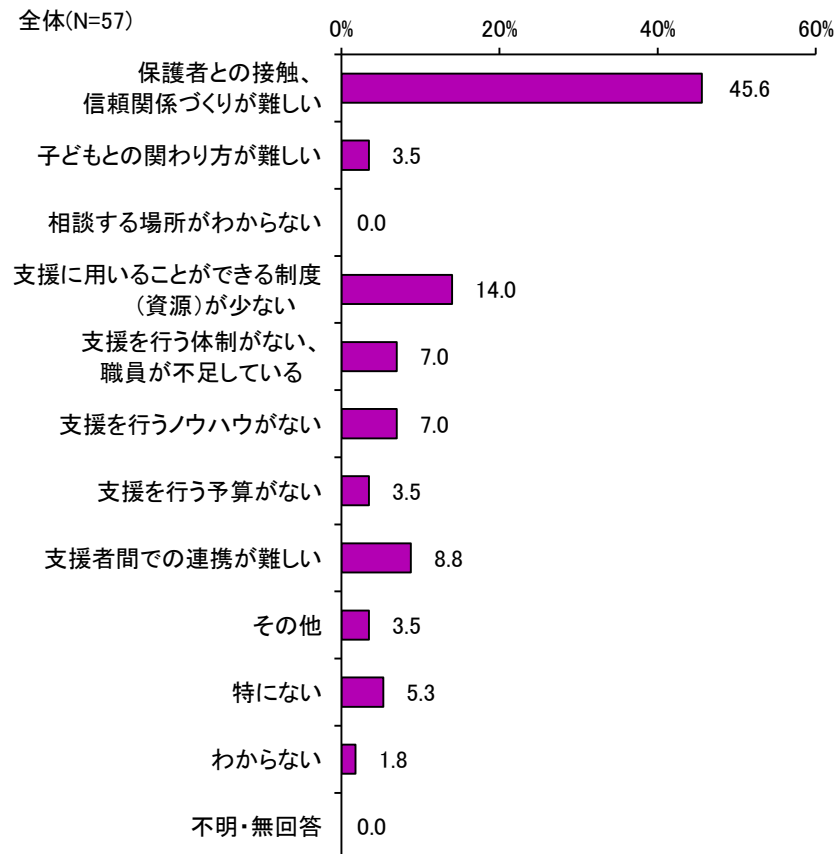
■ 貧困状況にある子どもは、どのような項目において欠如が見られると思うか〈複数回答〉



(4) 貧困状況にある家庭への支援の状況について

● 貧困状況にある家庭への支援において、困難だと思う点については、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」ことが多くあげられ、保護者との関係形成に苦慮している現状がうかがえます。

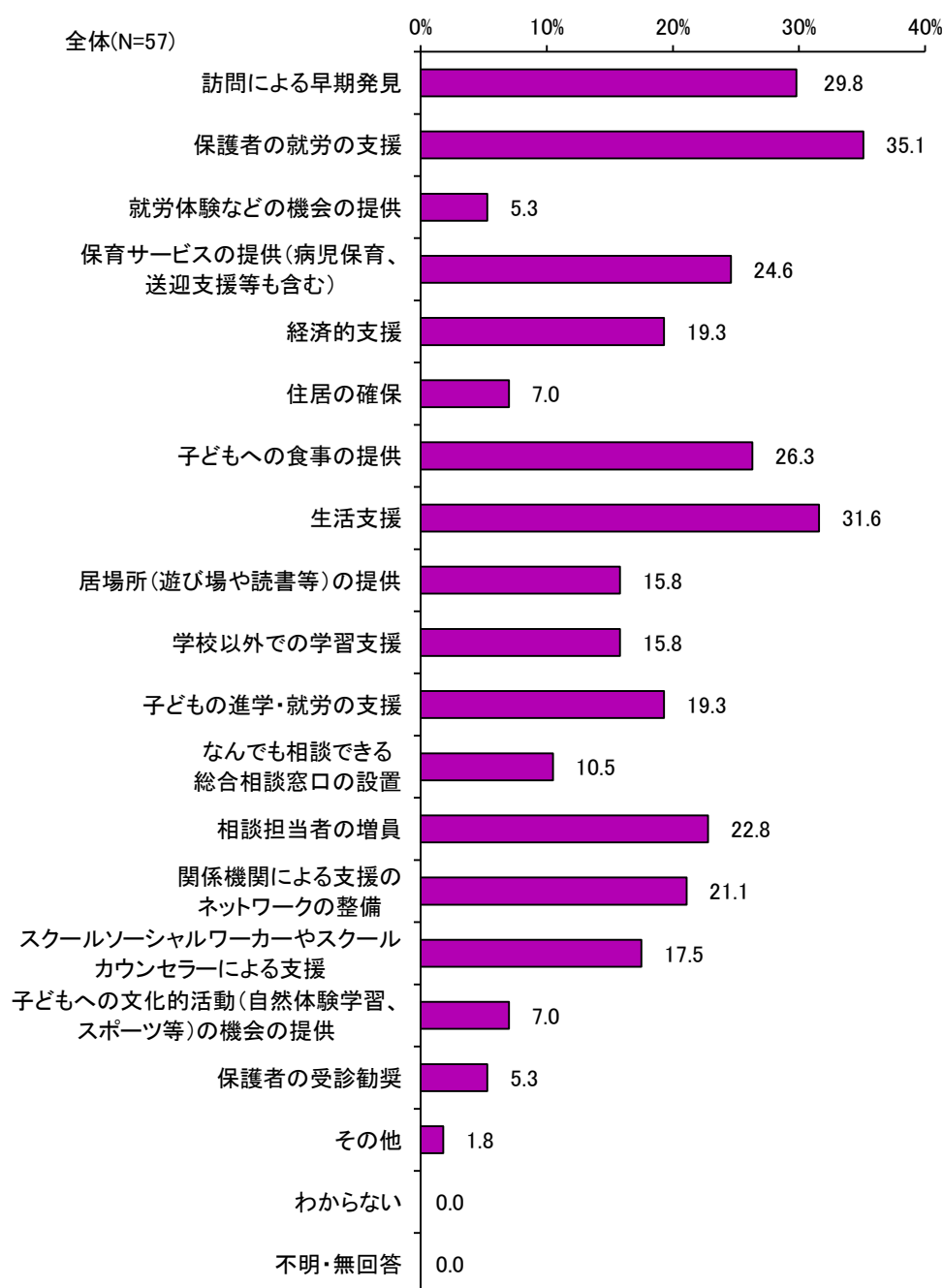
■ 貧困状況にある家庭への支援において、困難だと感じる点〈単数回答〉



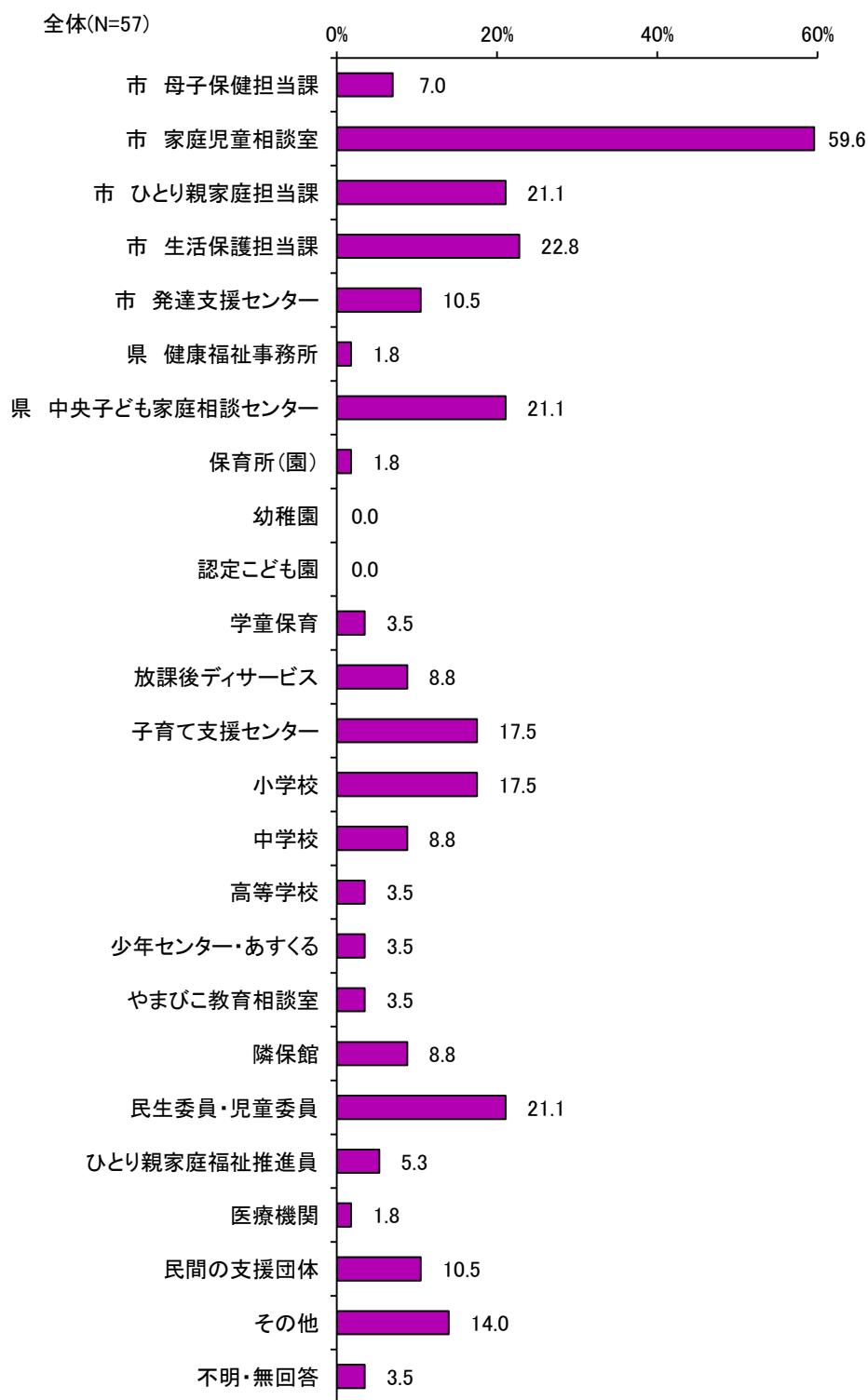
(5) 貧困状況にある家庭に今後必要な支援について

- 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援については、「保護者の就労支援」が35.1%と最も高く、次いで「生活支援」が31.6%となっています。
- 今後必要な支援に取り組むために、連携が必要な機関・団体については、「市 家庭児童相談室」が59.6%と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」が22.8%となっています。その他、「市 ひとり親家庭担当課」、「県 中央子ども家庭相談センター」、「民生委員・児童委員」が2割台となっています。

■ 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援〈複数回答〉



■ 今後必要な支援に取り組むため、連携が必要な機関や団体について〈複数回答〉



7 第1期計画の評価と課題

(1) 評価方法

事業ごとに設定した目標値に対する平成30年度までの進捗率を基に、基本目標や基本施策がどの程度達成できたか評価しました。進捗率が低いものは、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた課題項目として取り上げています。

平均進捗率	評 価	
100%以上	達成できた	A
80%以上～100%未満	概ね（9割）達成できた	B
60%以上～80%未満	概ね（7割）達成できた	C
60%未満	達成できていない	D

(2) 基本目標に基づく取組と課題

基本目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 就学前の教育・保育環境の整備	B	B 概ね（9割）達成できた
2. 就学前の教育・保育内容の充実	A	
3. 就学前の教育・保育の一体的提供	A	
4. 地域の子育て力の向上	B	
5. 確かな学力向上等に向けた取組	B	

取組状況と 評価

各施策において、概ね9割達成できており、特に『2. 就学前の教育・保育内容の充実』、『3. 就学前の教育・保育の一体的提供』においては、A評価となっています。

B評価である『1. 就学前の教育・保育環境の整備』においては、保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園化や私立保育園の整備等を進めてきました。一方、保育サービスの充実や、今後の保育供給量の確保のためには、幼稚園教諭・保育士等の確保が課題となることから、関係機関と連携し、有資格者の再就職につなげるなどの人材や保育供給量の確保を目指した取組が重要になります。

『4. 地域の子育て力の向上』においては、地域の歴史、文化を活用した様々な体験活動が行われています。継続的な実施のためには、他の体験事業との組み合わせを検討するなど事業の見直しを図り、地域の歴史への理解を深める学習支援を推進することが求められます。

『5. 確かな学力向上等に向けた取組』においては、教育指導力向上のための研修講習会の見直しや教員のスキルアップを図るなど、今後も教員の資質向上と授業の改善を推進していくことが必要です。

基本目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 子どもの人権を守る環境づくり	B	B 概ね(9割)達成できた
2. 虐待防止等要支援児童対策	B	
3. 障害のある子どもと家庭への支援	B	
4. 子どもの安全確保	B	
5. 子育ての経済的負担の軽減	B	

取組状況と 評価

『1. 子どもの人権を守る環境づくり』においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校で人権保育・教育を推進するための研修等を行っていますが、保護者の参加率に差があり、今後も啓発や職員研修の充実に努め、取組を強化していく必要があります。

『2. 虐待防止等要支援児童対策』においては、要保護児童対策地域協議会による連携、養育支援ヘルパー派遣事業等の取組を行ってきましたが、平成29年には児童虐待による傷害・死亡事案が発生しました。このことを重く受け止め、より一歩踏み込んだ連携につながるよう、体制強化や運営の見直しが必要です。

『3. 障害のある子どもと家庭への支援』においては、今後、発達相談等の件数の増加に対応できるよう、乳幼児健診や民間の児童発達支援事業所、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校との連携を進めていくことや、インクルーシブ教育・保育の充実が求められます。

『4. 子どもの安全確保』では、防犯灯整備や防犯カメラ設置の補助について計画に位置づけし、市内の犯罪未然防止について対策を進めていく必要があります。

『5. 子育ての経済的負担の軽減』では、医療費助成の拡大についてニーズが高くなっており、実績の検証や効果検証等を進める必要があります。

※インクルーシブ教育…

個人差、多様性を認め合い、どの子どもも大切な存在として一人ひとりが尊重され、社会の中で伸びやかに生き、ともに育ち合うことのできる共生社会を実現していくための教育。

基本目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	B	B 概ね(9割)達成できた
2. 子どもと家族の健康な生活の支援	B	
3. 健康な心身を育てる食育の推進	B	
4. 子どもの健全育成	A	

取組状況と 評価

『1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援』では、ほとんどの事業が計画どおりに進行しています。産後ケア事業は、平成30年度までは利用人数が少ない状況でしたが、平成31（令和元）年度は市民へ周知されてきたのか、利用が伸びています。今後も利用状況を確認しながら、サービスを必要としている人に支援が届くよう、支援内容について検討していきます。

『2. 子どもと家族の健康な生活の支援』では、多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業等について、利用者からは好評を得ておりますが、さらなるサービスの充実のため、ニーズの把握により、メニューの見直しについて検討が必要です。

『3. 健康な心身を育てる食育の推進』では、今後より多くの対象者や地域に広く定着させられるよう、草津市健康推進員連絡協議会と連携し、地域に根付いた食育の取組を推進していくことが求められます。

『4. 子どもの健全育成』はA評価となっておりますが、不登校（傾向）の児童生徒数の減少につながっていないこともあり、やまびこ教育相談室や、不登校児童生徒支援については、今後も支援を充実させていく必要があります。

基本目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 子育て・親育ちの体制整備、支援	—	B 概ね(9割)達成できた
(1) 地域子育て支援拠点事業の展開	A	
(2) 親育ちを支援するサービスの充実	B	
(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり	A	
(4) 子育て相談や情報の提供	B	
2. ひとり親家庭の自立支援	B	
3. 子育てしやすいまちづくり	B	

取組状況と 評価

『1. 子育て・親育ちの体制整備、支援』では、『(1) 地域子育て支援拠点事業の展開』と『(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり』がA評価となっています。

『(1) 地域子育て支援拠点事業の展開』では、地域子育て支援センターやつどいの広場、児童館等、多様な子育て支援の場を整備しています。遊び場としての利用は多いものの、子育て相談の件数が少ない等の課題があり、さらなる利用促進と相談の場としての周知徹底が必要です。

『(2) 親育ちを支援するサービスの充実』では、家庭教育に関心の低い保護者に対する啓発が重要になります。

『(4) 子育て相談や情報の提供』では利用者支援事業（保育コンシェルジュ）がニーズの高いサービスとなっており、保育需要に対応できるよう、コンシェルジュの増員・質の向上を目指す必要があります。

『2. ひとり親家庭の自立支援』については、子どもの居場所づくりについて必要な世帯に情報が届くよう関係機関への周知徹底や、事業への参加者増加につながる環境を整えることが求められます。

『3. 子育てしやすいまちづくり』では、住宅困窮者対策事業について、民間の賃貸住宅の空き室や福祉団体等による住宅困窮者への居住支援のあり方を含め検討することが求められます。

※利用者支援事業（保育コンシェルジュ）…

利用者支援事業は、子どもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。保育コンシェルジュは、その支援を行う専門員。

基本目標5 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	B	B 概ね（9割）達成できた
2. 児童育成クラブの整備	B	
3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	A	

取組状況と 評価

『1. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供』については、認定こども園、保育所（園）で実施する特別保育事業において、保育士不足等で提供できるサービスに限りがあるほか、ファミリー・サポート・センター事業では提供会員の不足等、人材確保に関する課題がみられます。人材に加えて施設の確保も含め、より幅広いニーズに対応できるよう取り組む必要があります。

『2. 児童育成クラブの整備』では、児童数が増加する区域において、民営の児童育成クラブを開設し対応していますが、今後も待機児童を出さないことを目標に施設整備を進めていく必要があります。

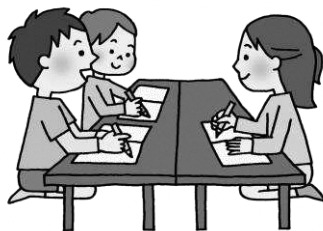
『3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実』は、企業への働きかけはニーズの高い取組であり、今後も引き続き、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの啓発・推進が重要になります。

8 課題と方向性

課題1 就学前の教育・保育の充実および放課後の居場所づくり

- 人口の状況を見ると、0～5歳人口は微減傾向、小学生人口については、将来的な減少が予測されている。女性の就業率は平成22年から平成27年にかけて上昇しており、今後も女性の社会進出や就労形態の変化による保育ニーズの増加が予測されることから、対応する施設定員の確保が必要。
- 認定こども園・保育所（園）の弾力運用による受入れを行う一方で、幼稚園の定員割れが続いており、就学前施設、教育・保育人材の有効活用が必要。
- 保育需要の増大により、児童育成クラブの入会児童数も増加を続けている。国では、保護者の就労の有無によらない放課後の居場所の整備が進められており、多様な居場所づくりが必要。
- 国では、幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、各市町村で教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置することが進められており、本市においても、幼小連携の強化とそれによる質の高い教育・保育の提供が求められる。

子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり



課題2 子どもの権利の保障と安全対策

- 虐待相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑多様化。困難ケースにも迅速に対応できる体制の強化が必要。
- ニーズ調査では、日頃の悩みや不安については、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も高い。また、「子どもを叱りすぎているような気がする」が4番目に高く、子どもの育ちや自身の子育てを不安に思う傾向がうかがえる。
- 児童発達支援事業の利用者数は増加傾向。発達に課題のある子どもや障害のある子ども本人への支援はもちろん、障害の有無に関わらずともに生活できる環境づくりのため、周囲への理解促進が必要。
- 障害、児童虐待等支援が必要な子どもの早期発見・早期対応が必要。
- 支援者調査では、貧困状況にある家庭への支援において、困難だと思う点として、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」ことが多くあげられている。子ども本人への支援だけでなく親や家庭環境等、世帯全体への支援が必要。
- ニーズ調査では、充実してほしい事業として、就学前児童では「認定こども園、幼稚園および保育所（園）等にかかる費用の軽減」が最も高く、次いで「子どもの遊び場」と続いており、経済的な負担軽減や子どもの遊び場等の環境面へのニーズが高い。
- ニーズ調査では、子どもが病気の際に「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」という回答がある。事故等を未然に防ぐためにも、緊急時にサービスを必要としている家庭への支援が必要。

子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

課題3 安心して産み育てることのできる支援体制の充実

- ニーズ調査では、日頃の悩みや不安については、就学前で「子どもの食事や栄養に関すること」が2番目に高く、特に0～2歳児で高い。
- 核家族化が進行し、親族からの支援が受けにくい環境にある人は少なくないと考えられる。産後から子育て期の不安を抱えやすい時期にケアを必要としている人を早期に把握し、支援につなぐ仕組みづくりが必要。
- 核家族化や少子化に伴い、身近な人から子育ての体験や知識を得ることや、乳幼児とふれあう機会がないまま親になる人が増加することが考えられ、子どもの教育や子どもとの接し方等への不安や悩みに対するきめ細やかな相談対応が求められる。

心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

課題4 子育ての孤立解消と相談支援の充実

- 国勢調査では、1世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行。
- ニーズ調査では、同年齢の子どもをもつ親同士の付き合いについて「同年齢の子どもの親との付き合いはあまりない」が前回調査よりも上昇。
- ニーズ調査では、子育てに「不安や負担を感じる」が就学前児童、小学生ともに3割程度の回答がある。
- ニーズ調査では、評価できる事業について、就学前児童では「子育てに関する相談体制」が2番目に高い。

子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

課題5 家庭、地域、企業等多様な団体との連携による子育て支援の充実

- ニーズ調査では、仕事と子育てを両立する上で必要なこととして、就学前児童、小学生ともに、「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」が上位2位となっている。
- ニーズ調査では、子どもが病気等で園や小学校等を休む場合の対応方法として、サービス等を利用しない理由について、「子どもが病気の際は父親や母親がそばにいたい」が最も高い。子どもの病気を理由に仕事を休みにくいといったことのないよう、社会全体の意識の醸成が必要。
- 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいかについては、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」、「誘われれば参加したい」が就学前児童、小学生ともに一定の回答があり、地域の子育て支援の担い手として期待される。
- ニーズ調査では、評価できる事業について、小学生では、「地域の人たちによる防犯活動」が2番目に高い。

社会全体で子育てを支援する環境づくり



第3章 計画の基本的な考え方

本市が目指す「子育てしやすい市」の姿として「基本理念」を、この基本理念の下で育むことを目指す子どもの姿として「草津っ子」を掲げます。この2つの将来像を両輪として、本市の子育て環境の充実を推進し、子どもの育ちを支えます。

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって、心豊かな人生を送ってほしい。そのために、一人ひとりの大切な命、子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中で、たくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わり、どの子どもも、どの子育て家庭も安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくっていきたいと考えています。

本市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畑、あおばな等の特色ある産物、企業の集積、市民発信の活動等、多様な資源があります。また、京阪神の通勤圏内であることから、転入転出等の人口移動も多く、新たな市民も増え、人口の増加が続いていますが、0～5歳児の人口は減少局面に入っており、今後は、少子高齢化が進んでいくと予想されます。

誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らせる「健幸都市」づくりを進めている本市は、自然環境を生かし、子どもたちに多くの出会いや体験機会を提供することや地域とともに子育てを支え、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するなど、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していきたいと考えています。

家庭をはじめ、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、企業、市等多様な主体が我が事として連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津を目指して、丸ごととなって取組を進めます。

基本理念

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

2 草津市の目指す子どもの姿「草津っ子」

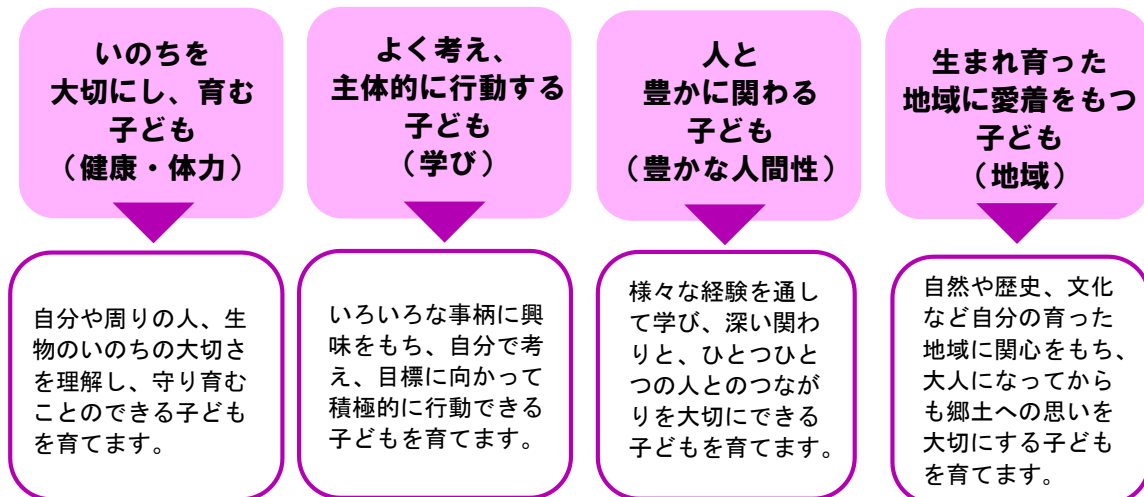
乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、その時期の教育・保育は人間としての生き方に大きく影響することから重要です。乳幼児は生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。

この時期のすべての子どもたちが、かけがえのない存在として尊重され、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、自己を十分に発揮しながら活動できるようにするためには、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の教育・保育機能を高めることが重要になります。

認定こども園、幼稚園および保育所（園）は、本市の子どもの現状と課題を共有し、家庭や地域社会との連携、さらには小学校との十分な連携も視野に入れて、すべての子どもの健やかな育ちを保障していかなければなりません。草津市の目指す子どもの姿を実現するための基盤として、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども」の育みを推進します。

目指す子どもの姿 「草津っ子」

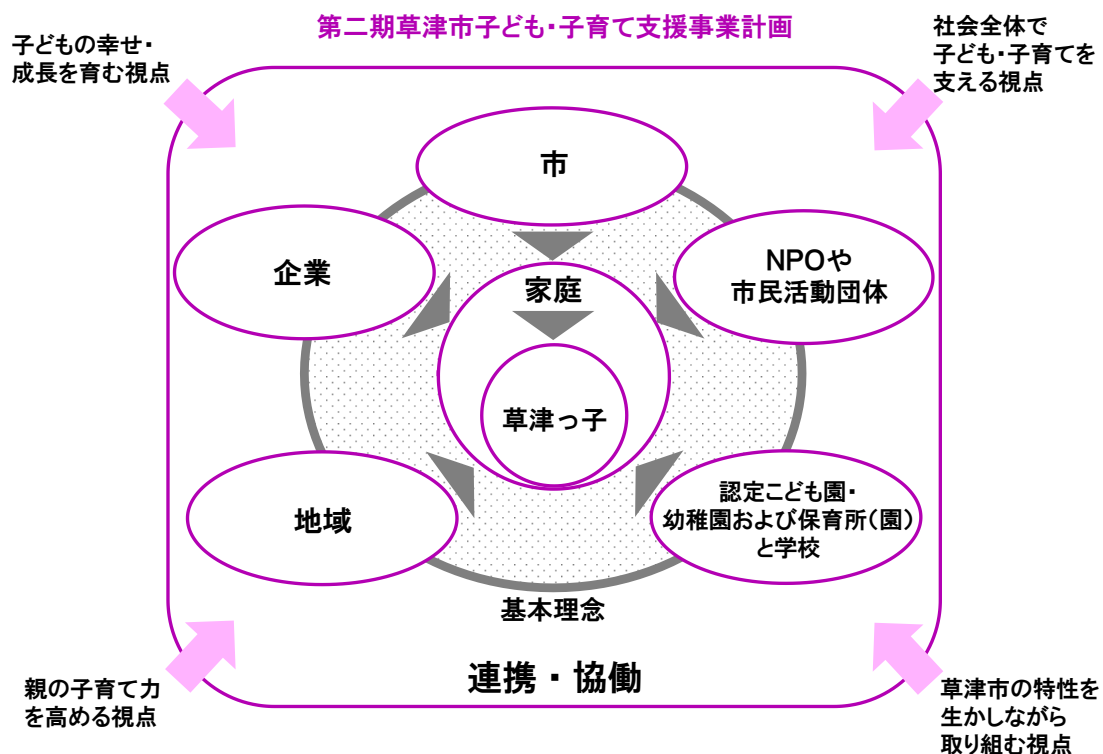
心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども



3 計画推進にあたっての視点

<p>(1) 子どもの幸せ・成長を育む視点</p>	<p>子どもの人権と個性を大切にし、一人ひとりの子どもの最善の利益が実現され、健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、子どもの視点に立った子ども・子育て支援施策を展開する必要があります。</p> <p>また、育った家庭環境によって子どもの現在と将来が制限されることなく、子どもの幸せと成長を育むための支援に取り組むことが求められます。</p>
<p>(2) 親の子育て力を高める視点</p>	<p>子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識のもと、保護者が子どもと向き合いながら、親子の信頼関係を形成し、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを見出すことができるよう、また、子ども自身は周りの人に愛されている、見守られているという気持ちを持てるよう、家庭・保護者の子育て力を向上させることが求められます。</p>
<p>(3) 社会全体で子ども・子育てを支える視点</p>	<p>子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長と、子どもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、見守ることが重要です。市民や地域、企業、関係団体、市等の多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会を形成していくことが求められています。</p>
<p>(4) 草津市の特性を生かしながら取り組む視点</p>	<p>人口やまち全体の動向を踏まえながら、本市の豊かな自然環境と歴史・文化、総合大学の立地、産業集積の状況といったまちの特性を生かした取組を進めるとともに、子どもたちが生まれ育った地域へ愛着をいだき、未来をつくる草津の子どもとして羽ばたけるよう、子ども・子育て支援事業を展開することが求められます。</p>

■ 基本理念と「草津っ子」の関係



4 基本目標

目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

質の高い教育・保育の充実に向け、就学前の教育と保育の一体的な提供と、教育・保育人材の確保・育成を推進します。

また、子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を進め、子どもの育ちを支えます。

目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

子どもの虐待を防止し、子どもの権利を守る取組を推進します。

また、障害のある子どもや外国につながる子ども等、援助を要する子どもと家庭への支援を充実し、すべての子どもの健やかな成長を支えます。

さらに、子どもたちが地域で安全・安心に生活できるよう見守り体制や生活環境の整備を推進します。

貧困家庭については、子どもの現在および未来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかな育ちを支援するための子どもへの支援と自立に向けた保護者への支援を推進します。

目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

子育て家族と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの精神的、経済的な支援を行います。

また、子どもが心身ともに健全に成長できるよう、健康の維持促進や体力向上に努め、不登校やひきこもり等の心の問題に対応する関係機関との連携を強化し、取組を推進します。

目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

子育ての孤立を防ぐため、親子が集い、不安や悩みを地域で相談できる場所の充実を図ります。また、ひとり親世帯への支援については、地域の大人と信頼関係を築き社会性を育むための子どもへの支援を推進します。

目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり

地域とともに実施する「地域協働合校」等様々な体験機会を通して、歴史や文化、科学、環境について学ぶ環境をつくります。

仕事と子育ての両立をサポートするため、様々なニーズに合わせた保育サービスを充実させます。子育て家庭への職場の理解を深めるため、企業への働きかけを推進します。

5 施策の体系

草津市の目指す姿

《基本理念》

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

《目指す子どもの姿 「草津っ子」》

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

計画推進にあたっての視点

子どもの幸せ・
成長を育む視点

親の子育て力を
高める視点

社会全体で
子ども・子育てを
支える視点

草津市の特性を
生かしながら
取り組む視点

目標	施策	重点的な取組
目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり	1) 就学前の教育・保育環境の整備 … P.61 2) 就学前の教育・保育内容の充実 … P.63 3) 放課後の居場所の充実 … P.65 4) 確かな学力向上等に向けた取組 … P.66	子ども・子育て支援法法定 必須記載事項 … P.100
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり	1) 子どもの人権を守る環境づくり … P.68 2) 虐待防止等要支援児童対策 … P.69 3) 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援 … P.72 4) 安全安心な子どもの生活環境の整備 … P.74 5) 子育ての経済的負担の軽減 … P.76 6) 子どもの貧困対策 … P.77	子どもの貧困対策の充実 (ひとり親家庭の自立支援の推進を含む) … P.120
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	1) 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援 … P.82 2) 子どもと家族の健康な生活の支援 … P.84 3) 健康な心身を育てる食育の推進 … P.86 4) 子どもの健全育成 … P.87	児童虐待防止対策の充実 … P.127
目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり	1) 子育ての仲間づくりの場の提供 … P.89 2) 親育ちを支援するサービスの充実 … P.90 3) 子育て支援ネットワークの推進と情報提供 … P.91 4) ひとり親家庭の自立支援 … P.93	障害のある子どもへの支援の充実 … P.131
目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり	1) 地域の子育て力の向上 … P.95 2) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供 … P.97 3) ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実 … P.99	「草津っ子」育み事業 … P.134

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

施策1 就学前の教育・保育環境の整備

現状

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、認定こども園・保育所（園）の利用者数は増加を続けています。特に0～2歳児の低年齢児で顕著になっています。

また、近年本市では、家庭的保育事業や小規模保育事業を推進するなど、多様な保育施設の整備を進めており、低年齢児の保育ニーズへの対応や保護者の働き方や保育ニーズに合わせて保育施設を選択できる環境の整備を進めています。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、無償化の対象となる3～5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。

国では、女性（25～44歳）の就業率80%に対応した教育・保育の受け皿の確保が進められています。平成27年の国勢調査の結果では、本市の20歳代後半から30歳代の女性の就業率は60%台となっています。本市でも、さらなる受け皿の確保が必要となりますが、教育・保育事業のさらなる充実を図るためには、保育士の確保が課題となります。

施策の方向

教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の整備や保育士等の人材の確保に取り組むとともに、認定こども園への移行等幼保一体化を引き続き推進していくことで、就学前児童の教育・保育環境の充実を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
1	幼保一体化の推進	教育・保育のニーズの状況を踏まえながら、公立施設における幼保一体化を推進します。	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
2	幼稚園教諭・保育士等の確保	県、関係機関、養成校等と連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組めます。県、関係機関と連携を図りながら、有資格者の再就職に取り組めます。	幼児課
3	地域型保育事業への連携等の支援	質の高い地域型保育事業の展開に向けて、巡回支援を行い、私立保育園においても連携体制の強化を図ります。 また、公立の幼稚園型認定こども園での3歳児受入れについて検討します。	幼児課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
4	多様な主体の参入促進	小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。特定教育・保育施設については、適切な運営や保育体制となるように市の支援・指導体制を強化します。 また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、市内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。	幼児課
5	3歳児親子通園事業	幼稚園での親子通園体験を通して、在宅の3歳児とその保護者の生活経験を広げ、豊かな人間性の芽生えや温かい人間関係を育み、地域の子育てを応援します。	幼児課
6	公立幼稚園等における2歳児への子育て支援の検討	在宅の2歳児とその保護者を対象に、各施設における子育て支援活動を充実することにより、子育て施策の推進を図ります。	幼児課
7	就学前の教育・保育の充実（保育認定）	保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。	幼児課 幼児施設課
8	就学前の教育・保育の充実（教育標準時間認定）	学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。	幼児課 幼児施設課
9	私立施設の認定こども園への移行促進	私立施設（幼稚園および保育園、認可外保育施設）について、保育定員の維持・向上を前提に、各事業者の意向等を踏まえ、認定こども園への移行を促進します。	幼児施設課
10	私立保育園の整備	私立保育園の新設、増改築、分園等による定員増を推進し、待機児童の解消と、さらなる子育て支援の充実を図ります。また、令和3年度の開園に向けて、私立保育園新設を推進します。	幼児施設課
11	小規模保育施設の展開	増加する低年齢児の保育需要に対応するため、質が確保された小規模保育事業の整備を図ります。	幼児施設課
12	幼稚園の改修整備	老朽化の進む公立幼稚園について、幼保一体化の推進と整合を図りながら、必要な改修を行います。	幼児施設課

施策 2 就学前の教育・保育内容の充実

現 状

国では、平成 29 年 3 月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂（定）され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」および「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が位置づけられました。本市においても、幼児教育・保育のさらなる質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保するため、幼小連携の強化が求められています。

ニーズ調査では、平日に教育・保育サービスを利用している主な理由として、「集団で遊び、学ぶことの経験や集団生活の中でルールを守ることを身につけさせるため」、「子どもの教育や発達のため」が上位 2 項目となっており、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等における質の高い教育・保育への期待がうかがえます。

本市では、就学前教育と小学校教育との確かな連携を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や小学校等の子どもたちの交流活動や、教職員の合同研修を実施し、お互いの教育内容や育てたい力等相互理解を深めています。

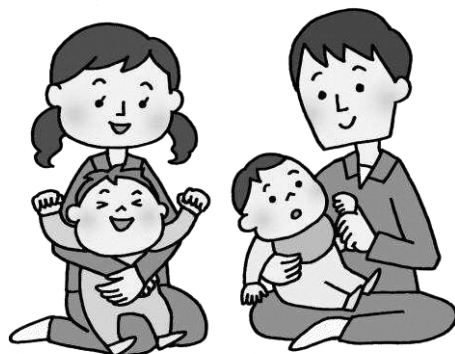
施策の方向

職員間の交流や研修、共通カリキュラムの活用や検証結果の情報共有等を実践することで、子どもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い教育・保育の確立を目指します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
13	認定こども園、幼稚園および保育所（園）を対象とした研修	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課
14	保育実践交流研修の実施	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一体化に向けての課題や方策について考える場とし、互いの良さを生かした教育・保育内容の充実を図ります。	幼児課
15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	就学前施設におけるすべての子どもの豊かな育ちを保障し、質の高い教育・保育を確立するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）における共通カリキュラムを活用した実践・検証に取り組み、質の高い就学前の教育・保育の提供を促進します。	幼児課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	認定こども園、幼稚園および保育所（園）と小学校との円滑な接続のため、接続期のアプローチカリキュラムや小学校入学時のスタートカリキュラム等、教育・保育内容にかかる職員間の共通理解や推進体制を強化します。	幼児課 学校教育課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
17	幼稚園等ステップアップ推進事業	教師の指導力向上のため園内研究会を開催するとともに、質の高い学びが得られる体験活動の充実や地域、園の特色を生かした教育・保育の充実を図ります。	幼児課 学校教育課
18	保育体験・異年齢交流の推進	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、中学校や小学校の保育体験や職場体験の受入れを行い、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課
19	就学前教育サポート事業	大学との連携により、心理と保育専門分野から幼稚園教諭・保育士等への支援を強化し、心理的負担の軽減と、教育・保育力の向上を図ります。	幼児課
20	幼児教育推進体制の充実	幼児教育アドバイザーを設置し、幼児教育の質の向上に向けた実践研究と人材育成を推進します。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続にかかる取組を充実します。	幼児課
21	公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放	未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。	幼児課



施策3 放課後の居場所の充実

現 状

就学児童をもつ家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、新たな専用施設の整備を含め、多様化するニーズへの対応と受け皿整備を進めてきました。その結果、現在では市内で29箇所の児童育成クラブを開設しています。

また、ニーズ調査の小学生における長期休暇中の児童育成クラブの利用希望は、4割後半となっており、母親がフルタイムで就労している場合は、利用希望が6割半ばと特に高くなっています。

施策の方向

保護者の就労形態の多様化等で、利用希望者が増加することを踏まえ、地域でニーズ対応の格差が起きないように、民間による児童育成クラブの整備等も含め、子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
22	児童育成クラブの充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子ども・若者政策課
23	民間による児童育成クラブの整備	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進します。 今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進めます。	子ども・若者政策課
24	児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する連携協力体制の整備	児童育成クラブと放課後子ども教室の双方の支援員が参加児童の情報を共有する等連携し、協力体制の整備に努めます。また、一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会の設置・運営を行います。	子ども・若者政策課 生涯学習課

施策４ 確かな学力向上等に向けた取組

現 状

確かな学力の向上に向けて、体験的な学習や英語教育、タブレット端末等を活用するICT（情報通信技術）を活用した教育等、学校教育に求められるものは日々複雑化しており、教職員の資質の向上と指導体制の充実が求められています。

基礎学力の向上と、様々なことに興味・関心を持ち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容および施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供を図っています。

施策の方向

本市では、すべての児童生徒が主体的に取り組み、確かな学力を身に付けられるよう、「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」を推進します。

教室アシスタントの配置や学びの教室プロジェクトの実施等、児童生徒の学びの基礎力の定着と学力向上に向けた取組を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
25	学校施設・設備の充実（小中学校）	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新築・増築等を進めます。	教育総務課
26	英語教育推進事業	小中学校にALTやJTEを配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図るとともに、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。	学校教育課
27	道徳教育推進事業	子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課

※ALT…

Assistant Language Teacher の略で、外国人英語指導助手のこと。

※JTE…

Japanese Teacher of English の略で、日本人英語指導者助手のこと。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
28	教室アシスタント配置事業	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。 また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課
29	学びの教室プロジェクト	放課後等の子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課
30	国語・英語を中心とした学力向上事業	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課
31	学校図書館教育の推進	学校図書館の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能を充実させ、読書好きな子どもの育成を図るとともに、学校図書館を活用した授業の充実を図ります。	学校政策推進課
32	ICTを活用した教育の推進	液晶型電子黒板やタブレットPC等を活用したICTを活用した教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課
33	「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進	各小中学校において、独自の教育プロジェクトを企画・実施し、各校の強みを生かした教育を行います。また、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招いて特別授業を行い、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校政策推進課

※小1プロブレム…

小学校に入学した1年生が、新しい環境になじめず、集団行動ができない、授業中座ってられない、先生の話を受けない、という状態が継続する問題。

※中1ギャップ…

中学校に入学した際、それまでとの環境の変化等を理由として、いじめや不登校が起きる現象のこと。

※草津型アクティブ・ラーニング…

学習環境のユニバーサルデザイン化を基盤とし、アナログ（ノートや鉛筆、黒板等）とデジタル（ICT機器）を融合させて行う、主体的で協働的（対話的）、問題解決的な学習のこと。

目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

施策1 子どもの人権を守る環境づくり

現 状

虐待やいじめ、体罰等の子どもが被害者となる事件が毎年起きており、人権侵害の予防と救済のための取組の強化が課題となっています。

本市では、市民意識の醸成を図るため、啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、様々な機会を通して啓発活動を行っています。また、人権教育の啓発、推進に向け、市職員や認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小中学校の教職員を対象とした研修等の実施により、リーダーの育成を図り、子どもを含むあらゆる人権問題に取り組んでいます。

施策の方向

子どもの権利に関する意識の向上として、就学前教育施設や学校、家庭、市内の事業所への積極的な啓発等、人権保育・教育を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
34	人権保育・教育の推進	認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小中学校においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すとともに保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課
35	「子どもの人権110番」強化週間の周知	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課
36	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課

施策２ 虐待防止等要支援児童対策

現 状

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化・複雑化してきており、児童虐待等により社会的養育を必要とする子どもが増加しています。

こうした現状に対応するため、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、虐待予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等が進められています。これに併せ、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、令和４年度までにすべての市町村に子ども家庭総合支援拠点整備されるよう目標設定がされています。

本市でも、「すこやか訪問」等の家庭訪問事業や母子保健事業等において、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の予防や早期発見に努め、子どもが健全に養育されるよう家庭における課題の解決に向けて支援に取り組んでいます。

しかしながら、虐待等の相談件数は増加傾向にあり、複雑化・長期化するケースが増加傾向にあることから、相談体制の強化や関係機関との密な連携を行い、地域社会全体で虐待の防止に向けた取組、継続的な支援体制の強化を図る必要があります。

施策の方向

児童虐待の早期発見・防止対策を強化するため、妊娠期からの継続的な支援を行えるよう子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。また、要保護児童対策地域協議会等において関係機関と連携を強化し、要支援児童等への適切な支援につながるよう家庭や児童にかかる相談に応じる体制の充実を図るとともに、市民・関係機関への研修機会を提供します。

主な事業

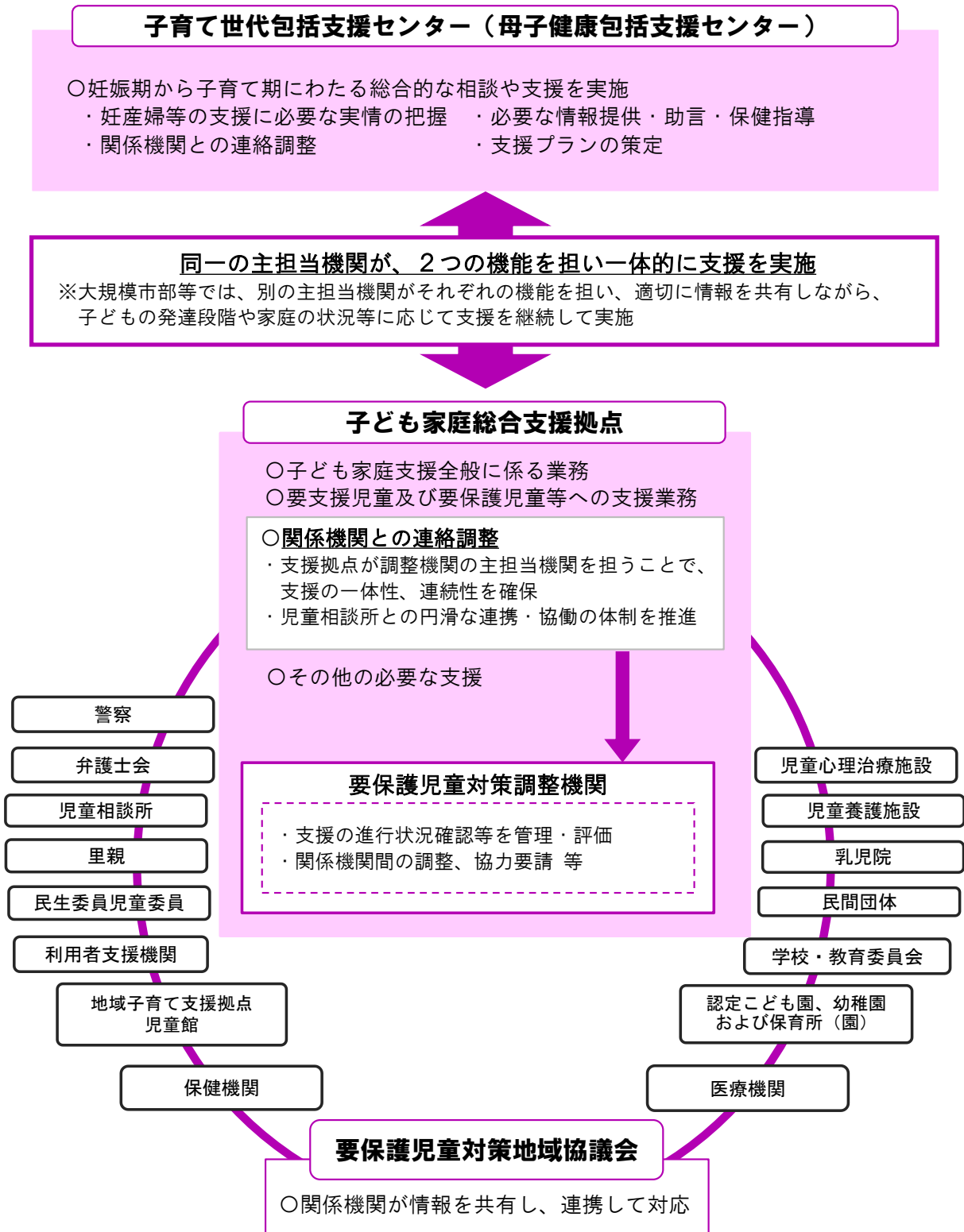
事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
37	子ども家庭総合支援拠点の設置	妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	家庭児童相談室
38	要保護児童対策地域協議会	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。	家庭児童相談室
39	家庭児童相談体制の充実	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童にかかる相談に応じる体制を充実させます。	家庭児童相談室
40	児童虐待防止に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組む、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関の研修機会を提供します。	家庭児童相談室

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
41	養育支援ヘルパー派遣事業	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対して家事育児のヘルパーを派遣します。	家庭児童相談室
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実	短期入所生活援助（ショートステイ）では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。 夜間養護（トワイライトステイ）では、保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。	家庭児童相談室
43	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。 定期的に保健師間での協議やケース検討等を行い、家庭児童相談室と連携して必要な時期に適切な支援ができるよう取り組みます。	子育て相談センター

重点的な取組の推進

主な事業に加え、児童虐待防止対策に資する様々な関連事業を実施し、「児童虐待防止対策の充実」に重点的に取り組みます。（詳細は、重点的な取組として、本計画の第6章に記載しています。）

■子ども家庭総合支援拠点と関連機関の整理



参考：厚生労働省 「市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理」を基に作成

施策3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

現 状

障害のある子どもについては、乳幼児健診等多様な事業を通して早期発見・早期療育に取り組んでいます。早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズが高まっており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

本市では「草津市障害児福祉計画」に基づき、障害のある子どもが身近な場所で療育等の支援を受けることのできる環境整備等を推進しています。

近年、全国的に海外から帰国した幼児や外国人幼児等が増加しています。外国につながる子どもについては、文化・言語の違いによって、地域や学校での生活、教育、進学等で困難が生じやすい状況にあります。

施策の方向

年齢や特性等を踏まえた十分な教育が受けられるよう、きめ細かな配慮・対応に取り組みます。

また、外国につながる子どもや家庭が、地域の一員として生活できるよう、異文化への理解促進を進めるほか、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等においてスムーズに教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
44	児童育成クラブの障害のある子どもの利用	児童育成クラブでの障害のある子どもへの対応を行います。	子ども・若者政策課
45	特別児童扶養手当	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害のある児童を監護、養育している父母等に手当を支給します。	子ども家庭課
46	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成	障害のある子どもが利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター
47	訪問時・健診時・相談支援事業時等の言語通訳・手話通訳者派遣	各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭や聴覚障害のある子ども・保護者が適切に支援を受けられることができるよう、言語通訳者や手話通訳者を派遣します。 （すこやか訪問、産後ケア事業、総合相談、養育支援訪問、乳幼児健診、離乳食レストラン、湖の子園運営事業、相談支援事業、給付事業）	子育て相談センター 発達支援センター
48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳児相談等を実施します。また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
49	湖の子園の充実	発達支援センター「湖の子園」を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター
50	障害児福祉サービスの推進	障害のある子どもの生活能力を向上させるための訓練や日中における活動の場を提供することで、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所の提供や家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。また、保育所（園）等を利用中の障害のある児童や保育所等の保育教諭等に対し集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。	発達支援センター 障害福祉課
51	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、障害児保育（特別支援教育）を実施し、障害のある子どもに対する適切な支援を充実させる保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します。	幼児課
52	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修の充実を図ります。	幼児課
53	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での外国につながる子どもへの支援の充実	外国につながる子どもや保護者のニーズに対応できる支援の充実を図ります。	幼児課
54	医療的ケア支援員配置事業	公立就学前教育・保育施設、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課
55	障害児福祉手当	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し日常生活において常時の介護を必要とする者に手当を支給します。	障害福祉課
56	心身障害児の医療費助成	心身障害児の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課
57	インクルーシブサポーターの配置	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課
58	外国人児童生徒等への相談補助事業	学校等からの依頼に基づき、外国人児童生徒、保護者への通訳・翻訳支援を実施します。	児童生徒支援課
59	児童向け外国語資料の収集・提供	英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等多言語の絵本の収集と提供を行います。	図書館

重点的な取組の推進

主な事業に加え、障害のある子どもへの支援に資する様々な関連事業を実施し、「障害のある子どもへの支援の充実」に重点的に取り組みます。（詳細は、重点的な取組として、本計画の第6章に記載しています。）

施策4 安全安心な子どもの生活環境の整備

現 状

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が相次ぎ、地域における子どもの安全に対する関心が高まっています。子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが欠かせません。

本市では、通学路の安全点検のほか、登下校（園）および保育時間中の安全確保のため、保護者や地域ボランティア（スクールガード等）によるパトロールや「子ども110番の家」の設置を行い、不審者に対するセキュリティを強化しています。

ニーズ調査の「市の子育てに関する取組で評価できる事業」についてみると、小学生では、「地域の人たちによる防犯活動」が2番目に高く、子どもの安全に対する地域への期待は高いと言えます。

また、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校では、災害時の対応マニュアルを作成しており、災害発生時に適切な対応ができるよう、様々な側面から訓練を行っています。

施策の方向

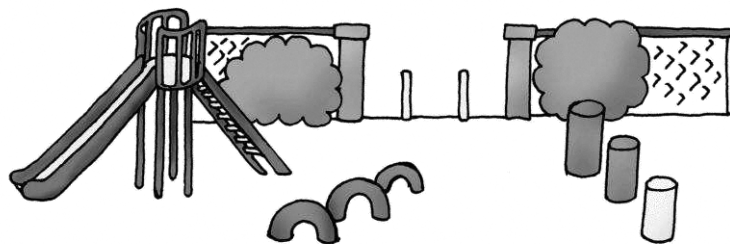
従来からの健康施策の枠組みを超え、ハード・ソフトの両面から健康づくりの取組を進め、健幸都市づくりを推進していることから、子どもが地域で安全・安心に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯・災害対策の充実を推進します。

また、子どもが安心して遊ぶことのできる地域づくりを目指して、公園や道路環境の整備を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
60	赤ちゃんの駅	授乳スペースやおむつ替えベッド等を備えた施設である「赤ちゃんの駅」の設置を促進するとともに、さらなる周知を推進します。 また、「赤ちゃんの駅」に登録のある保育士・栄養士を派遣し、育児栄養相談会等の開催を支援します。	子育て相談センター
61	認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教育委員会や消防署、関係機関の協力の下、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。	幼児課 スポーツ保健課 学校教育課
62	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	危機管理課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
63	交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自らが交通ルールを理解し、実践できるように交通安全教室を開催します。	交通政策課
64	自転車安全安心利用教室(スケアードストレート方式等)の開催	プロのスタントマンによるスケアードストレート方式(交通事故再現)等の自転車安全安心利用教室を開催し、中学生等に交通ルールや自転車の安全利用について啓発します。	交通政策課
65	通行者の安全確保のための歩道整備	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道の整備に努めます。また、草津市バリアフリー基本構想に則り、草津駅周辺歩道のバリアフリー化を進めます。	道路課
66	公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行います。	公園緑地課
67	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	くさつシティアリーナについて、子どもから大人まで誰もが気軽に利用できるスポーツ施設としての機能に加えて、プロスポーツの試合やイベント等の開催を計画していきます。また、既に供用を開始している草津川跡地公園(区間2・区間5)について、誰もが今後も継続して利用できる公園として、さらなるにぎわいの創出に向けて積極的に取り組んでいきます。	草津川跡地整備課 公園緑地課
68	通学路の安全対策の実施	スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や、警察・関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組みます。	スポーツ保健課



施策5 子育ての経済的負担の軽減

現 状

子どもが生まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、子ども一人当たりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって、不安や負担となっています。

経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないよう、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

本市では、中学校卒業までの児童を養育している方を対象に「児童手当」を支給するほか、乳幼児・小中学生の医療費助成を行っています。

施策の方向

児童手当の支給や乳幼児・小中学生の医療費助成等を行うことで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。また、経済的に困窮している家庭の自立に向けた支援として、相談支援や生活支援等の各種事業と一体的に推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
69	児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童を養育する家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭課
70	認定こども園、幼稚園および保育所（園）の保育料軽減	幼児教育・保育無償化の対象外となる児童に対し、引き続き国の基準を下回る保育料を継続していきます。	幼児課
71	乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
72	小中学生医療費の助成	小中学生の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課

施策 6 子どもの貧困対策

貧困対策の位置づけ

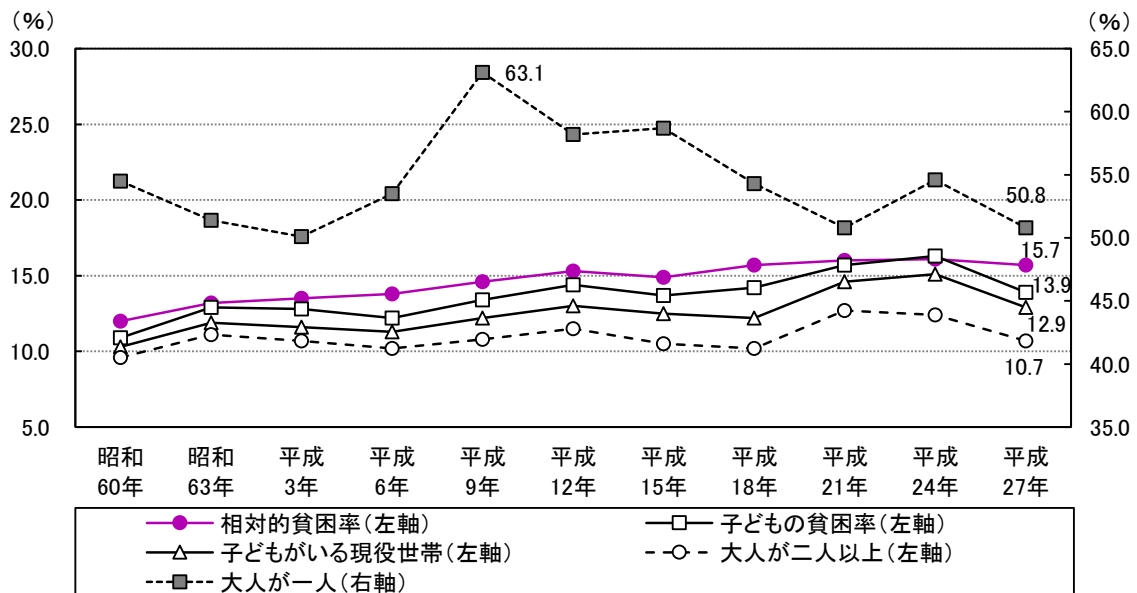
厚生労働省が実施する「平成 28 年国民生活基礎調査」によると、我が国の子どもの貧困率は 13.9%で子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるとされています。

こうした状況を背景に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国は同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「貧困対策大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標および指標の改善に向けた重点施策等を定めました。貧困対策大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが極めて重要であるとしており、子どもたちが、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえます。

令和元年 9 月には、より充実かつ実効的な対策とすべく「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、11 月には、子どもを第一に考えた支援を目的に貧困対策大綱が見直されました。改正後の法律では、子どもの権利の尊重や保護者の所得増大、職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるほか、貧困対策計画の策定について、これまでの都道府県だけではなく、市町村においても努力義務とされました。

本市においても、貧困状況にある子どもの状況を把握しつつ、子育て支援全般の総合的な対応により環境改善を図っていくため、子どもの貧困対策計画を本計画と一体のものとして策定した上で取組を進めます。

■ 貧困の年次推移



- 注 1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 注 2) 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 注 3) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
 注 4) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
 注 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」より

現 状

子どもの貧困は経済的な問題だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合っていて発生している問題です。支援者調査の結果をみると、貧困状況にあると思う子どもの状況について、「保護者の養育能力が低い」や「保護者から放任されている」といった回答が多く、虐待や不適切な養育にもつながる課題であることがわかります。

また、貧困状況にある子どもにみられる欠如していると思う項目については、「健全な生活習慣・食習慣」や「こころの状態の安定性・心身の健康」、「自己肯定感・自尊心」といった回答が多くなっています。生活経験の獲得や自己像の形成等、生きる力の形成に影響が生じていると考えられます。

一方で、貧困状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立したり閉鎖的になったりする傾向があり、実態が把握しにくい状況にあります。支援者調査の結果をみると、貧困状況にある家庭の子どもや保護者と接することの有無で「わからない」という回答が14.8%あり、支援を行う立場であっても、貧困状況にある家庭は見えにくい状況です。

本市ではかねてから教育や子育て支援、福祉の充実を図っており、各分野・部局で進めるこれらの事業を通して、困難に気づき、適切につなぐ支援として、さらに連携を強化し、貧困対策に取り組む必要があります。

子どもの貧困のとらえ方

経済的困窮だけでなく、経済的困窮から起因する子どもへの様々な影響（不十分な衣食住、こころの状態の不安定、低い自己肯定感、社会的な孤立、意欲の低下、学力の低下等）、その他、親や家庭の状況、社会との関係における困窮（体験機会の不足、学習機会の不足等）といった多様な困難を抱えている状況を子どもの貧困ととらえます。

施策の方向

貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。

このため貧困状況にある家庭の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、子どものおかれた状況を見て、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

また、貧困対策につながる各種事業がより効果的なものとなるよう、子どもの貧困の把握に努め、事業実施関係課間の連携の推進、支援者（団体）との連携、施策・制度の周知、子どもの貧困に関する啓発、貧困の実態を把握するための調査や施策の研究等を進めます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が受講し、修了した場合および高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講料の一部を支給します。	子ども家庭課
74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の子どもへの健やかな成長を図るため、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、子どもの進学・修学資金や、ひとり親家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭課
75	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	子ども家庭課 生活支援課
76	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業	特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。	幼児課
77	生活困窮者自立支援事業	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	生活支援課
78	生活保護制度における教育扶助	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。	生活支援課
79	生活保護世帯の子どもの大学等進学支援	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしない措置を講じます。	生活支援課
80	生活保護制度における入学準備金	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活支援課
81	子育て世帯への公営住宅の供給	公営住宅の募集において、母子世帯、多子世帯等の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用することで、公営住宅への入居を支援します。	住宅課
82	就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の就学に要する費用の援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を進めます。	学校教育課

重点的な取組の推進

この施策の主な事業に加え、子どもの貧困対策に資する様々な関連事業を実施し、「子どもの貧困対策の充実」に重点的に取り組みます。（詳細は、重点的な取組として、本計画の第6章に記載しています。）

子どもの貧困とは

厚生労働省が実施する「平成 28 年国民生活基礎調査」によると、我が国の子ども（17 歳以下）の貧困率は 13.9%で、7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあります。

貧困には、住む家がない、食事もとれない状況の「絶対的貧困」と、社会全体の中でみると相対的に貧困の状況にある「相対的貧困」の 2 種類があります。

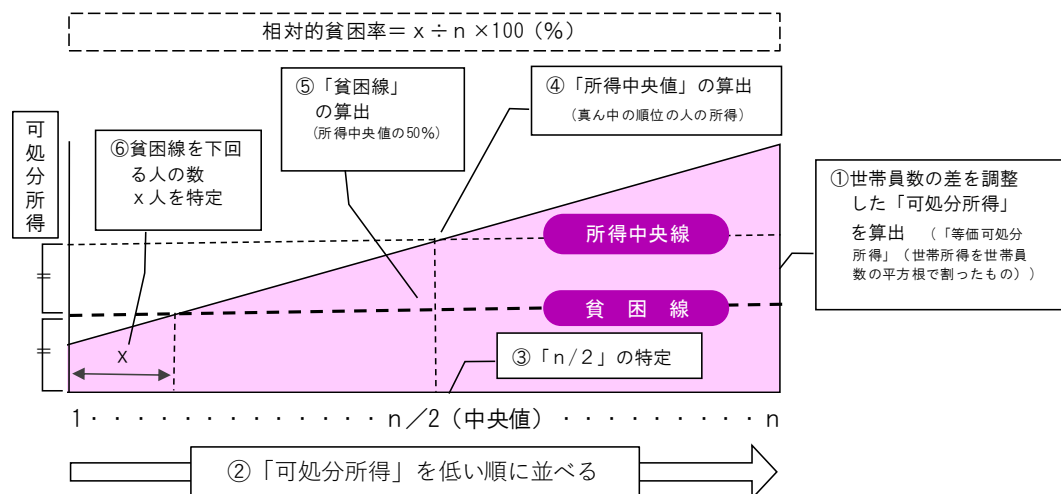
「絶対的貧困」・・・衣食住が足りなため、生命を維持することが困難な状況

「相対的貧困」・・・一定の水準（貧困線）を下回る等価可処分所得しかない状況

子どもの貧困率は相対的貧困の割合で算出します。国の子どもの貧困状況をはかる一つの指標ですが、貧困状況にある子どもは、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない可能性が高いと考えられます。

■相対的貧困率の算出イメージ

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50.0%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない人の割合



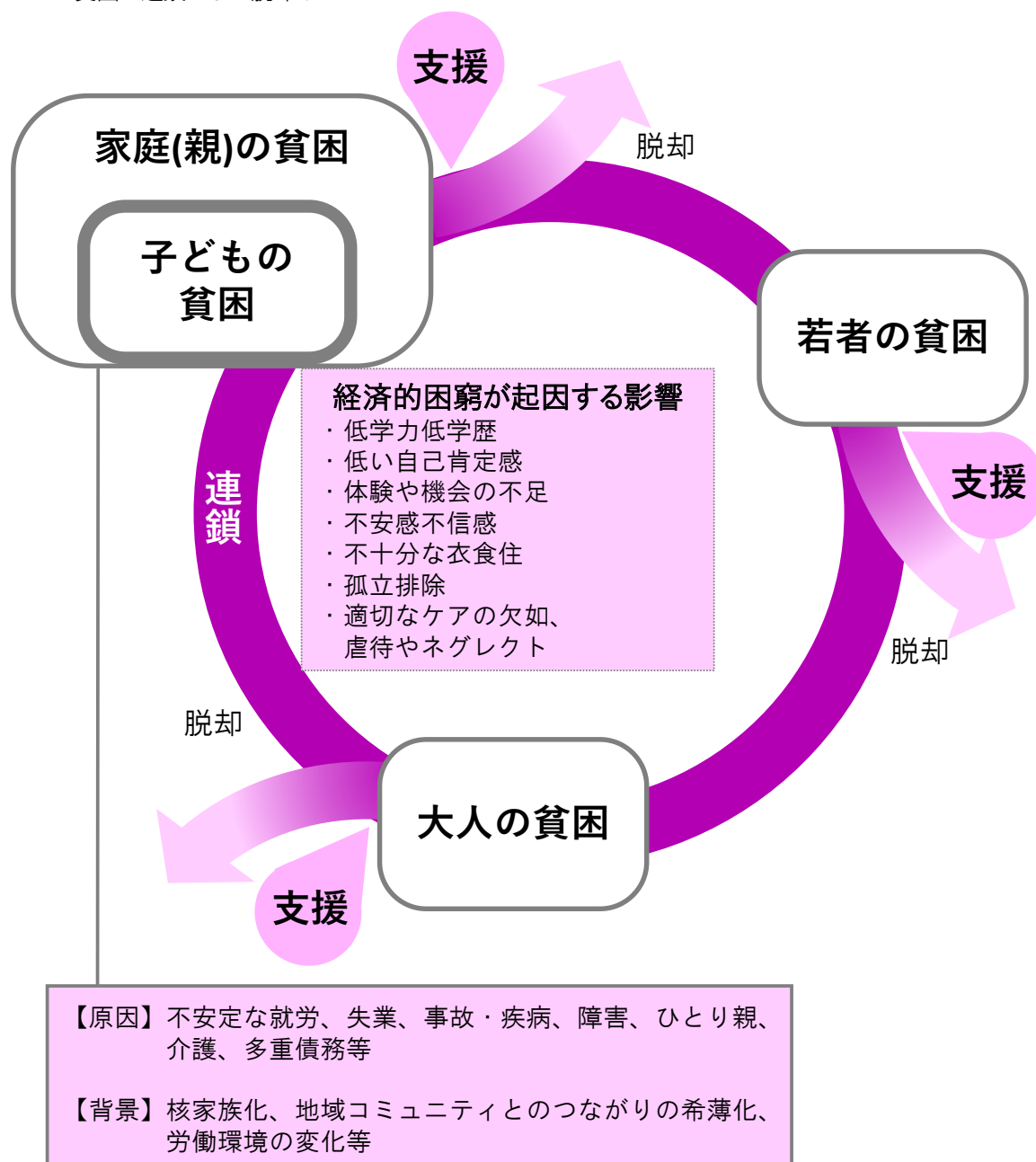
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問」より

貧困の連鎖とは

生まれ育った家庭の経済的困難によって、家庭（親）の貧困が子どもの貧困につながり、世代を超えて受け継がれてしまうこと。

貧困の連鎖を断ち切るためには、将来の貧困を防止するための子どもの学力向上、保護者の就労支援等、総合的な対策が必要とされている。

■貧困の連鎖からの脱却イメージ



目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

施策1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援

現状

妊娠・出産期は、精神的な不安や負担を抱えやすく、子育てについても不安が多い時期です。特に、親族からの支援が得られない、身近に相談相手がない等の理由により、地域から孤立してしまう妊産婦については、健診や訪問事業等を通して支援につなげていく仕組みが必要です。

本市では、母子健康手帳交付時の丁寧な関わりや「すこやか訪問」等により、妊娠時における母子の健康の保持増進や、妊娠・出産・子育てに関する情報伝達、不安の解消を図っています。

施策の方向

結婚や妊娠・出産期の精神的な不安や負担の軽減、母子の健康の推進として、すこやか訪問や子育て相談センター、産前産後サポート事業等、相談体制の充実を図り、結婚、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援につながるよう推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
83	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタート時に必要な新居の購入や賃貸、引越しにかかる費用を補助します。	子ども・若者政策課
84	妊婦健診費の助成	妊婦健診を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	子育て相談センター
85	すこやか訪問の推進	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師か保健師が訪問し、育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。	子育て相談センター
86	子育て相談センターでの相談の実施	妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て相談センター
87	産前・産後サポート（産後電話相談事業）事業の実施	産後1か月頃までの産婦に電話相談を行い、産婦の心身の状態、育児状況を確認し、様々な不安や悩みを聞き、助言を行うことで、不安の軽減を図ります。また、育児不安が強い等支援を必要とする人を早期に発見し、産後ケア事業等適切なサービスにつなぎ、継続して支援します。	子育て相談センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
88	産後ケア事業の実施	産後（生後）4か月未満の産婦および乳児で、家族等から十分な支援が受けられず、①産婦に心身の不調がある、または、②産婦に育児不安がある人に、医療機関での宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、産婦の心身のケア、育児相談・助言等を行います。	子育て相談センター
89	マタニティマークの普及啓発	妊娠届時に妊婦に対してマーク利用の推進、周囲への周知・啓発をすることにより、妊婦が安心して外出できるように支援します。	子育て相談センター
90	ベビーカーマークの普及啓発	ベビーカーマークの普及啓発により、安心して子どもを産み、子育てできるあたたかいまちづくりを推進します。	子育て相談センター
91	出産一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給します。	保険年金課



[ベビーカーマーク]



[マタニティマーク]

施策2 子どもと家族の健康な生活の支援

現 状

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、安定的な小児救急医療体制の運営を図るため、休日夜間における小児救急電話相談や草津・栗東・守山・野洲の4市で休日の急病に対応する休日急病診療所と輪番制による二次小児救急で診療を行っています。

また、妊婦や子どもの飲酒・喫煙による身体への影響や歯の健康の大切さについて、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時にパンフレット等を配布するなど、情報提供のあり方について工夫を行っています。

子どもの体力向上については、運動が好きな子どもの育成のため、小学校では、短時間運動プログラムの実施や、体育科の授業の改善を行っています。

施策の方向

妊娠前や妊娠中の心身の健康づくり、子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成等への取組により、健やかな生活習慣を身に付け、生活習慣病予防の基盤を固め、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

また市内の小児科等との連携を図り、かかりつけ医、小児救急、休日急病等による24時間切れ目のない小児医療体制の構築に取り組むとともに、医療機関情報や子どもの急病への応急措置等の情報提供の充実を図ります。

さらに、子どもが楽しみながら運動できる環境づくりに取り組み、子どもの体力向上を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
92	多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業	多胎児を妊娠した時から産後1歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭課
93	草津っ子サポート事業	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭課
94	乳幼児健診の実施	子どもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診を実施します。また、未受診児については、電話・訪問等で受診勧奨を行います。	子育て相談センター
95	離乳食レストランの充実	4～10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流を持ち、育児不安を解消することを目的に実施します。	子育て相談センター
96	家庭訪問における相談の実施	保健師が訪問にて養育等の指導・助言を行います。必要に応じて、栄養士や歯科衛生士、心理判定員等の専門職と連携します。	子育て相談センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
97	子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	子どもの事故防止のため、保健センター内の掲示や、すこやか手帳交付時、乳幼児健診時にチラシ等を配布し、情報提供を行います。	子育て相談センター
98	たばこ対策事業	母子手帳交付時やすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者等に対し、チラシやDVDを活用して妊娠中の喫煙リスク等を周知し、禁煙啓発を実施します。	子育て相談センター
99	公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校、就学時の健康診断の実施	公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校に在籍する幼児・児童・生徒や、次年度に小学校に入学する新1年生を対象に、健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	幼児課 スポーツ保健課
100	市内小児科医療機関の情報提供	インターネットサイト「医療ネット滋賀」内で診療が受けられる医療機関を24時間お知らせします。	健康増進課
101	予防接種の実施	各種感染性疾病の感染予防、発症予防、重症化予防、まん延予防のため、定期接種の実施および接種勧奨を行い、接種率の維持を目指します。	健康増進課
102	小学校体力向上プロジェクト事業	児童の体力向上に向けて、効果の高い短時間運動プログラムやダンス教室を実施します。	スポーツ保健課
103	中学校体力向上プロジェクト事業	中学生の運動中のけがを防ぐために、正しい筋肉の使い方やトレーニングの方法、けがをしないための取組、けがをしたときの正しい応急処置、治療の仕方等を学ぶための傷害予防講習会を実施します。	スポーツ保健課
104	ジュニアスポーツフェスティバルの開催	立命館大学等の協力の下運営している、市内の小学6年生全員参加によるスポーツイベント「ジュニアスポーツフェスティバル」について、関連機関と連携して実施します。	スポーツ保健課

施策3 健康な心身を育てる食育の推進

現 状

食育については、乳幼児健診等で啓発を行い、心身の成長における食の大切さを学ぶ機会を創出しています。さらに、栄養士による栄養相談、健康推進員による離乳食教室、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校での食育推進活動を行っています。幼少期の食生活は、子どもの成長・発育に大きく影響することから、食育に対して、高い意識を持つことができる仕組みづくりが重要です。

施策の方向

食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を深めるため、乳幼児の保護者に栄養相談や教室を実施するとともに、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校において、発育・発達段階に応じた食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しさを身に付けられるよう取り組みます。

また、地域での健康づくり活動を推進する健康推進員と連携を図り、離乳食教室等の食育に関する取組を進めます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
105	栄養相談の実施	市民を対象に、乳幼児健診の機会や電話・訪問等による栄養や食生活に関する相談を実施します。	子育て相談センター
106	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課
107	地域での食育の推進	地域での実践活動の場において、栄養や食生活の正しい知識の普及推進を図ります。	健康増進課
108	小学校での食に関する指導	市内14小学校の2年生、3年生を対象に、食や栄養に関する授業や指導を実施します。	スポーツ保健課 （学校給食センター）

施策4 子どもの健全育成

現 状

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康に関する悩みや、いじめ、不登校、ひきこもり等、思春期における問題は多様化、深刻化しています。

本市では、様々な問題を抱え学校生活になじめない児童生徒に対して、専門知識や経験を持ったスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる相談を行っています。教職員の相談に対するアドバイスも行い、様々な問題行動や不登校児童生徒への対応や児童生徒が抱える諸課題の解決を図っています。

また、適応指導教室等を通して、基本的な生活リズムを整え、小規模な集団での活動を体験することで、学校生活復帰の働きかけをしています。

少年センターでは、非行等の問題や、様々な課題や悩みを抱えた子どもとその家族への立ち直り支援を実施しており、課題を抱えた子どもの健やかな成長を支えています。

施策の方向

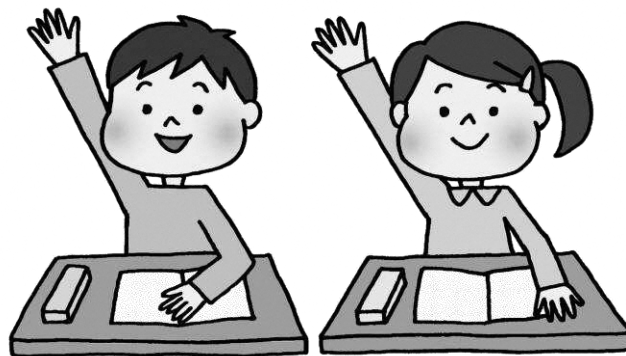
子どもの健全育成に向けて、いじめや不登校、ひきこもりや非行等に対応するために、やまびこ教育相談室や少年センター、学校等の関係機関が連携を図りながら、個別支援や相談等の取組を通して、困難を有する子どもやその家族を支援するとともに、それぞれの取組の活用拡大に向けて、広報周知を推進します。

また、子ども自身が地域の中で自立し、いのちや人権の大切さを認識しながら健やかに成長できるように、学校や地域、関係団体等の取組を推進するとともに、子どもを取り巻く有害な情報・環境への対策を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
109	非行少年立ち直り支援事業における少年センターの充実	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭課
110	SNS等インターネットの安全利用の啓発	SNS等インターネットの安全利用について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課
111	喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課
112	青少年育成市民会議の事業推進	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域・関係団体と協力して、各種大会等を開催し、青少年に活躍の場を提供するとともに、大人への啓発活動を図ります。	子ども家庭課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
113	やまびこ教育相談室の実施	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や適応指導を行い、学校復帰につなげるための支援をします。また、子どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用促進を図ります。	児童生徒支援課
114	不登校児童生徒支援の充実	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、およびスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に活かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	児童生徒支援課
115	ことばの教室・通級指導教室の充実	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活を送れるよう支援します。	児童生徒支援課
116	学校問題相談支援事業（SSW派遣事業）	不登校やいじめをはじめとする学校不適応行動の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、子どもを取り巻く様々な環境の調整・改善に向け支援を行います。	児童生徒支援課



目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

施策1 子育ての仲間づくりの場の提供

現状

子育て家庭の孤立を防ぎ、気軽に親子が集える場として、子育て支援センター、子育て支援拠点施設、地域子育て支援センターとあわせ、つどいの広場を展開しています。こうした子育て支援施設は、特に未就園児の子育て家庭にとって、同年齢の子どもを持つ家庭との交流の場となっています。ニーズ調査の事業の認知度についてみると、つどいの広場は6割程度の人が「知っている」と答えています。現在就園していない人の利用意向は3割程度であり、利用者数の増加に向けて、さらなる周知と活動の充実が必要です。

ニーズ調査の「同年代の子どもを持つ親同士の付き合い」についてみると、「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が就学前児童、小学生ともに6割台と最も高くなっている一方で、「同年齢の子どもの親との付き合いはあまりない」は就学前児童で約3割となっており、前回調査から1割以上上昇しています。

施策の方向

気軽に親子が集え、不安を解消するための相談の場としてつどいの広場等を展開するとともに、子育てサークル等市民の自主的な活動を支援し、子育て家庭の孤立解消と親子の交流の促進を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
117	つどいの広場運営事業	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場や、気軽に育児相談ができる場を提供します。また、利用者の増加を目指し、つどいの広場の周知および施設への指導を行います。	子育て相談センター
118	子育てサークル活動の支援事業	親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場として子育てサークルの育成と活動を支援します。	子育て相談センター
119	ツインズ・フレンズの充実	ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供し、ふたご、みつごを育てている家庭同士がつながることのできる環境を整えます。	子育て相談センター
120	児童館運営事業	民間児童館の創意工夫・柔軟な運営等の特色を生かし、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、児童の健全育成と地域の子育て支援を推進します。	子育て相談センター

施策2 親育ちを支援するサービスの充実

現 状

子どもの育ちにおいて家庭の役割は重要であり、乳幼児期からの親子のふれあいや身近な大人との愛情による関わりを通じて、子どもは自立した大人に向けて成長していくための基盤を築きます。

本市においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や小学校で保護者向けの研修会を開催するほか、乳幼児健診の機会を活用した「絵本 de うちどくサポート広場」や「ブックスタート事業」を実施し、家庭読書の啓発と本を通して親子のコミュニケーションを図るきっかけづくりを支援しています。

施策の方向

子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭において、子どもの育ちをしっかりと支えていけるよう、様々な学習機会と情報提供に努め、親子の育ちを支援します。

また、各種講座の開催にあたっては、これまで市の講座等に参加したことがない人でも気軽に参加できるよう、保護者や地域のニーズを踏まえた講座内容や開催方法、情報の提供方法等の工夫を行います。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
121	妊婦教室	もうすぐママ・パパになる夫婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう講座を開催します。	子育て相談センター
122	ブックスタート事業	生後6か月頃の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行う「すこやか訪問」実施時に、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て相談センター
123	家庭教育に関する学習機会の提供	乳幼児期における子育ての重要性について理解を促進するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、各施設と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課
124	家庭教育サポート事業の推進	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を家庭で身に付けることができるよう、参観日や研修会等に保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図ります。 また、家庭教育に対して関わる機会の少ない保護者に対しての啓発方法について検討します。	生涯学習課

施策3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供

現 状

子育て支援センターは、親子の交流や総合相談の場としての機能を担い、子育て世代の不安解消や情報提供を行っています。また、子育て支援拠点施設として平成30年に新規開設した「ミナクサ☆ひろば」は、利用者数が多く、今後は相談機能のさらなる周知が求められます。

また、利用者支援事業では、保育コンシェルジュを設置しており、窓口や電話で子育てについての相談支援を行っており、ニーズの高いサービスとなっています。

子育て情報の提供については、子育て家庭が必要な情報を的確に得られるよう、子育て応援サイト&アプリ「ぼかぼかタウン」やホームページ、広報、パンフレット等により情報提供に努めています。また、転入者への情報提供については、転入時に本市の教育・保育環境や子育て支援についてのパンフレットを配布するなど、情報提供を行っています。必要な時期に必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供が求められています。

施策の方向

令和2年以降、新設される（仮称）市民総合交流センターに親子交流や総合相談の場を設け、子育て支援のネットワーク化を促進します。

また、子育て支援施設の活用を促進し、身近な地域での相談の場の充実を図ります。

さらに、子育て応援サイト&アプリ「ぼかぼかタウン」等、各種情報提供ツールについては、わかりやすく使いやすいものとなるよう、必要に応じて内容の見直しを行います。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
125	子育て支援センター機能の充実	子育て支援の総合的な拠点として、子育て支援のネットワーク化を推進し、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や相談・支援に関する幅広い情報の提供、人材育成、地域における子育て支援を促進します。	子育て相談センター
126	地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育所（園）等の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。また、地域子育てセンターを周知し、利用を促進します。	子育て相談センター
127	子育て支援施設の整備	市南部地域の中核拠点となる子育て支援拠点施設として開設した「ミナクサ☆ひろば」で、小学3年生までの子どもとその保護者の交流の場の提供や子育て相談の実施、子育てに関する情報発信等を充実させることで、保護者の子育ての不安解消につなげます。	子育て相談センター
128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ぼかぼかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識等様々な子育て情報をわかりやすく提供します。	子育て相談センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
129	学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、保育教諭等と保護者がともに学ぶ機会を持つことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課
130	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）の実施	子どもおよびその保護者が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供および必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。また、コンシェルジュの増員・質の向上を目指します。	幼児課



施策4 ひとり親家庭の自立支援

現 状

本市では、ひとり親家庭を対象に、児童扶養手当の支給をはじめ、医療費の自己負担額助成や児童育成クラブの保育料の減免等、各種助成事業を実施しています。また、就職や転職に有利な資格・技能の取得にかかる給付を行っており、経済的な自立を促進しています。

母子・父子自立支援員を配置し、離婚前も含めて、様々な家族の問題について相談を受けています。近年は、相談内容が複雑化し、関係機関との連携が必要な場合等、より総合的な支援が必要なケースが増加しています。

ひとり親家庭の子どもは、親との離別や死別等により精神面や経済面で不安定な状況におかれていることが多く、また保護者は就労や家事等により、子どもと過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい面もみられます。

ひとり親家庭では、家庭環境の影響を受けやすい状況にあることから、早期に家庭の悩みを引き出せる相談支援が求められています。

施策の方向

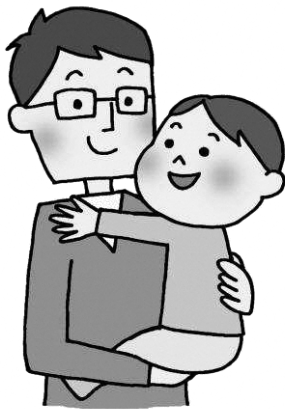
ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成等の経済的な支援を行います。

また、ひとり親家庭の抱える特有の課題や複雑困難なケースにも対応できるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
131	児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課
132	児童扶養手当	18歳未満の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護しているひとり親の父または母や父母に代わり児童を養育している養育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
133	ひとり親家庭相談業務の充実	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなぎます。	子ども家庭課
134	日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要とき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭課
135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。また、資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助します。	子ども家庭課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
136	母子生活支援施設入所措置	配偶者等からの暴力や様々な困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行うことにより、生活支援とともに、自立促進を図ります。	子ども家庭課 家庭児童相談室
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て相談センター
138	ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課



目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり

施策1 地域の子育て力の向上

現状

地域や社会全体で親子の学びや育ちを支えるため、地域の人材と連携して地域の歴史や環境、スポーツ等、様々な体験事業を展開しています。

「地域協働合校」では、市内の小学校に配置された地域コーディネーターが学校と地域の架け橋となり、学校・家庭・地域が連携して体験授業や各種イベントを実施しています。

ニーズ調査では、「市の子育てに関する取組で評価できる事業」について、就学前児童、小学生ともに「図書館等の文化施設の整備」が最も高くなっています。子どもたちの学ぶ意欲を高める場である図書館では、未就学児や小学生を対象とした絵本・紙芝居の読み聞かせ、人形劇、講演会等のイベント開催に力を入れ、子育て世帯から好評を得ています。

施策の方向

地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験活動の機会を提供し、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支援します。

事業の実施に際しては、子どもや子育て世帯、地域住民の参加促進に向け、積極的な啓発活動や事業の充実を図るとともに、参加しやすいテーマや親子で参加できる事業の展開を検討し、子どもたちが様々なことに自ら興味を持って学ぶきっかけづくりを推進します。

また、読書を通じて親子の絆を深め、読書に親しむ生活習慣を形成するため、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味・関心を高めるきっかけづくりに取り組んでいきます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
139	こどもエコクラブの充実	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。 また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	くさつエコスタイルプラザ
140	草津市こども環境会議の開催	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。 多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	くさつエコスタイルプラザ
141	地域協働合校の推進	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベント等を実施します。	生涯学習課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
142	学習ボランティア登録制度の推進	各種学習活動等により得られた知識や経験を生かしたいという学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
143	スポーツ教室やイベントの開催	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催等スポーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ保健課
144	統合型地域スポーツクラブへの支援	統合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。	スポーツ保健課
145	遺跡や文化財の活用を通じた学習の充実	遺跡発掘調査や出土品整理作業、文化財の現地見学等の体験学習の機会を通じ、地域の歴史への理解を深める学習を支援します。	歴史文化財課
146	歴史資産を生かした体験機会の充実	学校団体の見学受け入れ・出前授業を積極的に行います。また、子ども向け事業「草津宿みちくさラボ」および草津宿本陣でのワークショップ等を定期的に開催するとともに、外部イベントにも参加し、より多くの子どもたちに対して草津の歴史や文化に触れる機会を提供します。	草津宿街道交流館
147	子どもの読書活動推進事業 （子ども対象）	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、子どもの読書活動を推進します。	図書館
148	子どもの読書活動促進事業 （一般対象）	児童文学作家・絵本作家を講師とした講演会や家庭教育サポート事業（生涯学習課）への講師派遣等を実施し、家庭での読書推進や図書館利用の充実に取り組みます。	図書館
149	読書活動支援	子どもの居場所づくり事業（子ども家庭課・生活支援課）との連携や、子ども食堂への団体セット貸出サービスを行い、図書館を利用しづらい子どもたちに向けた読書支援活動を実施します。	図書館
150	学校図書館支援事業	学校のニーズを踏まえながら、市立の全小学校への巡回図書「ブックン」の配本事業を実施します。	図書館
151	学校支援活動事業	「出張ブックトーク」等、子どもと本をつなぐ事業の取組や「図書館見学」、「職場体験学習受入」等、図書館や本に興味を持ってもらう機会を提供します。	図書館

施策2 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

現状

0～5歳人口は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが高まっています。ニーズ調査の「仕事と子育てを両立する上で必要なこと」についてみると、就学前児童、小学生ともに、「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」が最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみってくれる人や保育サービスがあること」が高く、教育・保育事業の充実とあわせて、病児・病後児保育事業や一時預かり等、緊急時の保育サービスが求められています。

また、延長保育や幼稚園の一時預かり、病児・病後児保育等のサービスは、年々利用者が増加傾向にあるサービスです。

病児・病後児保育については、サービスの充実のみではなく、子どもが病気の際はそばにいたい、という保護者の思いが尊重されるよう、仕事を休みやすい環境づくり等社会全体で取り組んでいく必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業では、サービスを提供する会員の確保に向けた効果的な周知方法の確立が求められています。

施策の方向

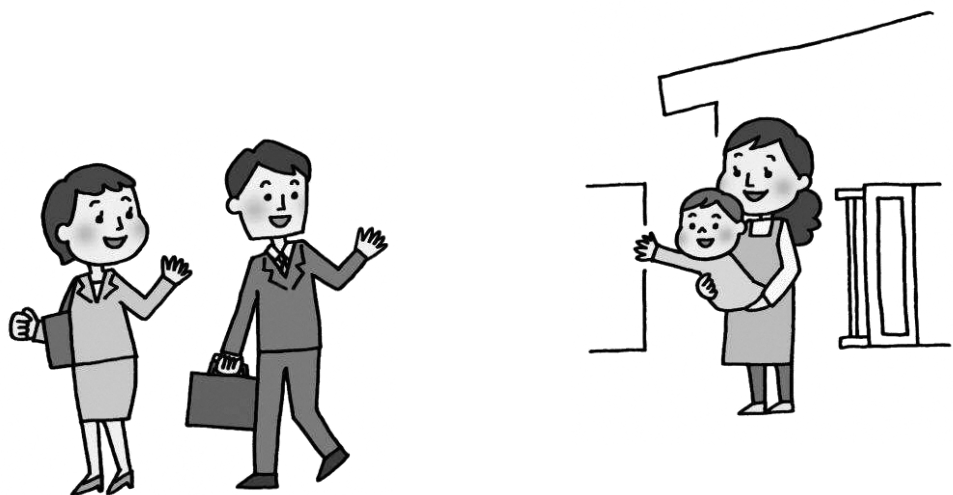
仕事と子育ての両立をサポートしていくため、病児・病後児保育事業の周知や一時預かり事業の実施施設拡大等により、既存のサービスの活用を促進し、保護者の多様な保育ニーズに応じたサービスを展開します。

また、子育て世帯を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について、まちづくり協議会や町内会、各種団体へ広報周知を図り、利用者間のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
152	病児・病後児保育事業の充実	病気および病気回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合、病児保育室で保育を行います。	子ども・若者政策課
153	ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が、会員組織を構成し、援助活動を展開します。 また、子育て家庭以外にもファミリー・サポート・センターの周知を図り、提供会員の確保に努めます。	子育て相談センター
154	延長保育事業の充実	認定こども園、保育所（園）において、延長保育等の特別保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。	幼児課 幼児施設課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
155	預かり保育事業の充実	幼稚園で教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。地域の幅広いニーズに対応するため、実施施設数の拡大を進めます。	幼児課 幼児施設課
156	一時預かり事業の充実	保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園および私立保育園、その他の場所において一時的に預かる一時預かり事業について、今後も実施施設数の増加に向けた働きかけを進めます。	幼児課 幼児施設課



施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

現 状

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

しかし、ニーズ調査の「父親の1週間当たりの就労時間」をみると、父親の帰宅時間は、就学前・小学生ともに、約半数が21時以降となっています。こうした父親の長時間労働の現状等もあり、家庭内での家事・育児分担は難しい状況となっています。

一方、企業等では、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の義務化をはじめ育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備等を独自に進める企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していない実態があります。

ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、行政による取組のみで実現することは難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

施策の方向

引き続き、市民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
157	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	市内事業所や市民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	男女共同参画課
158	育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発	商工観光労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課

第5章 重点的な取組 (子ども・子育て支援法 法定必須記載事項)

1 基本事項

(1) 需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法で定める「就学前の教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、ニーズ調査と過去の実績等に基づき、事業ごとに「量の見込み」・「確保方策」を定めます。「就学前の教育・保育」の不足数については、令和2年度末までに確保します。

(2) 提供区域

本市においては、市域そのものがコンパクトであり、現在、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能である「市域」を「就学前の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域とします。なお、確保方策の実施においては、各事業の地域的な需要や施設配置状況等を把握しながら、施設の適正配置に努めます。

(3) 教育・保育給付認定

新制度では、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども	満3歳未満の 小学校就学前の子ども	
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所（園）・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
		認定こども園	
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）	
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	

2 就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進

(1) 基本的な考え方

- ①就学前児童数の減少や地域需要の動向、多様な保育ニーズ、保護者の就労状況等に対応した、質の高い就学前の教育・保育を提供するため、幼保一体化を推進します。
- ②保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びを感じることができ、環境を整備するため、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を推進します。
- ③質の高い教育・保育の提供と、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

(2) 推進方策

① 認定こども園の普及の促進

事業番号	事業名	担当課
1	幼保一体化の推進	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
9	私立施設の認定こども園への移行促進	幼児施設課

② 幼稚園教諭、保育士を対象とした研修等の実施

事業番号	事業名	担当課
13	認定こども園、幼稚園および保育所（園）を対象とした研修	幼児課
14	保育実践交流研修の実施	幼児課
17	幼稚園等ステップアップ推進事業	幼児課 学校教育課
19	就学前教育サポート事業	幼児課

③ 質の高い教育・保育と地域子ども子育て支援事業の推進

事業番号	事業名	担当課
15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	幼児課
20	幼児教育推進体制の充実	幼児課

④ 認定こども園、幼稚園および保育所（園）と地域型保育事業の連携

事業番号	事業名	担当課
3	地域型保育事業への連携等の支援	幼児課
11	小規模保育施設の展開	幼児施設課

⑤ 認定こども園、幼稚園および保育所（園）と小学校の連携の推進

事業番号	事業名	担当課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課 学校教育課
18	保育体験・異年齢交流の推進	幼児課

目標値

① 保育実践交流研修の実施

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
受講者数	人	66	60	60	継続実施			

② 乳幼児教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進

	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	実績	見込	目標値				
推進計画	全所（園）で 実施・検討		全所（園） で実施	継続実施			

③ 幼保一体化（認定こども園化）の実施

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
認定こども園 開園数	箇所	2	2	3	1	1	実施検討	

3 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を円滑に実施します。

4 就学前の教育・保育

(1) 就学前の教育・保育（保育認定）

児童福祉法等に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施します。

【現状】認定こども園15施設（公立5施設、私立10施設）、認可保育所（園）15施設（公立3施設、私立12施設）、小規模保育事業14施設、家庭的保育事業5施設、計画対象認可外保育施設3施設《平成31年4月時点》

具体的な取組

◇小規模保育事業の開設や私立保育園新設、その他必要な施設整備等

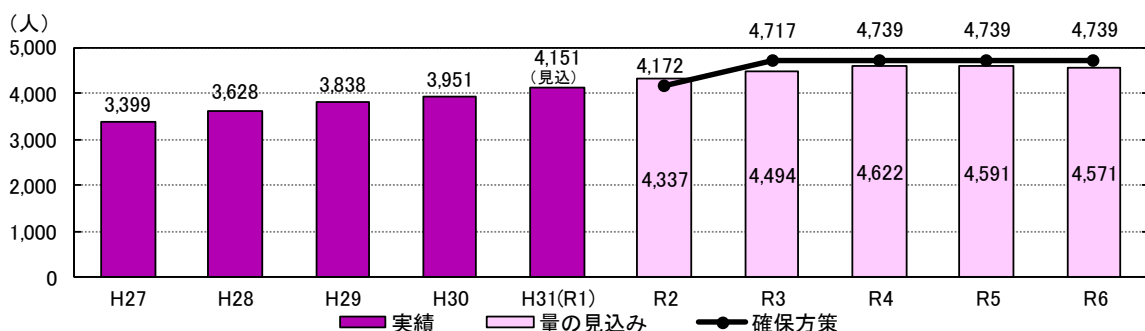
早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業の開設や保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。

◇施設定員の拡大

需要量の推移を見極めながら、幼保一体化（認定こども園化）と併せ定員増や小規模保育事業の整備、認可外保育施設の認可化移行、幼稚園での預かり保育等、必要な定員増に取り組みます。

数値目標

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	
		実績					見込
3号認定(0~2歳)	人	1,434	1,485	1,532	1,672	1,769	
2号認定(3~5歳)	人	1,965	2,143	2,306	2,279	2,382	
計(申込数)	人	3,399	3,628	3,838	3,951	4,151	
区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		目標値					
量の 見込み	3号認定(0~2歳)	人	1,858	1,918	1,978	1,986	1,978
	2号認定(3~5歳)	人	2,096	2,198	2,275	2,241	2,230
	2号認定【学校教育の利用希望が強い児童】(3~5歳)	人	383	378	369	364	363
	小計 (2号認定(3~5歳))	人	2,479	2,576	2,644	2,605	2,593
	計(0~5歳)	人	4,337	4,494	4,622	4,591	4,571
確保 方策	3号認定(0~2歳)	人	1,755	1,991	1,991	1,991	1,991
	2号認定(3~5歳)	人	2,417	2,726	2,748	2,748	2,748
	計(0~5歳)	人	4,172	4,717	4,739	4,739	4,739



(2) 就学前の教育・保育（教育標準時間認定等）

学校教育法等に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。

【現状】 認定こども園 15 施設（公立 5 施設、私立 10 施設）、幼稚園 8 施設（公立 5 施設、私立 3 施設）、計画対象認可外保育施設 1 施設《平成 31 年 4 月時点》

具体的な取組

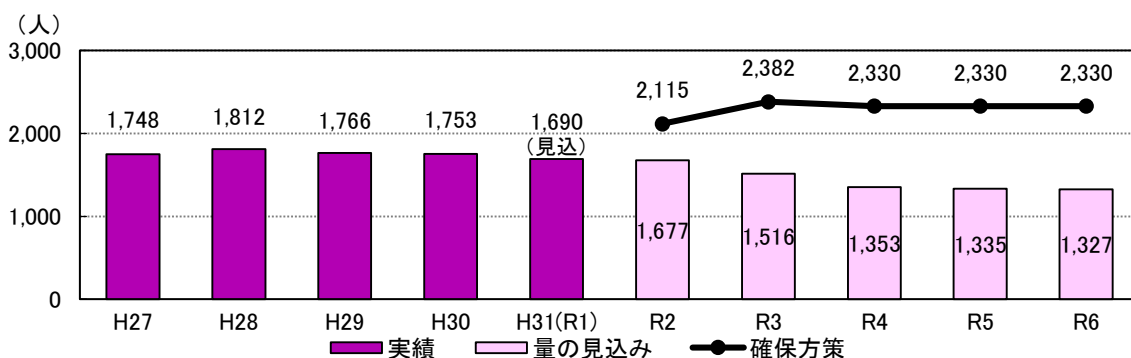
◇3～5 歳児への幼児教育の提供体制の確保

教育と保育の需要量の推移を見極めながら、幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3～5 歳児への幼児教育の提供体制の確保を図ります。

なお、本計画の期間中、教育の需要量の減少や新制度外となる私学助成の幼稚園の開園に伴い、定員に余剰が生じます。こうしたことから、公私立の特定教育・保育施設のうち、公立認定こども園においては、その定員の余剰を活用し、保護者の就労等の状況が変化しても、引き続き同じ施設で教育・保育を受けることができるよう、教育と保育の定員内訳の変更を検討します。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元)
			実績				見込
1号認定（3～5歳）		人	1,748	1,812	1,766	1,753	1,690
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	1号認定（3～5歳）	人	1,677	1,516	1,353	1,335	1,327
確保 方策	1号認定【子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設】 （3～5歳）	人	1,540	1,567	1,515	1,515	1,515
	1号認定【私学助成の幼稚園】 （3～5歳）	人	575	815	815	815	815
	計（3～5歳）	人	2,115	2,382	2,330	2,330	2,330



5 地域子ども・子育て支援事業

法定事業名	本市の事業名
1. 子育て支援の総合的サポート	
地域子育て支援拠点事業	つどいの広場、地域子育て支援センター、子育て支援センター、子育て支援拠点施設
利用者支援事業	利用者支援事業
2. 子どもの居場所づくり	
放課後児童健全育成事業・放課後子ども教室	児童育成クラブ、放課後子ども教室
時間外保育事業	延長保育事業
一時預かり事業	一時預かり事業
病児保育事業	病児・病後児保育事業
子育て短期支援事業	ショートステイ・トワイライトステイ
3. 地域における子育て支援	
子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
4. 支援を要する子どもと家庭への支援	
養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会、養育支援訪問事業※
5. 妊婦・乳児家庭支援	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健診事業
乳児家庭全戸訪問事業	すこやか訪問事業
6. その他の支援	
多様な主体の参入促進事業	多様な主体の参入促進事業
実費徴収に係る補足給付事業	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業

※養育支援訪問事業にかかる取組について、本市では、一部すこやか訪問事業を兼ねて行っていることから、すこやか訪問事業と同じページにも記載しています。

① 地域子育て支援拠点事業

◇つどいの広場

子育て親子が気軽に集い、子どもの成長や健康等の育児について語り合い、相談や交流するための場を提供します。(対象年齢：3歳未満)

【現状】市内2箇所《平成31年4月時点》

◇地域子育て支援センター

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所(園)を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。(対象年齢：就学前)

【現状】市内2箇所《平成31年4月時点》

◇子育て支援センター

子育て支援の総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て支援に関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、人材育成等を実施します。(対象年齢：就学前)

【現状】市内1箇所《平成31年4月時点》

◇子育て支援拠点施設(ミナクサ☆ひろば)

子育て支援の総合的な拠点として、子育て相談センターや他の子育て支援施設、地域の子育て資源との連携・支援を行います。また、子どもとその保護者の交流の場の提供や子育ての相談の実施、子育てに関する情報発信等を行い、保護者の子育ての不安解消につなげます。(対象年齢：小学3年生まで)

【現状】市内1箇所《平成31年4月時点》

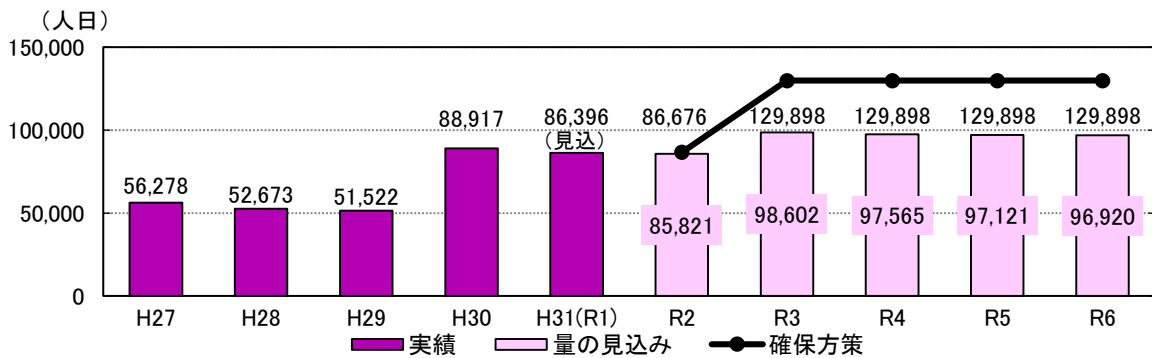
具体的な取組

◇既存施設の活用と新たな子育て支援施設の整備

令和2年以降、新設される(仮称)市民総合交流センターに親子交流や総合相談の場を設けます。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
延べ利用者数 (年間)	つどいの広場	人日	30,047	28,019	26,825	12,244	12,999
	地域子育て支援センター	人日	8,496	7,554	8,349	7,895	9,375
	子育て支援センター	人日	17,735	17,100	16,348	17,869	16,586
	子育て支援拠点施設 (ミナクサ☆ひろば)	人日	—	—	—	50,909	47,436
	計	人日	56,278	52,673	51,522	88,917	86,396
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	人日	85,821	98,602	97,565	97,121	96,920
確保方策	延べ利用者数 (年間)	人日	86,676	129,898	129,898	129,898	129,898



② 利用者支援事業

子どもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【現状】利用者支援員 5 人を子育て相談センターに、1 人を幼児課に配置
《平成 31 年 4 月時点》

具体的な取組

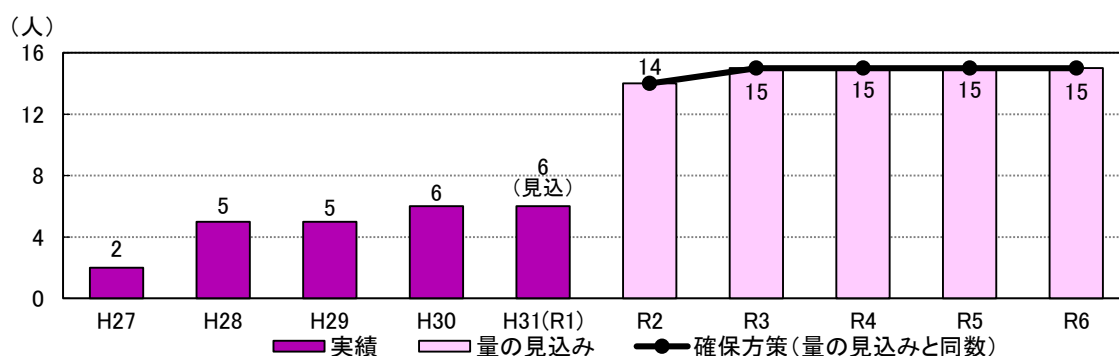
◇利用者支援員の配置

認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の担当窓口（幼児課）と子育て支援事業等の担当窓口（子育て相談センター）、子育て支援拠点施設（ミナクサ☆ひろば）に情報提供、相談、助言を行う利用者支援員を配置します。

また、さらなる相談体制の充実として、（仮称）市民総合交流センターの親子交流の場への利用者支援員の配置等を検討します。

数値目標

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
		実績				
人員配置数	人	2	5	5	6	6
設置数	箇所	1	2	2	2	2
区分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		目標値				
量の 見込み	人員配置数	人	14	15	15	15
	設置数	箇所	3	4	4	4
確保 方策	人員配置数	人	14	15	15	15
	設置数	箇所	3	4	4	4



③ 放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）・放課後子ども教室

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため児童育成クラブを開設します。（対象年齢：小学生）また、新・放課後子ども総合プランにおける一体型の児童育成クラブおよび放課後子ども教室の実施を進めます。

- 【現状】・児童育成クラブ 公設民営／14 箇所、定員 1,120 人（指定管理者による管理運営）
・児童育成クラブ 民設民営／15 箇所、定員 608 人 計 29 箇所、定員 1,728 人
・放課後子ども教室 /1 教室 《平成 31 年 4 月時点》

具体的な取組

◇民設児童育成クラブの開設

多様なニーズや待機児童への対応として、児童数の増加が著しい地域に必要なに応じて広域での通所を対象とした民設児童育成クラブを設置します。

◇児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する連携協力体制の整備

児童育成クラブと放課後子ども教室の支援員が参加児童の情報を共有し、協力する体制の整備に努めます。また、一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会を設置し、市長部局および教育委員会ならびに各関係者が小学校の余裕教室等の活用等を推進します。また、児童育成クラブは今後も現在の開設時間を維持するとともに、地域の実情に合わせた多様なニーズに対応するため、民設児童育成クラブでの開設時間の拡大についても推進します。

～ 関連する取組 ～

・学びの教室プロジェクト《事業番号 29》

…子どもの居場所の確保を図るとともに、学力向上を図る。

「学びの教室」では、小学校 4 年生～中学校 3 年生の学習習慣の定着、きめ細かな学習指導を行い、基礎学力の定着を図ることを目的に実施。

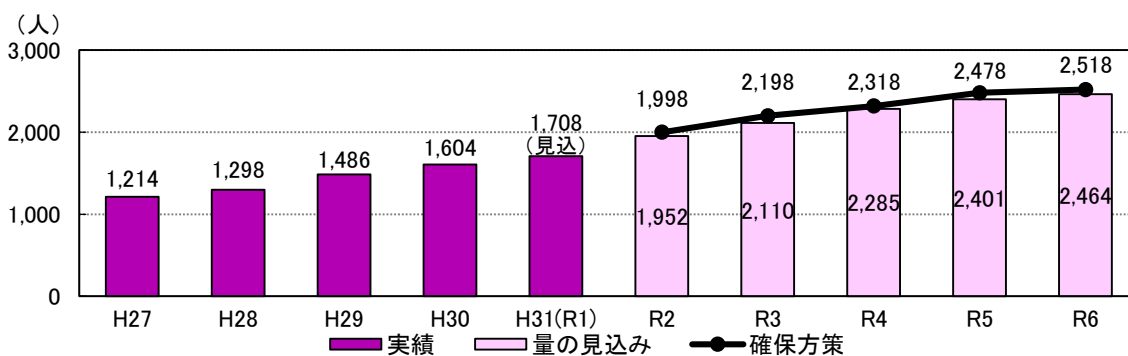
「放課後自習広場」では、小学校 1～3 年生の自学自習の機会を設け、学習習慣の定着を図ることを目的に実施。市内全域で実施しており、このうち 1 教室を「放課後子ども教室」として実施。

・地域協働合校《事業番号 141》

…学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、互いに協働することにより、子どもが健全に育ち、人が輝く地域づくりを目指し、様々な体験活動等を実施。

数値目標

区分			単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
				実績				
申込数※各年 4 月 1 日現在			人	1,214	1,298	1,486	1,604	1,708
設置数			箇所	16	20	24	27	29
区分			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				目標値				
量の 見込み	申込数	1 年生	人	643	662	724	719	710
		2 年生	人	529	595	612	669	665
		3 年生	人	419	448	504	518	566
		4 年生	人	223	258	276	310	319
		5 年生	人	90	101	117	125	140
		6 年生	人	48	46	52	60	64
		計	人	1,952	2,110	2,285	2,401	2,464
確保 方策	定員	計	人	1,998	2,198	2,318	2,478	2,518
	設置数		箇所	33	38	41	45	46



◇新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室

区分			単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
				実績				
箇所数			箇所	0	0	0	1	1
区分			単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
				目標値				
確保 方策	箇所数		箇所	1	2	2	3	3

④ 時間外保育事業（延長保育事業）

勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所（園）の開所時間（11 時間）を超えて保育を行います。（対象年齢：0～5 歳児）

【現状】認定こども園 15 施設（公立 5 施設、私立 10 施設）、認可保育所 15 施設（公立 3 施設、私立 12 施設）、小規模保育事業（14 施設）にて実施《平成 31 年 4 月時点》

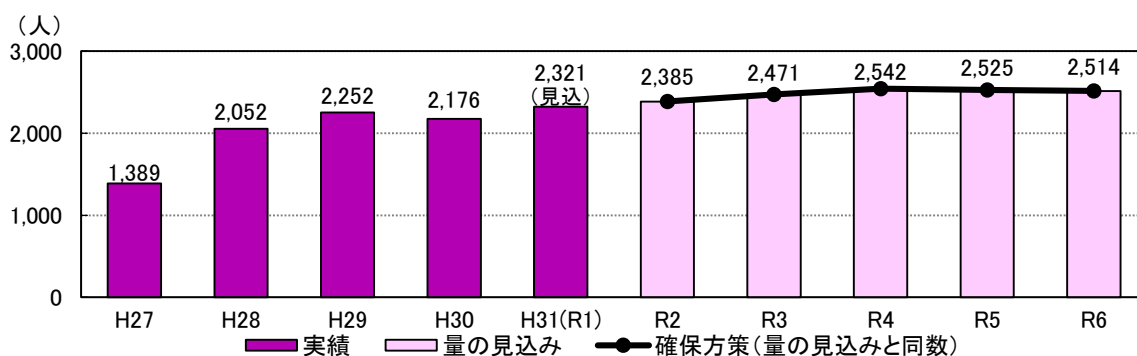
具体的な取組

◇実施率 100%の継続

すべての保育所（園）において実施しており、今後新設の施設についても延長保育に対応し、実施率 100%の継続を目指します。※参考 全国実施率：約 73%（厚生労働省資料より）

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
実利用者数（年間）		人	1,389	2,052	2,252	2,176	2,321
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の 見込み	実利用者数（年間）	人	2,385	2,471	2,542	2,525	2,514
確保 方策	実利用者数（年間）	人	2,385	2,471	2,542	2,525	2,514



⑤ 一時預かり事業

保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行います。（対象年齢：0～5歳児）

【現状】認定こども園11施設（公立5施設、私立6施設）、幼稚園4施設（公立1施設、私立3施設）、私立保育園（3施設）の他、小規模保育事業（7施設）、認可外保育施設（5施設）にて実施《平成31年4月時点》

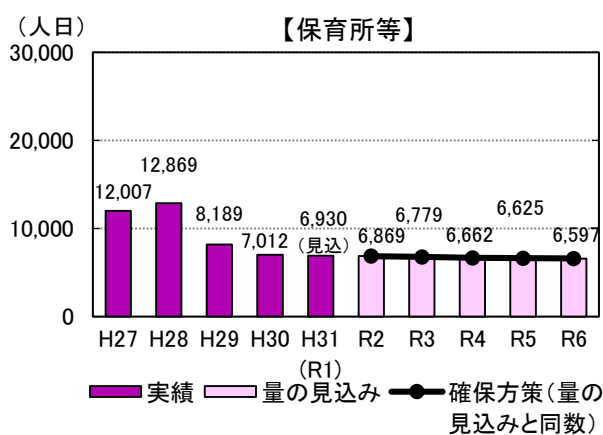
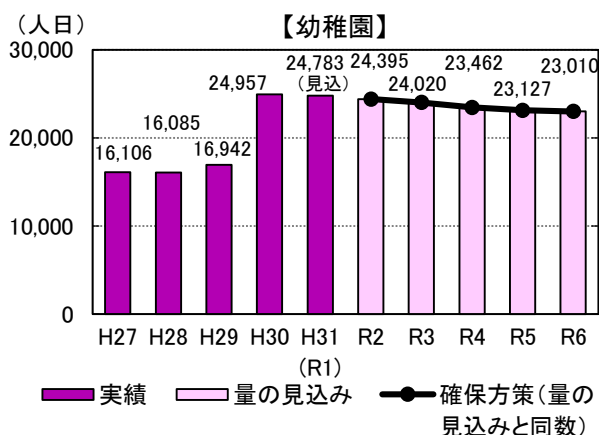
具体的な取組

◇一時預かり事業の拡充

今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、既存・新設施設や幼保一体化等の状況を踏まえ、必要な量の確保に取り組みます。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	
			実績					
延べ利用者数 (年間)	幼稚園 在園者	人日	16,106	16,085	16,942	24,957	24,783	
	保育所等	人日	12,007	12,869	8,189	7,012	6,930	
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
			目標値					
量の 見込み	延べ 利用者数 (年間)	幼稚園 在園者	人日	24,395	24,020	23,462	23,127	23,010
	保育所等	人日	6,869	6,779	6,662	6,625	6,597	
確保 方策	延べ 利用者数 (年間)	幼稚園 在園者	人日	24,395	24,020	23,462	23,127	23,010
	保育所等	人日	6,869	6,779	6,662	6,625	6,597	



⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

急な病気で集団保育が難しく保護者の方が仕事で忙しいとき等に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に児童を預かり、保育・看護を行います。（対象年齢：6か月～小学3年生）

【現状】2箇所（病児保育室オルミス：定員4名、陽だまり：定員4名） 《平成31年4月時点》

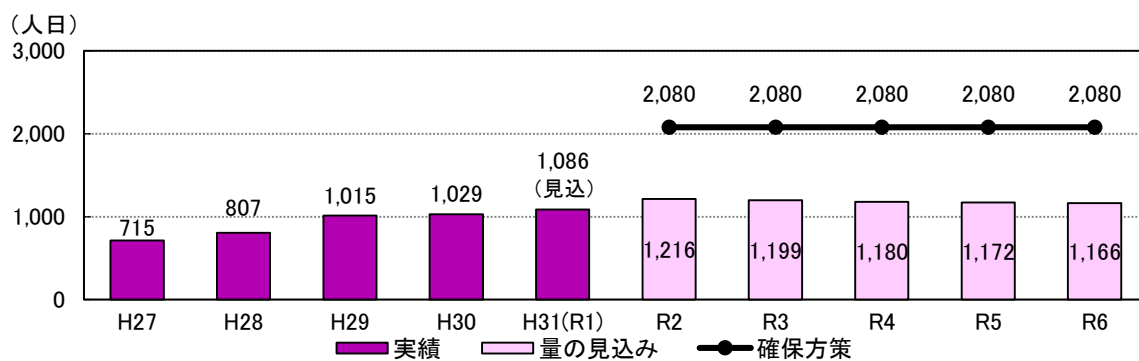
具体的な取組

◇広報周知による施設の利用促進

対象者に広報等で事業を周知し、施設の利用を促進します。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
			実績				
延べ利用者数（年間）		人日	715	807	1,015	1,029	1,086
実施箇所数		箇所	1	1	2	2	2
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	延べ利用者数（年間）	人日	1,216	1,199	1,180	1,172	1,166
確保 方策	延べ利用者数（年間）	人日	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
	実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2



⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

◇短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。（対象年齢：0～18歳未満）

【現状】市内：認可外保育施設1箇所、市外：児童養護施設1箇所《平成31年4月時点》

◇夜間養護（トワイライトステイ）事業

保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日等に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。

【現状】市内：認可外保育施設2箇所《平成31年4月時点》

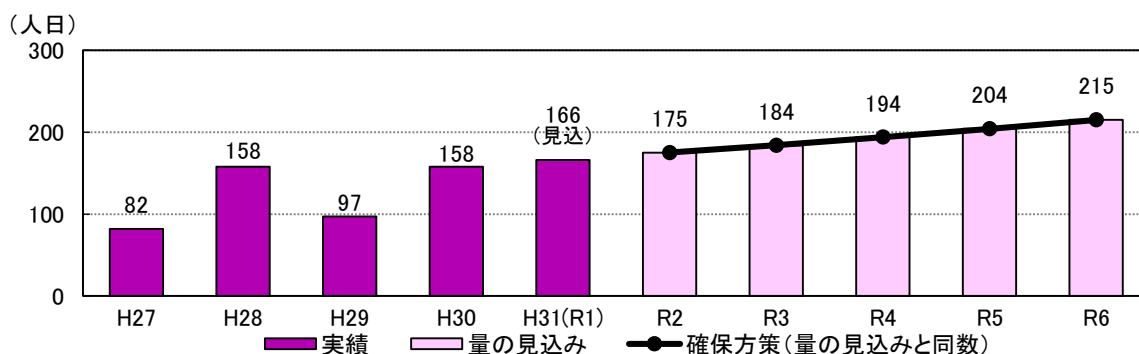
具体的な取組

◇受入れ施設等の確保

現在の事業規模を維持しながら、今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、必要な施設等の確保を図ります。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
			実績				見込
延べ利用日数		人日	82	158	97	158	166
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	延べ利用日数	人日	175	184	194	204	215
確保 方策	延べ利用日数	人日	175	184	194	204	215



⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

認定こども園、幼稚園および保育所（園）、児童育成クラブ等への送迎サービスを中心とした、子育て援助を行う提供会員とそのサービスを受ける依頼会員のコーディネートを行います。（対象年齢：3か月～小学6年生）

【現状】登録者数…依頼会員：1,391名、提供会員：236名、両方会員：44名

《平成30年度末時点》

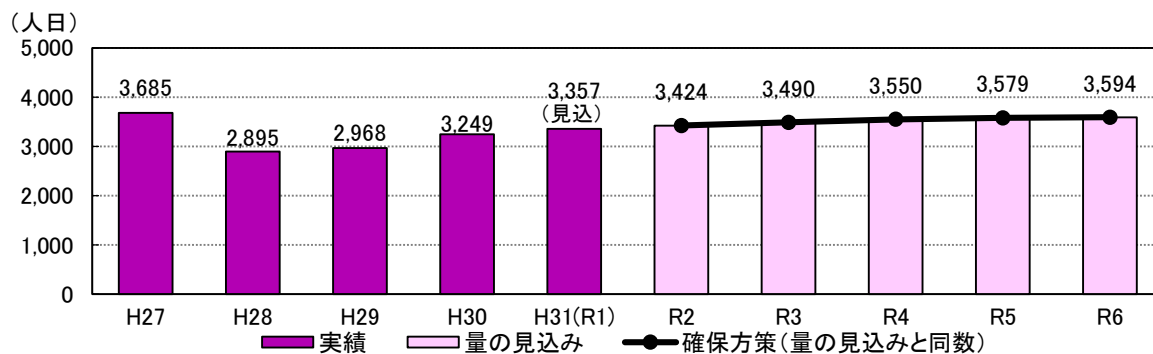
具体的な取組

◇広報周知による提供会員の確保

当事業は、依頼会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知等により提供会員の増員を図ります。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
			実績				見込
延べ利用者数（年間）		人日	3,685	2,895	2,968	3,249	3,357
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	延べ利用者数（年間）	人日	3,424	3,490	3,550	3,579	3,594
確保 方策	延べ利用者数（年間）	人日	3,424	3,490	3,550	3,579	3,594



⑨ 養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業

(養育支援ヘルパー派遣事業、要保護児童対策地域協議会)

◇養育支援ヘルパー派遣事業

保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣します。(対象年齢：0～5歳児)

【現状】民間ヘルパー事業所2箇所へ委託《平成31年4月時点》

◇要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置運営します。(対象年齢：0～18歳未満)

【現状】代表者会議2回、実務者会議6回、個別ケース検討会議185回 《平成30年度》

具体的な取組

◇派遣事業所の確保

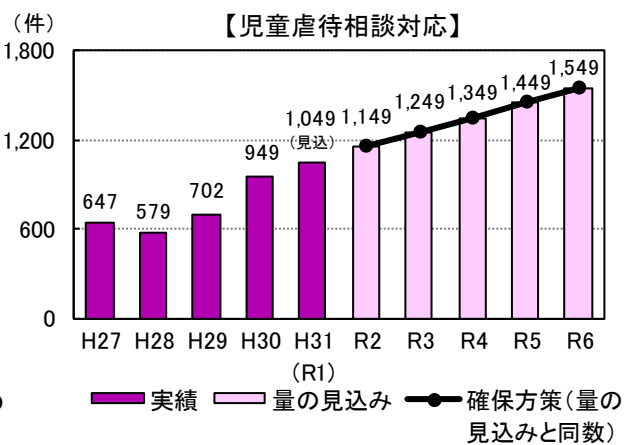
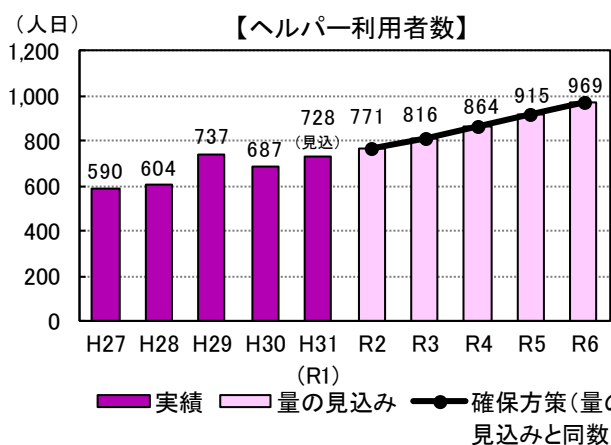
現行事業所において、ヘルパー派遣事業の実施を継続します。現在の事業規模を維持しながら、今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、必要な事業所の確保を図ります。

◇相談体制の強化

相談員の資質向上を図るとともに、相談体制の強化を行います。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度
			実績				
ヘルパー延べ利用者数		人日	590	604	737	687	728
児童虐待相談対応件数		件	647	579	702	949	1,049
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	ヘルパー延べ利用者数	人日	771	816	864	915	969
	児童虐待相談対応件数	件	1,149	1,249	1,349	1,449	1,549
確保 方策	ヘルパー延べ利用者数	人日	771	816	864	915	969
	児童虐待相談対応件数	件	1,149	1,249	1,349	1,449	1,549



⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診事業）

安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。（対象：すべての妊婦）

※一人当たりの助成上限額…94,560円

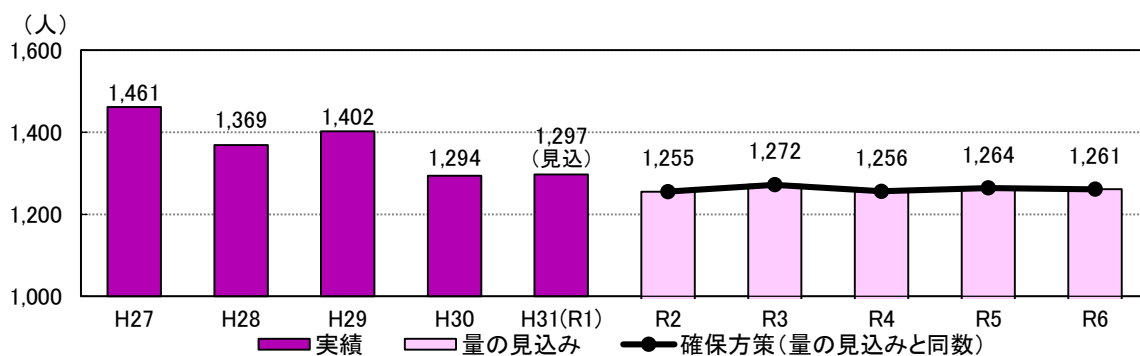
具体的な取組

◇妊婦健診にかかる公費負担の実施（現在14回）

妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度
			実績				
妊婦健診受診券発行者数（年間）		人	1,461	1,369	1,402	1,294	1,297
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	妊婦健診受診券 発行者数（年間）	人	1,255	1,272	1,256	1,264	1,261
確保 方策	妊婦健診受診券 発行者数（年間）	人	1,255	1,272	1,256	1,264	1,261



⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか訪問事業）、養育支援訪問事業

◇すこやか訪問事業

法定事業として生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師または保健師が、市独自事業として生後6か月頃に保育士が訪問し、発育・発達状況の確認や育児相談、子育て支援に関する情報提供を行います。また、全数訪問することで育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。（対象年齢：出生～生後1歳）

◇養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。

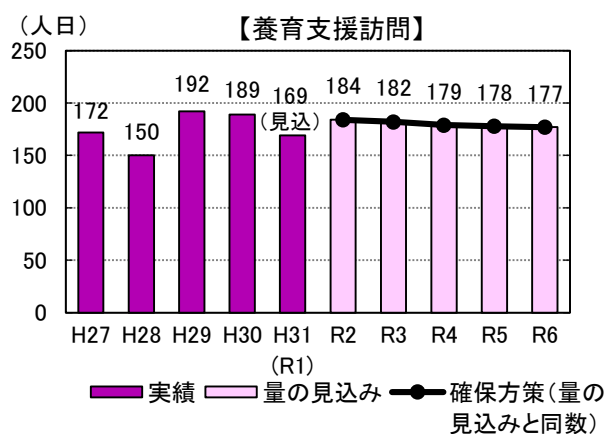
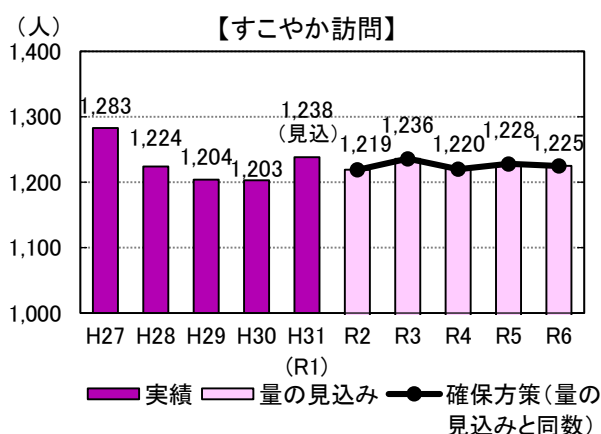
具体的な取組

◇すこやか訪問の実施

法定事業である生後4か月までの助産師および保健師による乳児のいる家庭への訪問に加え、市独自事業として保育士による生後6か月頃の訪問を実施します。また、把握した育児支援の必要なケースには保健師が訪問します。

数値目標

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度
			実績				
すこやか訪問	訪問者数(年間)	人	1,283	1,224	1,204	1,203	1,238
養育支援訪問	延べ訪問人数(年間)	人日	172	150	192	189	169
区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値				
量の 見込み	すこやか訪問	訪問者数(年間)	1,219	1,236	1,220	1,228	1,225
	養育支援訪問	延べ訪問人数(年間)	184	182	179	178	177
確保 方策	すこやか訪問	訪問者数(年間)	1,219	1,236	1,220	1,228	1,225
	養育支援訪問	延べ訪問人数(年間)	184	182	179	178	177



⑫ 多様な主体の参入促進事業

小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。(巡回指導員の配置)

具体的な取組

◇巡回指導員の配置

小規模保育事業等の新規参入施設においても、保育の質の確保ができるよう巡回指導員を配置します。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
巡回指導員配置数		人	1	1	1	1	1
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の見込み	巡回指導員配置数	人	2	2	2	2	2
確保方策	巡回指導員配置数	人	2	2	2	2	2

⑬ 実費徴収に係る補足給付事業（教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業）

特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯等の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。

具体的な取組

◇対象者の把握と適正な給付の実施

令和元年 10 月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行園（市内では私立幼稚園が該当）における低所得世帯または第 3 子以降の子どもの副食費が新たに支援の対象となったことから、対象者数が増加します。

子どもの貧困対策の視点も踏まえ、対象者の把握に努め低所得世帯の負担軽減を図ります。

数値目標

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度
			実績				
給付件数（年間）		件	16	19	20	23	88
区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			目標値				
量の見込み	給付件数（年間）	件	73	96	96	96	96
確保方策	給付件数（年間）	件	73	96	96	96	96

第6章 重点的な取組(子ども・子育て支援法 法定必須記載事項以外)

1 子どもの貧困対策の充実（ひとり親家庭の自立支援の推進を含む）

子どもの貧困について

本計画において「子どもの貧困」は経済的支援が必要な状況であることを基本としながら、それ以外にも、子どもの成長や学習に必要なものが不足したり、体験の機会が十分でないなど、多様な困難を抱えている状況ととらえます。

このため、「子どもの貧困」を解決するには、経済的な問題をはじめ、複雑に絡む様々な問題の解決に向けて、困難な状況に陥る要因を一つひとつ取り除くことが必要であり、子どもたちが抱える困難に気づき、適切な支援につなげることが重要であると考えます。

しかし、貧困状況にある子どもや家庭の中には、必要な制度を知らない、利用したがないなどの場合もあり、貧困の状況は外からは見えにくいと考えられます。

こうした見えにくく、潜在化している課題をいち早く把握し、早期に効果的な支援につなぐため、子どもや家庭と認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、地域等とのあらゆる接点から、支援が必要な子どもや家庭の把握と、家庭の状況に応じた適切な支援につなげる体制づくりを行い、教育機関や保育施設・地域・市民活動団体・行政等の連携協力によって子どもの貧困対策に取り組めます。

本市では計画策定前から、困難な状況にある子どもや家庭に対して、各部局で連携しながら様々な支援を行ってきました。本計画策定により、各部局の事業が子どもの貧困対策につながることを意識し、新たな支援を検討するとともに、保健福祉分野、教育分野、地域による支援が効果的につながるような支援体制づくりを進めます。これにより実態をより把握し、支援につながりにくい家庭をつなぎやすくなるものと考えます。

また、厚生労働省が実施する「平成28年国民生活基礎調査」によると、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と高い状況にあります。ひとり親家庭のすべてが貧困状況にあるわけではありませんが、その自立促進は貧困対策として重点対象であると考えます。前期計画の重点的な取組「ひとり親家庭の自立支援の推進」を含むことで、子どもの貧困対策とひとり親家庭への自立支援とのそれぞれの充実を図ります。

(1) 施策の目的

- ①子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、教育機関や保育施設・地域・市民活動団体・行政等が積極的に連携し、貧困の連鎖を断ち切るための多面的な支援を行います。
- ②困難な状況に陥りやすいひとり親家庭について、自立のための支援を推進します。
- ③困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に早期に気づくため、各種事業の実施を通して、地域での見守りや専門機関につながる効果的な支援体制づくりを推進します。

(2) 取組内容

① 子どもの貧困対策に関する支援体制の連携を強化

子どもの貧困対策に関連する事業は多数実施しておりますが、相対的な貧困はみえにくいため気づきにくく、また、課題を抱えている家庭が周囲の目を気にして支援を求めないこともあり、適切な支援に結びつかないこともあります。

さらに、親の健康状態の悪化により、家庭が貧困の状況におかれたり、家族の世話に追われたりする子どももいます。子どもやその親に障害がある場合や、外国人児童生徒等で日本語が不自由である場合、養育する保護者がいない場合等、貧困になる要因は多様であるとともに、特に配慮が必要な場合があることも認識して状況を把握する必要があります。

子どもの貧困の問題に関しては、複合的な課題が絡み合っていることが多いため、より効果的な支援にするためには、より一層の各分野・部局間の連携が必要であり、市以外の国、県、他団体とも連携を図り、子どもへの関わりが途切れることのないよう支援者間の情報共有も重要です。

本市では、かねてから教育や保育、福祉の充実を図ってきました。困難な状況にある子どもや家庭に対して教育支援、経済的支援、生活支援、就労支援を継続的かつ包括的に行い、妊娠、出産を経て、乳幼児期から学童期、青年期から若者へと成長する過程で切れ目のない支援となるよう、さらなる関係部局の連携強化を図ります。その上で、地域や市民活動団体、行政等とも事業の情報共有を図ります。

② 教育や保育の場を生かした支援

本市では、かねてから教育や子育ての充実を図っており、子どもの生まれ育った環境や家庭の状況に関わらず、就学前では、質の高い幼児教育・保育を、学校では、学力を保障するための環境づくりや生きる力を育むための多様な体験の機会を提供しています。また、学びの連続性の観点から子どもへの対応が幼児期から学童期で円滑に引き継がれるよう、教育内容の充実や連携の推進に取り組んでいます。

教育や保育の場においては、豊かな育ち・学びの下、子どもたちが安心して過ごし、悩みの相談をしやすい環境に整えることで、教職員等が子どもたち一人ひとりのわずかな状況変化にいち早く把握できるようになります。

このように子どもたちが集う保育や教育の場において、福祉部門や地域の人たち等が関わり、子どもの貧困対策をはじめ、児童虐待防止や障害のある子どもへの支援等の子育て支援全般に取り組みます。

事業番号	事業名	担当課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課 学校教育課
19	就学前教育サポート事業	幼児課
28	教室アシスタント配置事業	児童生徒支援課
113	やまびこ教育相談室の実施	児童生徒支援課
116	学校問題相談支援事業（S S W派遣事業）	児童生徒支援課

③ 幼児教育・保育・義務教育にかかる経済的負担の軽減

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもに教育の機会均等を図り、質の高い教育が受けられるよう、幼児教育・保育の無償化をはじめとして、幼児期、義務教育段階の経済的負担の軽減を図り、高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減へとつなげます。

事業番号	事業名	担当課
76	教育・保育実費徴収に係る補足給付事業	幼児課
78	生活保護制度における教育扶助	生活支援課
80	生活保護制度における入学準備金	生活支援課
82	就学援助費給付	学校教育課

④ 義務教育終了後の支援

滋賀県が実施する高校、大学等へ進学する場合に利用可能な奨学制度等を広報、啓発することで、子どもたちの進路の選択肢が増えることにつながるような支援を行います。

また、ひとり親家庭の子どもや生活保護世帯の子どもの高等教育の進学・修学支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子ども対象）	子ども家庭課
74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（進学・修学資金）	子ども家庭課
79	生活保護世帯の子どもの大学等進学支援	生活支援課

⑤ 多様な学習の場や子どもが安心できる居場所づくりの充実

地域と学校が協働して多様な体験の活動の場を提供します。

ひとり親家庭の交流や子どもの体験の場を提供する福祉団体に支援を行い、連携を図ります。また、地域で活動されている子ども食堂やフードバンク事業の情報提供を行います。

経済的な理由や家庭環境により、子どもの学習の機会や社会経験の機会が損なわれることがないよう、学習や生活支援の場となる居場所づくりを推進します。

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの居場所では、子ども同士のヨコの関係や保護者や先生とのタテの関係だけでなく、大学生や地域ボランティア等多様な大人とのナナメの関係を通じて信頼関係を築き、子どもの自己肯定感を育むことができるよう、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣の定着を目指した学習支援、食事の提供、読書活動支援等を行います。

子どもの豊かな成長を支えるため、各居場所の運営状況やニーズを踏まえた居場所づくりのあり方について検討します。

事業番号	事業名	担当課
29	学びの教室プロジェクト	児童生徒支援課
75	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）	子ども家庭課 生活支援課
149	読書活動支援	図書館

⑥ 生活の安定に資するための支援

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であることから、相談を通じた困難な状況の早期の把握に努めます。相談窓口では相談者に寄り添い、困難を有する女性の妊娠・出産のサポートや家事・育児等の生活面での手助けや住宅の確保等、ニーズに応じた支援が確実に届くよう相談支援の充実を図ります。

子どもに対する生活支援においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校ですすめる食育等、食生活を含めた基本的な生活習慣の形成を支援します。

また、子どもの進学支援の情報のほかにも、就労を選択した場合においては、就労支援を行う機関への案内を行います。

さらに、子どもを養育することができない家庭や養育する保護者がいない子どもは、児童養護施設や里親制度等の社会的養護を図りながら、退所後を見据えて必要な支援につなげていきます。

事業番号	事業名	担当課
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実	家庭児童相談室
43	養育支援訪問事業	子育て相談センター
77	生活困窮者自立支援事業	生活支援課
81	子育て世帯への公営住宅の供給	住宅課
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
86	子育て相談センターでの相談の実施	子育て相談センター
87	産前・産後サポート事業（産後電話相談事業）の実施	子育て相談センター
88	産後ケア事業の実施	子育て相談センター
96	家庭訪問における相談の実施	子育て相談センター
133	ひとり親家庭相談業務の充実	子ども家庭課
136	母子生活支援施設入所措置	子ども家庭課 家庭児童相談室

⑦ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

困難な状況にある子どもや親が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥らないよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、家庭の状況に応じ、他の支援情報を組み合わせるなど有効な就労相談支援を実施し、収入の増加や安定した就労の実現による経済状況の改善を図ります。

保護者の就労支援としては、ひとり親家庭の認定こども園、保育所（園）の優先入所や多様な保育ニーズへの対応のほか、ひとり親家庭を含め、男女がともに子育てをしながら安心して働ける環境づくりについて企業への啓発を行います。

その他、低所得で生活が困難なふたり親家庭についても、これまでの就労の経験や親の状況に応じた職業訓練機関の情報提供等の経済状況の改善につながる支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（保護者対象）	子ども家庭課
134	日常生活支援事業の推進	子ども家庭課
135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	子ども家庭課
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
157	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	男女共同参画課

⑧ 生活の下支えをするための経済的支援

児童手当等の広く子育て世帯に向けた手当のほかに、経済的支援を必要とする家庭に対して、各種手当の支給を行うほか、各種制度の利用時に個別事情に応じた減免による経済的負担の軽減を図ることで、生活の下支えを行います。

ひとり親家庭においては、養育費の確保のための支援を行うことで適切な養育環境を整えるとともに、子どもの気持ちに沿った面会交流の支援についても検討します。

事業番号	事業名	担当課
74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（生活資金等）	子ども家庭課
132	児童扶養手当	子ども家庭課
138	ひとり親家庭の医療費助成	保険年金課

⑨ 子どもの貧困対策に関連する制度の情報提供

「平成30年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」（125ページ資料参照）によると、制度の利用状況の質問に対して、既存の事業があるにも関わらず、50%以上の人が「聞いたことはあるが内容は知らない」、もしくは「制度を知らない」と回答された制度もありました。

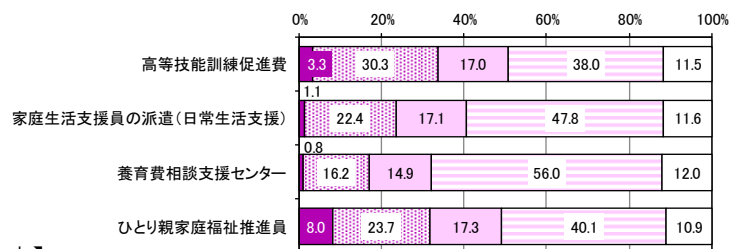
必要な家庭に必要な情報が届き、必要な支援が受けられるよう、関係部署と連携の上、各種制度やサービスについて積極的な情報提供を行います。

※平成30年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査…

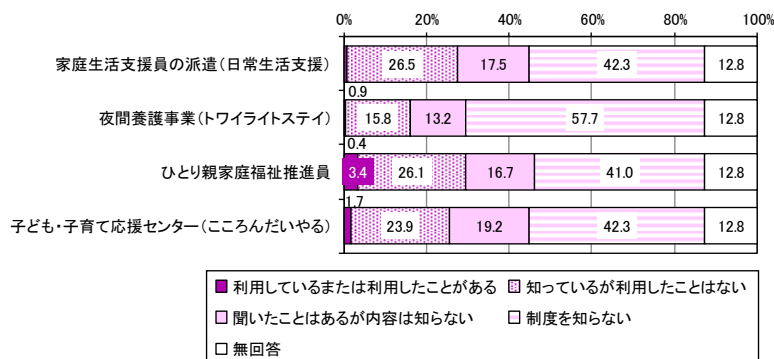
滋賀県の計画である「淡海子ども・若者プラン」の策定にあたる基礎資料として、平成30年9月に県内のひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦）14,808世帯のうち、3,988世帯を対象に生活実態のアンケートを実施。

■ 制度の利用状況《一部抜粋》（単数回答）

【母子家庭】



【父子家庭】



⑩ 貧困状況にある子どもや家庭を適切な支援につなぐための意識啓発

貧困の状況にある子どもや家庭は、その困難な状況を周囲の目を気にして外にみせないようにする場合もあることから実態が把握しにくい状況にあります。

第2章6「子どもの貧困対策のための支援者調査の結果」（41 ページ）において、貧困状況にある家庭の子どもや保護者と接することの有無で「わからない」という回答が14.8%あり、支援者であっても貧困の状況についてはわかりにくい状況です。

このことから、みえていない問題はもちろんのこと、背景にある隠れた問題も把握し、適切な支援へとつなげる人材の確保のため、相談職員や支援者向けの研修の実施や研修情報の提供を行います。

⑪ 貧困の実態を把握するための調査、施策の研究

子どもがおかれている貧困の実態や、そのような子どもが実際に受けることができる支援の実態を適切に把握し、分析した上で、さらなる効果的な施策の検討につなげます。

国においては、子どもの貧困対策をさらに適切に推進していくために、既存の統計の見直しや改善を含め、指標のあり方について引き続き検討を進めていくとされています。

本市においても、国や他市の先進事例等を参考に地域の実態をあらわす数値やデータの把握方法を研究し、地域の特徴に応じた施策の検討につなげます。

参考：本市におけるひとり親家庭の状況把握（児童扶養手当受給資格者にアンケートを実施）

項目	平成 27 年度	平成 31 (令和元)年度
親が就業している家庭	89.9%	92.2%
就業者のうち自営業・正規雇用の人	49.7%	56.1%
子どもに大学まで進学してほしいと思っている人	48.7%	30.5%

目 標 値

① ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）の向上

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
進学率	%	96.0	96.3	96.6	96.9	97.2	97.5	97.9

② 子どもの居場所の箇所数

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
箇所数	箇所	1	2	2	2	2	3	3

③ 子育てに関して悩みを一人で抱えている人の割合

	単位	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	目標値	
「子育てに関して、気軽に相談できる人・場所の有無」の問いに「一人で抱えている」と答えた人の割合	%	2.7	1.8	1.6

※この目標値は子ども・子育て支援事業計画策定時に5年ごとに実施するニーズ調査の結果から把握します。

④ ひとり親家庭の暮らし向きの向上

「暮らし向きについてどう感じていますか。」の問いに「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合

	単位	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		見込	目標値				
割合	%	53.2	52.6	52.0	51.4	50.8	50.0

※この目標値は毎年8月に実施する児童扶養手当の現況届出時にアンケートを行い把握します。

2 児童虐待防止対策の充実

(1) 施策の目的

- ①児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。
- ②育児不安の緩和や育児負担の軽減を図れるよう子育て支援を推進し、虐待の未然防止を図ります。
- ③虐待が深刻化する前に、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。
- ④子どもの安全を守るために子どもと保護者への適切な支援を図ります。

(2) 取組内容

① 子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。

地域のすべての子どもと家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った体制づくりを行い、虐待の未然防止、発生した場合の早期発見・支援のための取組を進めています。また、切れ目なく継続的な支援を行うためには、地域の多様な団体、機関、相談窓口等が有機的に結びつく必要があることから、拠点の周知啓発を進めるほか、滋賀県中央子ども家庭相談センター、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校、警察等の関係機関との連携を強化し、早期発見・支援体制を強化します。

事業番号	事業名	担当課
37	子ども家庭総合支援拠点の設置	家庭児童相談室

② 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携を強化します。

要保護児童対策地域協議会において、滋賀県中央子ども家庭相談センターや県・市の関係課、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校、児童育成クラブおよび民生委員児童委員等と連携を図り、個別ケース検討会議等で情報共有ならびに役割分担し、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を行います。また、実務者向け研修への積極的な参加を促し専門性の強化に努めます。

事業番号	事業名	担当課
38	要保護児童対策地域協議会	家庭児童相談室

③ 認定こども園、幼稚園および保育所（園）、学校における虐待等に関する相談支援体制を推進します。

虐待やいじめ等に苦しむ子どもの相談に応じるため、学校等での相談体制や不登校児童生徒の支援体制の充実を図ります。また、特別な支援を要する子どもがその年齢および能力に応じた十分な保育・教育が受けられるよう、保育・教育の内容および方法において必要な配慮を行います。

事業番号	事業名	担当課
19	就学前教育サポート事業	幼児課
113	やまびこ教育相談室の実施	児童生徒支援課
114	不登校児童生徒支援の充実	児童生徒支援課
116	学校問題相談支援事業（SSW派遣事業）	児童生徒支援課

④ 児童虐待防止に関する市民の意識の向上を図ります。

児童虐待と思ったら迷わず通報・相談することや児童虐待が子どもに及ぼす影響等について、児童虐待防止推進月間（11月）等に各種広報を活用し、父親・母親だけでなくすべての人への啓発を図ります。また、子どもの権利や子どもとのコミュニケーションのとり方、体罰によらない子育てについて等をテーマとした子育て講座・研修を開催します。

事業番号	事業名	担当課
40	児童虐待防止に関する啓発の推進	家庭児童相談室

⑤ 育児不安の緩和や育児負担の軽減を図るための子育て支援を推進します。

育児の孤立が進み、精神的・経済的な不安感や負担感が大きくなる前に、出産や子育ての不安等を緩和し、安心して子育てができる環境を整備し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て支援施策を推進します。

事業番号	事業名	担当課
22	児童育成クラブの充実	子ども・若者政策課
39	家庭児童相談体制の充実	家庭児童相談室
41	養育支援ヘルパー派遣事業	家庭児童相談室
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実	家庭児童相談室
43	養育支援訪問事業	子育て相談センター
117	つどいの広場運営事業	子育て相談センター
125	子育て支援センター機能の充実	子育て相談センター
126	地域子育て支援センターの充実	子育て相談センター
128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育て相談センター
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター

⑥ 関係機関の各種施策を活用し、児童虐待の予防を推進します。

子育て家庭を取り巻く課題は複雑多様化しており、虐待についても解決に向けた支援が長期に及ぶケースが増加しています。障害のある子ども等への施策やひとり親家庭の自立支援等の施策を充実することにより、子どもの健やかな成長・発達を促進し、また保護者に対する支援体制の充実を図り、活用することで児童虐待の未然防止を図ります。

事業番号	事業名	担当課
48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	発達支援センター
49	湖の子園の充実	発達支援センター
50	障害児福祉サービスの推進	発達支援センター 障害福祉課
115	ことばの教室・通級指導教室の充実	児童生徒支援課
133	ひとり親家庭相談業務の充実	子ども家庭課
134	日常生活支援事業の推進	子ども家庭課
135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	子ども家庭課
136	母子生活支援施設入所措置	子ども家庭課 家庭児童相談室

⑦ 定期健診・訪問等を活用した児童虐待の早期発見と早期支援を行います。

虐待は表面化しにくいことから、乳幼児健診やすこやか訪問事業を活用し、子どもの発達、発育にとどまらず、親子関係の確認や養育に関する相談を実施し、育児支援および児童虐待の未然防止、早期発見につないでいきます。その中で、養育環境や子どもとの関わりで、より丁寧な支援や見守りが必要と思われるケースについては、定期的に母子保健・児童虐待関係各所で情報共有・役割分担を行い、養育支援訪問や養育支援ヘルパーの派遣、家庭相談員へのつなぎをスムーズに切れ目なくすることで早期支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
87	産前・産後サポート（産後電話相談事業）事業の実施	子育て相談センター
94	乳幼児健診の実施	子育て相談センター
96	家庭訪問における相談の実施	子育て相談センター

目標値

① 児童虐待防止に関する啓発の推進

街頭啓発・パンフレットの配布・研修会の開催等を行います。

	単位	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	見込	目標値				
事業数	事業	14	14	15	15	15	15	15

② 養育支援ヘルパー延べ利用者数（地域子ども・子育て支援事業の確保方を再掲）

	単位	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	見込	目標値				
延べ利用者数	人日	687	728	771	816	864	915	969

③ 子育て短期支援事業延べ利用日数（地域子ども・子育て支援事業の確保方を再掲）

	単位	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	見込	目標値				
延べ利用日数	人日	158	166	175	184	194	204	215

④ 児童虐待相談対応件数（地域子ども・子育て支援事業の確保方を再掲）

	単位	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	見込	目標値				
対応件数	件	949	1,049	1,149	1,249	1,349	1,449	1,549

3 障害のある子どもへの支援の充実

(1) 施策の目的

- ①発達に支援が必要な子どもに対して、関連機関との連携を強化し、早期発見と早期療育に取り組みます。
- ②家族の不安解消と就労支援、介護負担の軽減を図ります。
- ③障害のある子ども・ない子どもが様々な体験を得ながら充実した生活を送ることができるよう、活動の場の確保と充実を図ります。
- ④障害のある子どもが、充実した（学校）生活を送ることができるよう支援します。

(2) 取組内容

① 発達に支援が必要な子どもに対して、関連機関が連携を強化し、早期発見と早期療育に取り組みます。

訪問事業や乳幼児健診の機会を通して、発達状況や日頃の様子等を確認し、支援が必要な子どもの早期発見に取り組みます。さらに早期療育が必要な子どもと保護者には、湖の子園において発達段階に応じた療育や保護者プログラムを通して安心して子育てができるよう支援します。また、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等でも安心して集団生活を送ることができるよう、個別の支援計画や相談支援ファイルを活用し、関係機関と連携しながら支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
49	湖の子園の充実	発達支援センター
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
94	乳幼児健診の実施	子育て相談センター

② 切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

言葉や社会性の発達、学習上の困難等子どもの発達に不安を感じている保護者へ、専門の相談員等による相談や本人および家族の継続的なカウンセリング、相談・支援を行います。また、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、集団での関わりを通して子どもの発達・成長を促すとともに、各施設を巡回し、在籍する子どもの発達相談や職員の相談を行います。さらに、障害児保育検討会議等を通して、認定こども園等の保育士や幼稚園教諭に対して研修会を実施し、一人ひとりの発達や障害に応じた障害児保育を行えるよう支援の充実を図ります。また、相談事業等についても広報くさつや関係機関との会議を通して周知を進めます。

事業番号	事業名	担当課
48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	発達支援センター
52	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼児課

③ 在宅支援機能の強化を推進します。

障害のある子どもに関するニーズの多様化に応じるため、通所や訪問による質の高い障害児福祉サービスを提供します。さらに、家族の負担軽減、就労支援のため、日中一時支援事業、障害児保育等の事業を推進します。

事業番号	事業名	担当課
45	特別児童扶養手当	子ども家庭課
46	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
50	障害児福祉サービスの推進	発達支援センター 障害福祉課
55	障害児福祉手当	障害福祉課
56	心身障害児の医療費助成	保険年金課

④ 障害のある子どもが、充実した（学校）生活を送ることができるよう支援します。

障害のある子どもの自立と社会参加を進めるため、障害の有無に関わらず子どもがともに過ごす場を確保し、特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

事業番号	事業名	担当課
44	児童育成クラブの障害のある子どもの利用	子ども・若者政策課
51	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	幼児課
54	医療的ケア支援員配置事業	幼児課 児童生徒支援課
57	インクルーシブサポーターの配置	児童生徒支援課

目標値

① 児童発達支援

障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の習得の支援、集団生活への適応訓練等を行います。

	単位	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	見込	目標値				
延べ利用日数	日/月	579	642	642	※			
実利用者数	人	81	68	69	※			

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対し、児童発達支援および治療を行います。

	単位	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	見込	目標値				
延べ利用日数	日/月	38	34	34	※			
実利用者数	人	5	5	5	※			

③ 放課後等デイサービス

就学している障害のある子どもに対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会交流を促進する活動等を行います。

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
延べ利用 日数	日/月	3,489	3,531	4,015	※			
実利用者数	人	268	321	365	※			

④ 保育所（園）等訪問支援

保育所等の施設に通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
延べ利用 日数	日/月	9	14	14	※			
実利用者数	人	15	21	22	※			

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

通所のために外出することが著しく困難な重症心身障害児等の子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援等を行います。

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
延べ利用 日数	日/月	1	12	12	※			
実利用者数	人	1	6	6	※			

⑥ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。

	単位	平成 30 年度	平成 31 (令和元)年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		実績	見込	目標値				
実利用者数	人	370	421	467	※			

※令和 3 年度以降の目標値は、「第 2 期草津市障害児福祉計画(令和 3～5 年度)」にて定めます。

4 「草津っ子」育み事業

(1) 施策の目的

目指す子どもの姿「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

子どもたちが、健やかに育つことを願い、家庭、地域、学校、企業、市等社会全体で子どもの育ち（「草津っ子」の育み）を応援していきます。

(2) 取組内容

① いのちを大切に子ども（「体」育み事業）

家庭は子どもが育つ基盤となる場所であり、子どもの幸せと健やかな成長に重要な役割を担っています。家庭、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校等との連携を図りながら、子どもたちが生涯にわたって健康を維持するための基本的な生活習慣や運動習慣の習得等、健やかな育ちを支援します。

また、食の楽しさや大切さ、正しい食習慣や感謝の気持ちを育みます。

事業番号	事業名	担当課
67	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	草津川跡地整備課 公園緑地課
85	すこやか訪問の推進	子育て相談センター
95	離乳食レストランの充実	子育て相談センター
102	小学校体力向上プロジェクト事業	スポーツ保健課
103	中学校体力向上プロジェクト事業	スポーツ保健課
105	栄養相談の実施	子育て相談センター
106	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進	幼児課
107	地域での食育の推進	健康増進課
108	小学校での食に関する指導	スポーツ保健課 (学校給食センター)

② よく考え、主体的に行動する子ども（「学び」育み事業）

子どもたちが多くの時間を過ごす場である認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校等では、幼児期の教育から小学校教育への学びの連続性を保ち、表現する力や探求する心、確かな学びの力を育てる本市独自の様々な取組を推進します。

また、家庭での子育てを支援するため、母親だけでなく、父親、祖父母を対象とした各種講座・イベントを開催し、家族全体での子育てと学びを推進します。

さらに、文化、芸術、スポーツ、科学等幅広い分野で、様々な体験や人との関わりを通し、将来の夢や目標の実現に向けて、主体的に行動・参画する機会を設け、子どもの好奇心・探究心を育みます。

事業番号	事業名	担当課
15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	幼児課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	幼児課 学校教育課
17	幼稚園等ステップアップ推進事業	幼児課 学校教育課
18	保育体験・異年齢交流の推進	幼児課
19	就学前教育サポート事業	幼児課
20	幼児教育推進体制の充実	幼児課
26	英語教育推進事業	学校教育課
28	教室アシスタント配置事業	児童生徒支援課
29	学びの教室プロジェクト	児童生徒支援課
30	国語・英語を中心とした学力向上事業	学校政策推進課
31	学校図書館教育の推進	学校政策推進課
32	ICTを活用した教育の推進	学校政策推進課
33	「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業 in 草津」の推進	学校政策推進課
104	ジュニアスポーツフェスティバルの開催	スポーツ保健課
121	妊婦教室	子育て相談センター
122	ブックスタート事業	子育て相談センター
123	家庭教育に関する学習機会の提供	幼児課
124	家庭教育サポート事業の推進	生涯学習課
140	草津市こども環境会議の開催	くさつエコスタイルプラザ

③ 人と豊かに関わる子ども（「心」育み事業）

子どもたち同士が幅広く関わる環境や、経験を積み重ねられる環境をつくることで、思いやりや協働の心を育みます。

また、地域、園、学校等を通して、身近な大人も含めた様々な出会いと交流により、思いやりの意識の醸成や集団でのルールを習得するなど、子どもの将来に向けた人間形成を図ります。

事業番号	事業名	担当課
18	保育体験・異年齢交流の推進	幼児課
21	公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放	幼児課
27	道徳教育推進事業	学校教育課
117	つどいの広場運営事業	子育て相談センター
120	児童館運営事業	子育て相談センター
122	ブックスタート事業	子育て相談センター
125	子育て支援センター機能の充実	子育て相談センター
126	地域子育て支援センターの充実	子育て相談センター
127	子育て支援施設の整備	子育て相談センター

④ 生まれ育った地域に愛着をもつ子ども（「ふるさと」育み事業）

子どもが地域の人との関わりを通して学び、家庭や学校、地域の協働により大人もともに成長する場として、歴史、自然、行事や人のつながり等、子どもたちの住む地域の特性を生かした、地域での子どもの育ちや地域の子育て力を向上させる取組を推進します。

事業番号	事業名	担当課
46	障害のある子どものファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
118	子育てサークル活動の支援事業	子育て相談センター
128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育て相談センター
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	子育て相談センター
141	地域協働合校の推進	生涯学習課
146	歴史資産を生かした体験機会の充実	草津宿街道交流館
147	子どもの読書活動推進事業（子ども対象）	図書館
148	子どもの読書活動促進事業（一般対象）	図書館
150	学校図書館支援事業	図書館
151	学校支援活動事業	図書館
153	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て相談センター

⑤ 「草津っ子」の普及、啓発

目指す子どもの姿の普及、啓発を通じて、子育てしやすいまちとしての本市の魅力を発信し、子どもを社会全体で育てるまちの実現を目指します。

目標値

① 子育てのしやすさ（アンケート調査の実施）

	単位	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	見込	目標値				
満足度	%	84.5	85	85.6	86.2	86.8	87.4	88

※児童手当受給全世帯（中学生以下）を対象に行っている「子育てしやすいまちづくりについてのアンケート」の結果であり、本計画に掲載しているニーズ調査とは異なるものです。

※「草津市は子育てしやすい所ですか。」の問いに「そう思う／どちらかというと思う」と答えた人の割合

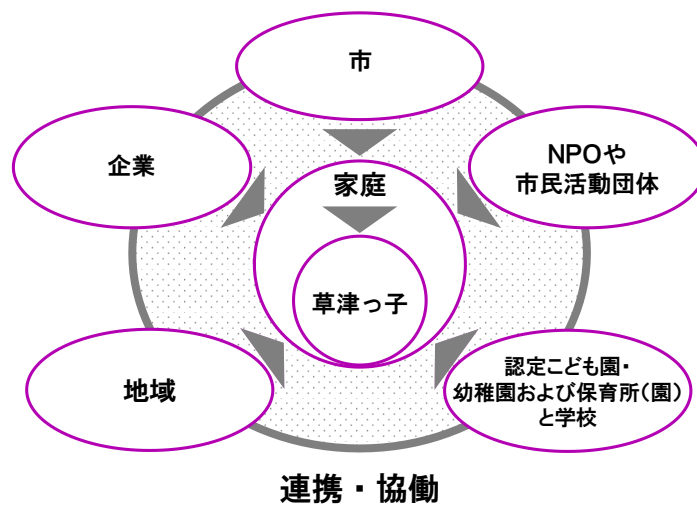


第7章 計画の推進に向けて

1 それぞれの役割と責務

本計画は、子ども・子育てに関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境等広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけではなく、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等がそれぞれの立場でその役割を我が事として認識し、相互に連携しながら、丸ごととなって取り組むことが必要です。

■本計画推進における各主体の役割や責務



【家庭】

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担うことや家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもと関わり、育み、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付け、命を尊び健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められています。

【地域】

地域は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、非行や犯罪の防止等、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流等、子どもや子育て家庭が地域で孤立することがないように、積極的な交流の取組等に参画することが期待されます。

【認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校】

認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校は、子どもが多くのことを学び育つ場として、生きる力の育みに向け、確かな学力の向上と豊かな心の育成のための取組が求められます。また、次代の親の育成を見据え、子どもや家庭の大切さを理解できる機会の充実や、子育てと保護者の親育ちへの支援の推進が期待されています。

【NPOや市民活動団体】

子ども・子育て支援や青少年健全育成等、様々な活動を展開しているNPOや市民活動団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、子どもや子育て家庭に寄り添い、応援する役割が期待されています。市や企業、地域との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

【企業】

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることが、少子高齢化の日本を元気な社会にすることにもつながり、仕事と生活の調和を図る職場環境づくりが期待されます。また、子ども・若者が、それぞれの能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現に向けた取組が求められます。

【市】

市は、計画の推進主体として、子ども・子育て支援事業計画における施策・事業、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行していきます。

2 推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多分野にわたる総合的な取組が必要となるため、国・県および、近隣市町の関係部局や庁内の関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、本市のすべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の調和が図れるモデル職場としての環境づくりを進めます。

(2) 市民・関係団体との協働による推進

社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支援するためには、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、NPOや市民活動団体、企業等が、本計画の理念を共有する必要があり、各主体が子ども・子育て支援に主体的に取り組めるよう働きかけます。

(3) 広報・啓発による推進

本計画や目指す子どもの姿である「草津っ子」の広報により、子育て支援の強化、家庭の子育て力の向上、市民の子育て支援への参画と企業の職場環境づくりを促し、社会全体での子育てを推進します。また、支援が必要な人へ適切な情報が届くように、ホームページや広報、パンフレット等を活用し、きめ細かな情報提供に努めるとともに、広く周知していきます。

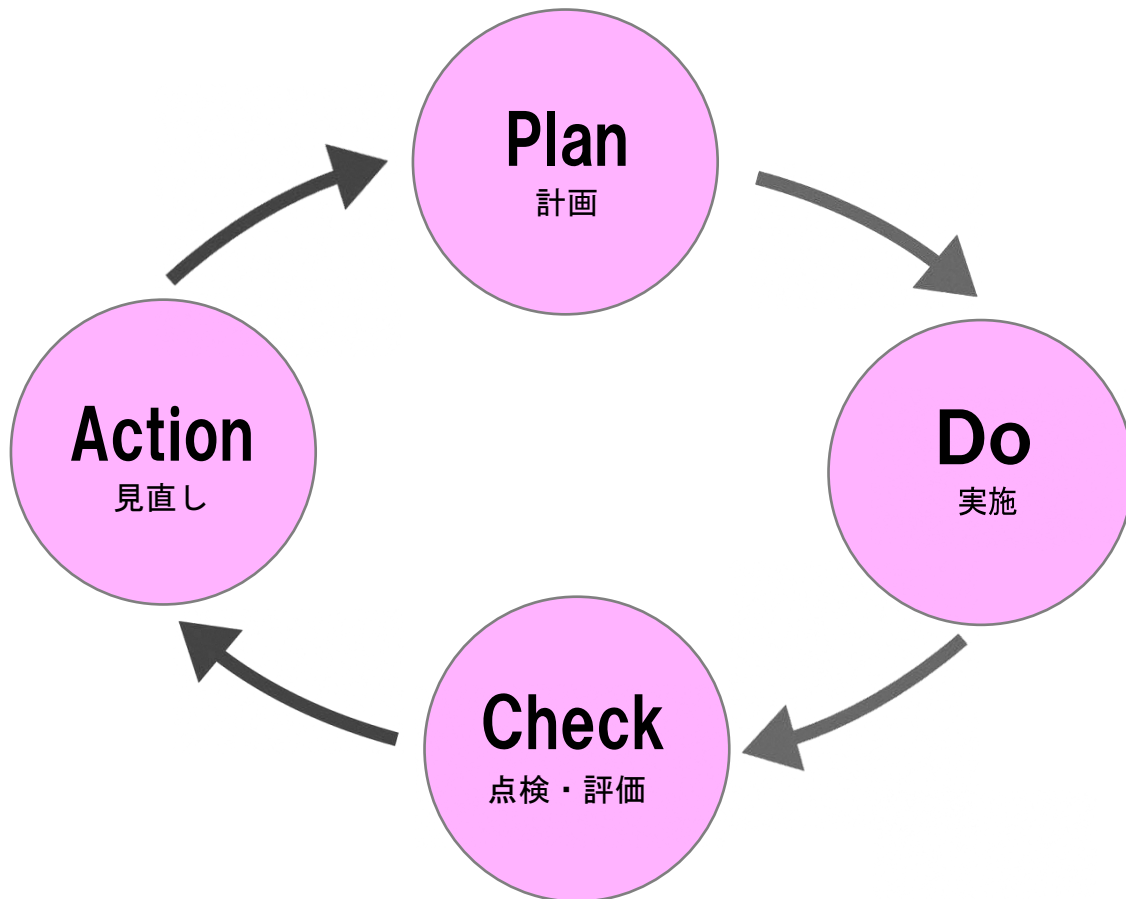
3 計画の検証方法と中間年度での見直し

本計画の目標、施策ごとに、施策の方向で示した事業の実施状況について、毎年度、草津市子ども・子育て会議で評価を行います。会議では、施策の方向どおりに事業が実施できているのかを評価します。

また、本計画第5章～第6章の重点的な取組については、数値による把握・評価を行い、評価を数値化することで、どの目標・施策の進捗状況が遅れているかなどを明確にするとともに、その理由や事業の実施に伴う課題を明らかにします。

また、子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、国の基本指針に基づき、中間年度である令和4年度を目途に、量の見込みと確保方策について見直しを行います。

■ 計画の進行管理のイメージ



資料編

Ⅰ 草津市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属団体等	備考
神部 純一	滋賀大学	委員長
奈良 譽夫	草津市私立幼稚園代表	副委員長
井戸田 聖子	公募	
井上 智子	特定非営利活動法人草津手をつなぐ育成会	
今村 貞雄	草津市民生委員児童委員協議会	
上田 善彦	草津商工会議所	
卯田 敏子	公募	
菅野 らら	公募	
杉江 紀子	草津市母子福祉のぞみ会	
高尾 高鐘	草津市児童育成クラブ指定管理者会	
高木 洋司	草津市同和教育推進協議会	
高城 博人	草津・栗東地区労働者福祉協議会	
田中 茂喜	滋賀県中央子ども家庭相談センター	
土田 美世子	龍谷大学	
中島 敬子	公募	
西村 洋	草津市校長会	
橋本 篤典	草津市認可保育園連盟	
蜂須賀 ひとみ	草津市PTA連絡協議会	
横江 保彦	草津栗東医師会	
渡辺 香織	草津市まちづくり協議会連合会	

(答申時点、敬称略、順不同)

2 草津市子ども・子育て会議における検討経過

開催日等		主な議題
平成30年 7月17日	平成30年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績および平成30年度実施予定について ・平成30年度の主要な子ども・子育て支援事業の実施概要について ・草津市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について
平成30年 8月29日	平成30年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について
平成30年 10月12日	平成30年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について
平成31年 3月28日	平成30年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」および「草津市子ども・若者計画」の策定について（諮問） ・児童福祉法による地域型保育事業の「認可」および子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」について ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について（報告） ・平成31年度の審議事項について（報告） ・平成31年度子ども・子育て関係予算の概要について（報告）
令和元年 7月16日	令和元年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績および令和元年度実施予定重点的な取組について、支援事業について ・草津市子ども・子育て支援事業計画 全期間評価について ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画の策定趣旨と構成について ・利用定員について
令和元年 8月8日	令和元年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画について 子ども・子育てを取り巻く現状、計画の基本的な考え、子ども・子育て支援施策の展開、重点的な取組 ・草津市子ども・若者計画について 子ども・若者育成支援推進法および大綱の概要、計画策定の趣旨 草津市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状
令和元年 9月5日	令和元年度 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画について 子ども・子育て支援施策の展開、重点的な取組（法定必須記載事項以外） ・草津市子ども・若者計画について 子ども・若者に関する課題、計画の基本的な考え方、施策の展開
令和元年 10月28日	令和元年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画について 前回会議での意見反映および対応、第5章 重点的な取組（法定必須記載事項）量の見込みについて、第7章 計画の推進に向けて ・草津市子ども・若者計画について 前回会議での意見反映および対応、第3章 計画の基本的な考え方 第5章 本計画の重点的な取組、第6章 計画の推進に向けて
令和元年 11月15日	令和元年度 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画 前回会議からの変更点 ・草津市子ども・若者計画 前回会議からの変更点 ・「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」および「草津市子ども・若者計画」の策定について（答申案）
令和元年 11月20日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」について（答申）
令和2年 3月31日	書面報告	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関するパブリックコメントの実施結果について ・第二期草津市子ども・子育て支援事業計画および草津市子ども・若者計画の策定について



発行日 令和2年3月

草津市 子ども未来部 子ども・若者政策課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

電話:077-563-1234(代表)